

平成23年第 4 回 吉 岐 市 議 会 定 例 会 議 録 目 次

会期日程	1
上程案件及び処理結果	2
一般質問通告者及び質問事項一覧	4
第 1 日 (1 2 月 2 日 金曜日)	
議事日程表 (第 1 号)	5
出席議員及び説明のために出席した者	6
開 会 (開 議)	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
諸般の報告	8
行政報告	9
議案説明	
議案第 8 2 号 吉 岐 市 ク リ ー ン セ ン タ ー 条 例 の 制 定 に つ い て	2 0
議案第 8 3 号 吉 岐 市 汚 泥 再 生 処 理 セ ン タ ー 条 例 の 制 定 に つ い て	2 1
議案第 8 4 号 吉 岐 市 廃 棄 物 の 処 理 及 び 清 掃 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て	2 2
議案第 8 5 号 吉 岐 市 自 給 肥 料 供 給 セ ン タ ー 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て	2 3
議案第 8 6 号 あ ら た に 生 じ た 土 地 の 確 認 及 び 字 の 区 域 変 更 に つ い て	2 4
議案第 8 7 号 平 成 2 3 年 度 吉 岐 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 8 号)	2 5
議案第 8 8 号 平 成 2 3 年 度 吉 岐 市 国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 3 号)	3 2
議案第 8 9 号 平 成 2 3 年 度 吉 岐 市 介 護 保 険 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 2 号)	3 2
議案第 9 0 号 平 成 2 3 年 度 吉 岐 市 簡 易 水 道 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 3 号)	3 3
議案第 9 1 号 平 成 2 3 年 度 吉 岐 市 下 水 道 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 2 号)	3 4
議案第 9 2 号 平 成 2 3 年 度 吉 岐 市 特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 2 号)	3 5
議案第 9 3 号 平 成 2 3 年 度 吉 岐 市 三 島 航 路 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 2 号)	

.....	3 5
議案第 9 4 号 平成 2 3 年度吉崎市農業機械銀行特別会計補正予算（第 2 号）	
.....	3 6
議案第 9 5 号 平成 2 3 年度吉崎市病院事業会計補正予算（第 2 号）	3 7
議案第 9 6 号 平成 2 3 年度吉崎市水道事業会計補正予算（第 1 号）	3 8
陳 情	
陳情第 4 号 吉崎市の奨学金貸与制度の改善を求める陳情	3 9
陳情第 5 号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する陳情	3 9
第 2 日（ 1 2 月 7 日 水曜日）	
議事日程表（第 2 号）	4 1
出席議員及び説明のために出席した者	4 2
議案に対する質疑	
議案第 8 2 号 吉崎市クリーンセンター条例の制定について	4 3
議案第 8 3 号 吉崎市汚泥再生処理センター条例の制定について	4 3
議案第 8 4 号 吉崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について	
.....	4 3
議案第 8 5 号 吉崎市自給肥料供給センター条例の一部改正について	4 6
議案第 8 6 号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域変更について	5 2
議案第 8 7 号 平成 2 3 年度吉崎市一般会計補正予算（第 8 号）	5 2
議案第 8 8 号 平成 2 3 年度吉崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	7 3
議案第 8 9 号 平成 2 3 年度吉崎市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	
.....	7 3
議案第 9 0 号 平成 2 3 年度吉崎市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）	
.....	7 3
議案第 9 1 号 平成 2 3 年度吉崎市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）	
.....	7 3
議案第 9 2 号 平成 2 3 年度吉崎市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第 2 号）	7 4
議案第 9 3 号 平成 2 3 年度吉崎市三島航路事業特別会計補正予算（第 2 号）	
.....	7 4

議案第 9 4 号 平成 2 3 年度 岐阜市 農業機械銀行 特別会計 補正予算 (第 2 号)	7 4
議案第 9 5 号 平成 2 3 年度 岐阜市 病院事業 会計補正予算 (第 2 号)	7 4
議案第 9 6 号 平成 2 3 年度 岐阜市 水道事業 会計補正予算 (第 1 号)	7 4
委員会付託 (議案)	7 4
予算特別委員会の設置	7 4
委員会付託 (陳情)	7 5
陳情第 4 号 岐阜市の奨学金貸与制度の改善を求める陳情	7 5
陳情第 5 号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する陳情	7 5
市長提出追加議案 (説明、質疑、報告済、委員会付託)	
報告第 7 号 平成 2 2 年度 岐阜クリーンエネルギー株式会社に係る経営状況の報告について	7 5
議案第 9 7 号 八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の変更について	7 7
委員会付託 (請願)	7 8
請 願	
請願第 2 号 長崎県 岐阜振興局 水産課と 岐阜市 水産課の執務室共同化に関する請願	7 8
請願第 3 号 B 型肝炎・C 型肝炎患者の救済に関する意見書採択の請願	7 8
第 3 日 (1 2 月 9 日 金曜日)	
議事日程表 (第 3 号)	7 9
出席議員及び説明のために出席した者	7 9
一般質問	8 0
2 番 呼子 好 議員	8 1
1 4 番 榊原 伸 議員	9 5
8 番 今西 菊乃 議員	1 0 4
1 番 久保田恒憲 議員	1 1 6
1 3 番 鵜瀬 和博 議員	1 2 7
第 4 日 (1 2 月 1 6 日 金曜日)	
議事日程表 (第 4 号・第 4 号の追加第 1)	1 3 9
出席議員及び説明のために出席した者	1 4 0

議案の訂正

議案第 8 5 号 吉岐市自給肥料供給センター条例の一部改正についての訂正の件	1 4 2
委員長報告、委員長に対する質疑	1 4 2
議案に対する討論、採決	
議案第 8 2 号 吉岐市クリーンセンター条例の制定について	1 4 6
議案第 8 3 号 吉岐市汚泥再生処理センター条例の制定について	1 4 6
議案第 8 4 号 吉岐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について	1 4 7
議案第 8 5 号 吉岐市自給肥料供給センター条例の一部改正について	1 4 7
議案第 8 6 号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域変更について	1 4 7
議案第 8 7 号 平成 2 3 年度吉岐市一般会計補正予算（第 8 号）	1 4 7
議案第 8 8 号 平成 2 3 年度吉岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	1 4 8
議案第 8 9 号 平成 2 3 年度吉岐市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	1 4 8
議案第 9 0 号 平成 2 3 年度吉岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）	1 4 8
議案第 9 1 号 平成 2 3 年度吉岐市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）	1 4 9
議案第 9 2 号 平成 2 3 年度吉岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第 2 号）	1 4 9
議案第 9 3 号 平成 2 3 年度吉岐市三島航路事業特別会計補正予算（第 2 号）	1 4 9
議案第 9 4 号 平成 2 3 年度吉岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第 2 号）	1 4 9
議案第 9 5 号 平成 2 3 年度吉岐市病院事業会計補正予算（第 2 号）	1 5 0
議案第 9 6 号 平成 2 3 年度吉岐市水道事業会計補正予算（第 1 号）	1 5 0
陳情第 3 号 郵政改革法案の早期成立を求める陳情	1 5 0
陳情第 4 号 吉岐市の奨学金貸与制度の改善を求める陳情	1 5 1
陳情第 5 号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する陳情	1 5 1
議案第 9 7 号 八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の変更について	1 5 1

請願第 2 号 長崎県壱岐振興局水産課と壱岐市水産課の執務室共同化に関する 請願	1 5 1
請願第 3 号 B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書採択の請願	1 5 2
発議第 4 号 指定外来種等による生態系等に係る被害の防止に関する条例の制 定について	1 5 2
議員提出議案の審査（説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決）	
発議第 9 号 壱岐市議会基本条例の制定について	1 5 2
発議第 1 0 号 壱岐市議会議員定数条例の一部改正について	1 5 5
発議第 1 1 号 郵政改革法案の早期成立を求める意見書の提出について	1 5 6
発議第 1 2 号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について	1 5 8
発議第 1 3 号 B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書の提出について	1 5 9
委員会の閉会中の継続調査申し出の件	1 6 1
市長の発言の申し出（長崎県病院企業団の件）	1 6 2
市長の挨拶	1 6 4
閉 会	1 6 5
資料	
閉会中委員会継続調査申し出の件	1 6 7

吉岐市告示第92号

平成23年第4回吉岐市議会定例会を、次のとおり招集する

平成23年11月25日

吉岐市長 白川 博一

- 1 期 日 平成23年12月2日（金）
- 2 場 所 吉岐市議会議場（吉岐西部開発総合センター2F）

平成23年第4回吉岐市議会定例会 会期日程

日次	月 日	曜日	会議の種類	摘 要
1	12月2日 （招集日）	金	本会議	開会 会期の決定 行政報告 会議録署名議員の指名 諸般の報告 議案の上程、説明
2	12月3日	土	休 会	（閉庁日）
3	12月4日	日		
4	12月5日	月		
5	12月6日	火		
6	12月7日	水	本会議	議案審議（質疑、委員会付託）
7	12月8日	木	休 会	
8	12月9日	金	本会議	一般質問（5人）
9	12月10日	土	休 会	（閉庁日）
10	12月11日	日		
11	12月12日	月	委員会	常任委員会
12	12月13日	火	委員会	予算特別委員会
13	12月14日	水	休 会	（議事整理日）
14	12月15日	木		
15	12月16日	金	本会議	議案審議（委員長報告、討論、採決） 閉会

平成23年第4回壱岐市議会定例会 上程案件及び議決結果一覧(1/2)

番 号	件 名	結 果	
		審査付託	本会議
報告第6号	平成22年度壱岐クリーンエネルギー株式会社に係る経営状況の報告について	-	報告済 (12/7)
議案第82号	壱岐市クリーンセンター条例の制定について	厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/16)
議案第83号	壱岐市汚泥再生処理センター条例の制定について	厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/16)
議案第84号	壱岐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について	厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/16)
議案第85号	壱岐市自給肥料供給センター条例の一部改正について	厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/16)
議案第86号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域変更について	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/16)
議案第87号	平成23年度壱岐市一般会計補正予算(第8号)	予算特別委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/16)
議案第88号	平成23年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/16)
議案第89号	平成23年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/16)
議案第90号	平成23年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/16)
議案第91号	平成23年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第2号)	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/16)
議案第92号	平成23年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第2号)	厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/16)
議案第93号	平成23年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算(第2号)	総務文教常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/16)
議案第94号	平成23年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算(第2号)	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/16)
議案第95号	平成23年度壱岐市病院事業会計補正予算(第2号)	厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/16)
議案第96号	平成23年度壱岐市水道事業会計補正予算(第1号)	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/16)
議案第97号	八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の変更について	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (12/16)
請願第2号	長崎県壱岐振興局水産課と壱岐市水産課の執務室共同化に関する請願	総務文教常任委員会 不採択	不採択 (12/16)
請願第3号	B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書採択の請願	厚生常任委員会 採 択	採 択 (12/16)
陳情第3号	郵政改革法案の早期成立を求める陳情	総務文教常任委員会 採 択	採 択 (12/16)

平成23年第4回壱岐市議会定例会 上程案件及び議決結果一覧(2/2)

番 号	件 名	結 果	
		審査付託	本会議
陳情第4号	壱岐市の奨学金貸与制度の改善を求める陳情	総務文教常任委員会 不採択	不採択 (12/16)
陳情第5号	義務教育費国庫負担制度の堅持に関する陳情	総務文教常任委員会 採 択	採 択 (12/16)
発議第4号	指定外来種等による生態系等に係る被害の防止に関する条例の制定について	産業建設常任委員会 可 決	修正案のとおり 可 決 (12/16)
発議第9号	壱岐市議会基本条例の制定について	省 略	原案のとおり可決 (12/16)
発議第10号	壱岐市議会議員定数条例の一部改正について	省 略	原案のとおり可決 (12/16)
発議第11号	郵政改革法案の早期成立を求める意見書の提出につて	省 略	原案のとおり可決 (12/16)
発議第12号	義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出につ いて	省 略	原案のとおり可決 (12/16)
発議第13号	B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書の提出につ いて	省 略	原案のとおり可決 (12/16)

平成23年第4回壱岐市議会定例会 上程及び議決件数

市長提出	上程	可決	否決	撤回	継続	議員発議	上程	可決	否決	継続
条例制定、一部 改正、廃止	4	4				発議(条例制定) (一部改正)	3 (1)	3 (1)		
予算	10	10				発議(意見書)	3	3		
その他	2	2				決議・その他				
報告	1	1				計	6 (1)	6 (1)		
決算認定 (内前回継続)						請願・陳情等 (内前回継続)	5 (1)	3 (1)	2	
計	17	17				計	5 (1)	3 (1)	2	

平成23年第4回吉岐市議会定例会 一般質問一覧表

月日	順序	議員氏名	質問事項	質問の相手	ページ
12月9日 金	1	呼子 好	市政懇談会について	市長、教育長	81～95
			TPP参加協議は断固反対を	市長	
			長崎全国和牛共進会について		
	2	榊原 伸	市政懇談会について	市長	95～104
			観光行政について		
3	今西 菊乃	一般廃棄物処理不法投棄対策について	市長	104～116	
		学校給食における食物アレルギー対策	教育長		
4	久保田恒憲	東日本大震災被災地復興支援活動吉岐生き応援隊の活動報告を子供らに	市長、教育長	116～126	
		6月に提案した緑のカーテンの実施状況と検証について	市長		
		吉岐市のエネルギー対策について			
5	鵜瀬 和博	遊休公共施設活用について	市長、教育長	127～138	

平成23年第4回定例会 吉 岐 市 議 会 会 議 録 (第 1 日)

議事日程 (第 1 号)

平成23年12月 2 日 午前10時00分開会 (議)

日程第 1	会議録署名議員の指名		14番 榊原 伸 15番 久間 進
日程第 2	会期の決定		15日間 決定
日程第 3	諸般の報告		議長 報告
日程第 4	行政報告		市長 説明
日程第 5	議案第82号	吉岐市クリーンセンター条例の制定について	保健環境部長 説明
日程第 6	議案第83号	吉岐市汚泥再生処理センター条例の制定について	保健環境部長 説明
日程第 7	議案第84号	吉岐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について	保健環境部長 説明
日程第 8	議案第85号	吉岐市自給肥料供給センター条例の一部改正について	保健環境部長 説明
日程第 9	議案第86号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域変更について	建設部長 説明
日程第10	議案第87号	平成23年度吉岐市一般会計補正予算(第8号)	財政課長 説明
日程第11	議案第88号	平成23年度吉岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	保健環境部長 説明
日程第12	議案第89号	平成23年度吉岐市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	保健環境部長 説明
日程第13	議案第90号	平成23年度吉岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)	建設部長 説明
日程第14	議案第91号	平成23年度吉岐市下水道事業特別会計補正予算(第2号)	建設部長 説明
日程第15	議案第92号	平成23年度吉岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第2号)	市民部長 説明
日程第16	議案第93号	平成23年度吉岐市三島航路事業特別会計補正予算(第2号)	総務部長 説明
日程第17	議案第94号	平成23年度吉岐市農業機械銀行特別会計補正予算(第2号)	農林水産部長 説明
日程第18	議案第95号	平成23年度吉岐市病院事業会計補正予算(第2号)	病院部長 説明

日程第19	議案第96号	平成23年度苓崎市水道事業会計補正予算 (第1号)	建設部長 説明
日程第20	陳情第4号	苓岐市の奨学金貸与制度の改善を求める陳情	
日程第21	陳情第5号	義務教育費国庫負担制度の堅持に関する陳情	

本日の会議に付した事件
(議事日程第1号に同じ)

出席議員(19名)

1番 久保田恒憲君	2番 呼子 好君
3番 音嶋 正吾君	4番 町田 光浩君
5番 小金丸益明君	6番 深見 義輝君
7番 町田 正一君	8番 今西 菊乃君
9番 市山 和幸君	10番 田原 輝男君
11番 豊坂 敏文君	13番 鶴瀬 和博君
14番 榊原 伸君	15番 久間 進君
16番 大久保洪昭君	17番 瀬戸口和幸君
18番 牧永 護君	19番 中田 恭一君
20番 市山 繁君	

欠席議員(1名)

12番 中村出征雄君

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 松本 陽治君	事務局次長 米村 和久君
事務局係長 吉井 弘二君	事務局書記 村部 茂君

説明のため出席した者の職氏名

市長 白川 博一君 副市長兼病院部長 久田 賢一君

教育長	須藤 正人君	総務部長	堤 賢治君
企画振興部長	浦 哲郎君	市民部長	山内 達君
保健環境部長	山口 壽美君	建設部長	後藤 満雄君
農林水産部長	榊崎 文雄君	教育次長	村田 正明君
消防本部消防長	松本 力君	総務課長	久間 博喜君
財政課長	川原 裕喜君	病院管理課長	左野 健治君
会計管理者	宇野木真智子君		

午前10時00分開会

議長（市山 繁君） 皆さん、おはようございます。

中村出征雄議員から欠席の届がっております。

ただいまの出席議員は19名であり、定足数に達しております。

ただいまから平成23年第4回壱岐市議会定例会を開会いたします。

これから、議事日程表第1号により本日の会議を開きます。

・

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（市山 繁君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、14番、榊原伸議員、15番、久間進議員を指名いたします。

・

日程第2．会期の決定

議長（市山 繁君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、去る11月22日に議会運営委員会が開催され、協議をされておりますので、議会運営委員会委員長に対し、協議の結果の報告を求めます。鵜瀬議会運営委員長。

〔議会運営委員長（鵜瀬 和博君） 登壇〕

議会運営委員長（鵜瀬 和博君） 議会運営委員会の報告をいたします。

平成23年第4回壱岐市議会定例会の議事運営について、協議のため去る11月22日、議会運営委員会を開催しましたので、その結果について報告いたします。

会期日程案につきましては、各議員のお手元に配付しておりますが、本日から12月16日までの15日間との申し合わせをいたしました。

本定例会に提案されます議案等は、条例改正2件、条例制定2件、平成23年度補正予算関係

10件、その他1件の合計15件となっております。また、陳情2件を受理しておりますが、お手元に配付のとおりであります。

本日は、会期の決定、議長の報告、市長の行政報告の後、本日送付された議案の上程・説明を行います。

12月3日から6日まで休会といたしておりますが、一般質問並びに質疑についての通告をされる方は、12月5日正午までに提出をお願いします。

12月7日は議案に対する質疑を行い、質疑終了後、所管の委員会へ審査付託を行います。質疑をされる場合は議会のスムーズな運営上、できる限り事前通告をされるようお願いいたします。

また、上程議案のうち、平成23年度一般会計補正予算につきましては、議長を除く議員全員で構成する特別委員会を設置し、審査すべきということを確認いたしましたので、よろしくお願いいたします。

12月8日と9日の2日間で一般質問を行います。

質問の順序は、受付順のくじにより、番号の若い順とし、質問時間については答弁を含め50分の時間制限とします。また、質問回数については制限をしないこととします。

なお、同一趣旨の質問につきましては、質問者間でぜひ調整をお願いしたいと思います。

また、通告書についても、市長の適切な答弁を求める意味からも、質問の趣旨を明快に記載されるようあえてお願いをいたします。

12月12日と13日を委員会開催日としております。

12月16日、本会議を開催し、各委員長の報告を受けた後、議案等の審議、採決を行い、全日程を終了したいと思います。

なお、本定例会会期中に、報告1件、契約案件1件が追加議案として提出される予定ですが、契約案件については所管の委員会に審査付託を行うこととしております。

以上が、第4回定例会の会期日程案であります。円滑な運営に御協力を賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

〔議会運営委員長（鵜瀬 和博君） 降壇〕

議長（市山 繁君） お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日から12月16日までの15日間といたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 御異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から12月16日までの15日間と決定いたしました。

日程第3．諸般の報告

議長（市山 繁君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告をいたします。

平成23年第4回吉岐市議会定例会に提出され、受理した議案等は15件、陳情2件であります。

次に、監査委員より、例月出納検査の報告書が提出されており、その写しを手元に配付しておりますので、御高覧を願います。

次に、系統議長会であります。

9月29日、東京都において、長崎県・長崎県議会議長会・長崎県離島振興協議会及び長崎県離島振興市町村議会議長会による「新たな離島振興法に関する意見書の国への提出・要望活動」が行われ、国策による離島の不利条件の解消、従来にない思い切った産業振興策の展開、国境離島に対する強力な支援などについて、各政党本部及び関係省庁、さらに長崎県選出国會議員に対し要望活動を行ったところであります。

次に、11月9日県庁において、長崎県離島振興市町村議会議長会及び長崎県町村議会議長会合同で、中村知事に対し、全体で24項目、本市からも「離島航路対策」と「医療対策の充実」について直接要望を行ったところであります。

次に、11月15日東京都において開催された第30回離島振興市町村議会議長会全国大会に出席をいたしました。会議では、大会宣言に続き、離島振興法の改正・延長に関する特別決議がなされ、その後、12項目にわたる要望事項を審議・決定。これを受けて決議がなされ、それぞれ実行運動を行うことが決定されました。

翌11月16日には、長崎県離島振興市町村議会議長会主催による地元選出国會議員に対する要望行動がなされたところであります。

以上のとおり、系統議長会に関する報告を終わりますが、吉岐市単独での要望として、11月17日県庁において、白川市長とともに中村知事に対し、航路運賃・道路整備・河川の改修及び県単独補助金の改善について要望を行ったところであります。

以上のとおりであります。詳しい資料につきましては、事務局に保管をいたしておりますので、必要な方は御高覧をお願いいたします。

本定例会において議案等説明のため、白川市長初め教育委員会委員長に説明員として出席を要請しておりますので御了承願います。

以上で、私からの報告を終わります。

日程第4．行政報告

議長（市山 繁君） 次に、日程第4、行政報告を行います。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） おはようございます。行政報告を行います。

本日ここに、平成23年第4回市議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆様には、御健勝にて御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

去る11月5日、西岡武夫前参議院議長がお亡くなりになりました。長崎県出身で初の参議院議長となられ、国政の発展、そして郷土長崎県の振興発展に多大な御功績を残されました。ここに深く哀悼の意を表しますとともに、御冥福をお祈り申し上げます。

さて、10月7日に、第17回危険業務従事者叙勲が発表され、本市から、消防功労として元市消防本部消防司令長の松永昇様が瑞宝単光章を受章されました。

また、11月3日には、平成23年秋の叙勲受章者が発表され、本市から教育功労として元小学校長で、旧郷ノ浦町教育長を務められました平松正様が瑞宝双光章を、長年、消防防災に貢献されました元勝本町消防団本部部長栗元一男様が瑞宝単光章を受章されました。

さらに、11月20日に、県民表彰受賞者が発表され、本市から社会福祉功労として元民生委員・児童委員の小嶋八代子様が、教育文化功労として、コール・リーベ女声合唱団指導者山内和子様が、教育文化部門の優良団体として子供のためのすぐれた芸術鑑賞活動の実施や児童文化の創造発展に尽くされている壱岐子ども劇場様が受賞されました。

受賞の栄に浴された皆様に対し、今日まで築かれた御功績に深甚なる敬意を表しますとともに、このたびの栄誉を心からお喜び申し上げます。

それでは、前定例会以降、今日までの市政の重要事項等について御報告申し上げ、議員皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

まず初めに、市政懇談会について申し上げます。

10月7日から11月25日まで、市内各小学校区単位18地区で、市政懇談会を開催し、昨年より66人多い、合計696人の市民皆様に御参加をいただきました。

市政の現状や、これまで取り組んでまいりました重要事項等について、市民皆様に御説明申し上げますとともに、市民皆様からもさまざまな御意見等をいただきました。市立病院改革、ケーブルテレビ、中学校統廃合後の跡地活用、離島航路に関する事、また職員の対応等、今回も市民皆様の生の声をお聞きすることができ、大変有意義だったと思っております。

また、市政懇談会の前に開催いたしました職員との意見交換会において、職員に対し、公務員としてのあるべき姿として、1つに、地域のリーダーとなること、2つ目に、迅速な対応に徹すること、3つ目に、勤務時間外においても、常に壱岐市の振興を考えることの3点を意識改革の基本とするよう強く求めたところであります。これからも職員一丸となって壱岐市振興発展のため市政運営にあたってまいりますので、市民皆様の御理解、御協力をお願い申し上げます。

なお、市政懇談会の内容につきましては、市報の平成24年新年号に掲載をいたします。

次に、長崎県への要望行動について申し上げます。

11月17日、長崎県に対し、壱岐市の単独要望を行いました。長崎県からは、中村知事を初め幹部職員に御対応いただき、本市からは市山議長、そして山本県議にも御同席をいただきました。

要望項目につきましては、1番目に、博多～壱岐～対馬航路「ニューつしま」のリプレイス後、運賃の差が70円となる唐津～壱岐航路運賃について、2番目に、道路整備について、3点目に河川の改修事業等について、4点目に、県単独補助金の改善についての4項目について要望を行ったところであります。

中村知事からは、厳しい財政状況の説明、他地域との均衡等考慮する必要があるとの回答でございましたけれども、項目によっては、今後さらに御検討いただくこととなっております。

また、中村知事とも、離島振興を初め県政運営等について意見交換を行うことができ、大変有意義であったと感じております。今後もこうした壱岐市単独要望については、意見交換を含め、積極的に実施してまいりたいと考えております。

次に、全国・離島交流ゲートボール親善大会について申し上げます。

11月4日から6日の3日間にわたり、国土交通大臣杯第22回全国・離島交流ゲートボール親善大会を開催し、遠くは北海道宗谷を初め全国各地から57チーム、350人余りの皆様に御来島いただきました。

当日はあいにくの雨天となり、大会メイン会場として整備してまいりました壱岐市ふれあい広場のグラウンド使用ができず、急遽、芦辺町及び石田町の全天候型施設に会場を変更し、競技方法等縮小しての開催となりましたが、選手皆様の御理解、御協力はもとより、競技運営にあたられましたゲートボール協会を初めスタッフの皆様の御尽力によりまして無事終了することができました。

御来賓皆様並びに大会を運営いただきました大会役員及び関係者の皆様に改めましてお礼申し上げます。

次に、離島振興法の延長、改正に向けた取り組みについてでございますが、私は、現在、長崎県離島振興協議会会長、全国離島振興協議会副会長を拝命しておりまして、平成25年3月末期限切れとなる離島振興法の延長と改正、特に離島航路運賃低廉化、JR並み運賃の実現など国策としての取り組みを求めるため、国会議員を初め関係省庁に対し要望活動を活発に行っております。

9月29日には、長崎県離島振興協議会で、国会議員・各政党、そして関係省庁に対し意見書の提出を行い、10月19日には、全国離島振興協議会で、各政党幹部の国会議員との懇談会を

行いました。また、10月28日には、長崎県離島振興協議会で長崎県選出国會議員と関係省庁への要望を行い、さらに、11月7日には、全国離島振興協議会正副会長による要望運動、そしてつい先日、11月30日にも、全国離島振興協議会理事会で国會議員、関係省庁に対し要望活動を行ったところであります。

今は、離島振興法の改正延長に向けた極めて重要な時期であります。私も、これまで申し上げてまいりました離島振興法の改正延長、とりわけ人流・物流ともに航路運賃のJR並み運賃の実現が交流人口の拡大や産業経済の振興を初め離島振興・活性化の一番の根幹をなすものであり、離島が元気になる最も基本的なことであると確信をしております。今後とも、強い決意を持って取り組んでまいりますので、議員各位、市民皆様の御理解、御協力をお願い申し上げます。

次に、交流人口・定住人口の拡大について申し上げます。

まず、観光振興についてでございますが、九州郵船とオリエンタルエアブリッジの8月から10月までの乗降客累計を見ますと、21万8,298人、対前年比100.3%でございます。前年並みに推移をしているところでございます。このような中、一支国博物館の総入館者数が9月8日には20万人を突破し、11月末現在で23万人に迫るなど、今年度の目標入館者数に対して順調に推移しております。

また、この秋は、大型客船「ふじ丸」と「飛鳥」の2隻が入港し、合計約900人の観光客皆様が本市に来島され、壱岐の豊かな自然や歴史、そして旬なグルメを味わっていただき、大変好評をいただいております。

さらに、長崎県下全域で開催されております食のイベント「来てみんな！長崎食KING王国」では、6月から9月までの期間「壱岐うに物語！キャンペーン」を開催し、広島県のテレビ番組や旅行会社等とタイアップした企画ツアーの造成により、約2,000人の観光客皆様に御来島いただきました。このように、今後も、壱岐への来島につながる機会を増やし、本市への交流人口の拡大につながる取り組みを積極的に展開してまいります。

次に、県内離島三市二町の広域連携事業について申し上げます。

平成21年1月、長崎県離島三市（壱岐市・対馬市・五島市）でございますけれども、市長・議長会が発足いたしました。その後、新上五島町、小値賀町も加わって、長崎県下離島三市二町で、平成23年度から観光部門において広域連携PR事業を展開することとなりました。本年度は、来年1月19日から23日にかけて、誘客のターゲット地域である大阪市内において、旅行会社やメディアを招聘し、観光情報説明会を開催いたします。また、集客力の高いイベント「大阪モーターショー」に観光・物産のPRブースを設け、観光PRや物産販売を行うとともに、県内離島の自治体、観光協会と連携し、島の魅力の情報発信を展開する予定にいたしております。

なお、本事業に係る所要の補正予算を今回計上しておりますので、御審議賜りますようお願い

申し上げます。

次に、離島航路対策についてでございますが、離島航路対策については、これまで苓岐市航路対策協議会、苓岐対馬航路活性化協議会、また、長崎県離島基幹航路運賃対策協議会を初めあらゆる機会を利用し、その改善について協議を重ねてまいりました。この中で、リプレイス事業の実施により、現在の博多・苓岐・対馬航路に就航しておりますフェリー「ニューつしま」を更新し、新船フェリー「きずな」が平成24年4月に就航いたしますが、これに先立って、11月21日にフェリー「きずな」の進水式が大分県臼杵市で行われました。今回のフェリー「きずな」の就航に伴い、現在のフェリー、ジェットフォイルの基本運賃が平成24年4月から一定の期間2割引になります。今後も離島航路運賃低廉化に向けて全力で取り組んでまいります。

次に、雇用対策について申し上げます。

旧勝本町給食センターを活用した企業誘致用施設改修工事を11月18日に完了しました。これによりまして、既に本市に進出をいたしております株式会社マツオと賃貸借契約を締結し、12月から新施設で操業を開始いたしております。

同社におきましては、これまで18人の従業員を雇用していましたが、今後は事業の拡張によりまして、平成24年6月までに30人体制、最終的には50人体制で進められる予定となっており、本市の就業機会の確保に期待するものでございます。

次に、市民生活の関連でございますけれども、中間期における市税等の収入状況について申し上げます。

市税の現年度分収入状況は、10月末現在で64.09%であり、前年同月比1.73ポイントの増となっております。滞納繰越分につきましては、滞納処分の強化により差し押さえ等も随時行っておりますが、市税の現年度分や国民健康保険税を優先に受け入れた結果、前年度同月比1.76ポイントのマイナスとなっております。

一方、国民健康保険税につきましては、現年度分、滞納繰越分いずれも前年同時期を上回っております。

また、「長崎県地方税回収機構」により、引き続き県と市の税務職員の連携強化を図りながら、搜索・差し押さえ等の滞納処分を行い、滞納額の縮減に努めております。中間期における搜索件数は31件で、そのうち差し押さえ件数が23件であります。「インターネット公売」の取り組みを6月、9月、10月に実施し、出品数88品目のうち落札数57品目であり、約20万2,000円を税に充当したところでございます。

また、今月4日の日曜日、市役所郷ノ浦庁舎・地下会議室において「第5回苓岐市動産公売会」を計画いたしております。

今後とも効率的な滞納整理のための進行管理の徹底を図り、公平・公正な税制の実現に向けて、

より一層努力をいたす所存であります。

次に、第一次産業の振興について申し上げます。

まず、農業振興についてでございますが、本年度の水稲作況指数は、長崎県全体で102%でございましたが、壱岐は108%と豊作の発表がなされました。早期米のコシヒカリは、天候に恵まれ、1等90.6%、2等9.2%でございました。普通期米については、成熟不良等により、11月29日現在、ヒノヒカリが1等26.9%、2等69.1%で、昨年度から作付推進された「にこまる」は、1等53.1%、2等46.4%となっております。

葉たばこにつきましては、植えつけ後の凍霜害及び収穫最盛期の曇天続きで成熟がおくれ、目標収量10アール当たり250キログラムを49キログラムも下回る201キログラムとなりました。10月3日から7日にかけて収納・販売が行われ、1キログラム当たり代金1,965円、10アール当たり代金39万5,349円となり、西九州たばこ耕作組合管内ではトップの成績でありました。

日本たばこ産業においては、このたび、生産調整を余儀なくされ、廃作募集が行われ、壱岐市全体の3分の1に当たる16戸の生産農家が廃作する結果となり、耕作面積も約25ヘクタール減少することとなりました。

農業生産額も大きく減少することが予想され、廃作された農家に対して、品目転換の指導や経営支援等を各関係機関と連携を図り進めております。

畜産につきましては、肉用牛経営における子牛の販売価格が昨年から上昇みで、6月、8月子牛市において、去勢価格が全国市場でトップとなっております。

12月子牛市は、昨日からの悪天候によりまして、あす3日からの開催予定でございますが、今回は993頭が、また成牛市は195頭が上場されると聞いております。高値取引されることを期待するものであります。長引く景気低迷や飼料等の高騰が心配されますが、コストを重視した経営に努めていただきたいと願っております。

TPPにつきましては、去る11月11日、野田首相が、「交渉参加に向けて関係国と協議に入る」と表明されました。TPPに参加すれば国内農業は壊滅的な打撃を受けるとともに、医療、金融、共済、食の安全など国民生活のあらゆる分野に影響を及ぼす危険性があると指摘されております。

TPPへの交渉参加協議の決定はまことに許しがたく、壱岐市の基幹産業と地域社会を守るため、TPPへの参加には粘り強く反対の立場を貫いてまいります。

農地・農業用施設等災害につきましては、8月の集中豪雨による被災申請箇所全64地区の現地査定が12月12日から行われる予定となっております。査定後は、早急に事務手続等を進め、復旧工事に着手してまいります。

次に、水産振興について申し上げます。

上半期における吉岐市全体での漁獲状況を昨年と比較いたしますと、漁獲量は1,769トンで、昨年度より133トン、7%の減であり、漁獲高では15億7,800万円で、昨年度より1億4,000万円、8%の減となっております。本市の基幹産業の一翼を担う水産業の低迷は大変危惧するところでございます。今後、下半期の漁獲増加に期待するとともに、さらなる漁家の増収を願うところであります。

また、9月より受け付けを開始した認定漁業者制度につきましては、現在まで52名の申請があり、うち8名を認定し、残り44名については現在審査中であります。さらに「漁業後継者対策制度」についても4名の申請が上がっております。今後もこうした新たな制度により、水産業の振興発展に努めてまいります。

また、昨年、市民皆様の憩いの場として多目的に使用していただくことを目的に御寄附をいただきました芦辺漁港用地の芝生化につきましては、寄附者の御厚意によりまして、9月に全体の工事が終了し、採納を受け、緑化になり次第、供用開始できるものと考えております。市民皆様の御活用をお願いいたします。

次に、環境保全についてでございますが、一般廃棄物処理施設の整備状況について申し上げます。

一般廃棄物処理施設の整備状況につきましては、本年度末の完成に向け工事も順調に進捗しております。最終処分場については、施設建設工事が5月末に完成いたしております。ごみ焼却場・リサイクルセンターについては、12月中に外構工事の一部を除き本体工事が完成いたしますので、1月中旬には可燃ごみを搬入し、性能確認のための試運転を行います。リサイクルについても、2月上旬から不燃・粗大ごみ及び空き缶類を搬入し、破碎、分別等の処理能力、性能の確認を行います。汚泥再生処理センターにつきましては、ごみ処理施設同様、1月中旬から市内全域のし尿・浄化槽汚泥・下水汚泥等を搬入し、施設の処理能力、性能を確認いたします。今後は、3月末までに試運転の結果を受け、引き渡しを受けることといたしております。新年度当初からの本格稼働に向け取り組みを進めてまいります。

この一般廃棄物処理施設の整備事業については、平成17年7月に吉岐市一般廃棄物処理施設整備検討委員会の答申を受け、計画を進めてまいりましたが、ごみ処理施設で溶融炉を廃止する等計画の一部見直しを行いました。見直しに際しては、建設地域及び既存の施設設置地域皆様の御理解をいただき、事業費も工事費で当初予定の80億円余りの計画を45億7,700万円に抑えることができたところであります。

次に、既存の処理施設については、新施設が完成しますと、ごみ処理施設の3施設及びし尿処理施設の3施設の計6施設は解体し、撤去することになります。

6施設の解体には多額の費用を要することになりますが、その財源といたしましては、合併特例債の活用を含め検討してまいります。解体工事等の年次計画につきましては、平成24年度に郷ノ浦町環境管理センターと勝本町クリーン&リサイクルセンターを予定し、他の施設についても年次的に実施する予定といたしております。

勝本町自給肥料供給センターにつきましては、平成17年度末に完成しており、市内全域の畜尿専用の液肥製造施設として利用する計画でしたが、原料の畜尿が不足することが確認されました。そのため、畜尿に焼酎粕・洗米水及び生ごみを原料に加え、施設の処理能力である8,000トン、1年間の処理量でございますけれども、8,000トンの液肥を確保することといたしました。現在、平成24年度から焼酎粕・洗米水の受け入れに向け、受け入れ槽の耐酸塗装工事及び畜尿収集車両、液肥散布車両の車庫棟の増設工事を行っております。

また、生ごみについては、平成25年度からの液肥化の実施に向け、平成24年度に分別、破碎設備等の前処理施設を建設し、液肥化リサイクルに取り組み、市民の皆様方に御利用いただきたいと考えております。

私は、平成20年6月19日「吉岐市循環型島づくり宣言」を行いました。今後も引き続き廃棄物の排出の抑制及びさらなるリサイクル推進の取り組みについて、市民皆様の御理解を得ながら、吉岐市循環型社会の構築に向けて取り組みを進めてまいります。

次に、教育についてでございますけれども、劇団四季「こころの劇場」吉岐市公演について申し上げます。

吉岐市の次代を担う子供たちが、一流の文化・芸術を鑑賞・体験する機会を設けることは、離島である本市にとって、大変重要なことでもあります。

このたび、来年1月27日に吉岐文化ホールにおいて、市内の小学生を対象として、劇団四季による「こころの劇場」吉岐市公演を開催する運びとなりました。このような、またとない機会をいただき、劇団四季様を初め関係各位の御理解・御協力に心から感謝を申し上げます。今後とも子供たちに夢と希望を与えるような文化・芸術事業を推進してまいります。

次に、文化財関係についてでございますが、国特別史跡「原の辻遺跡」を活かした体験・交流事業の実施については、本年4月から全面公開の「原の辻一支国王都復元公園」において、公園散策や発掘体験・古代米づくりなどフィールドを活用した体験学習とガイダンス施設内でのイベントや勾玉づくり・土器づくりなどを実施しております。島外修学旅行8団体、市内小中学校や健全育成団体15団体を受け入れるなど、体験交流や校外学習の場として、また親と子のふれあいの場として多くの皆様に御利用いただいております。

今後も、「原の辻遺跡」を核とした歴史遺産と緑豊かな自然を組み合わせたオンリーワンの体験・交流の場づくりとしてあわせて、ホームページ等の各媒体をフル活用した情報発信に努めて

まいります。

次に、医療について申し上げます。

壱岐市立病院改革についてでございます。

市民病院の経営形態のあり方について、壱岐市立病院改革委員会の答申を受け、地方独立行政法人化を目指してまいりましたが、それが実現のためには、過去の経緯や壱岐市民病院の歴史から、理事長を九州大学病院から招聘することが必須であると判断いたしまして、あらゆる手段を尽くしました。しかしながら、力及ばず、地方独立行政法人化を断念したところであります。

そこで、市民病院の現状や市民病院を取り巻く環境を踏まえ、医師の長期安定的確保、市と市民病院の権限と責任の明確化を念頭に置き、経営形態をどのようにすべきか、熟慮に熟慮を重ねてまいりました。その結果、県の支援を仰がねば市民皆様が求める市民病院の実現は困難だと判断するに至りました。その上で、10月7日に市議会厚生常任委員会を開催いただき、長崎県及び県内5市1町で構成する一部事務組合である長崎県病院企業団へ加入する方向で進みたい旨を御報告申し上げたところであります。

10月27日には、市山議長に御同席いただき、長崎県病院企業団の矢野企業長にお会いし、壱岐市がこれまで取り組んでまいりました病院改革の経緯と病院の現状を御説明し、壱岐市が長崎県病院企業団の構成団体に加入し、市民病院が企業団の構成病院になることのお力添えをお願いしてまいりました。

矢野企業長からは、壱岐市が企業団へ加入することについて、県は理論的には認めざるを得ないだろうが、企業団もさらに厳しい経営状況となることも予想されとの認識を示された上で、特に加入する前提として大きく4つの条件を提示されたところであります。

第1に、現在の構成団体である長崎県及び5市1町（島原市、雲仙市、南島原市、五島市、対馬市、新上五島町）の同意が必要であること。第2に、壱岐市民病院の約20億円の累積欠損金の処理と経営健全化策の提示及び職員の処遇の問題、第3に、現在、医師を派遣いただいている関係大学病院からの継続的な医師派遣が得られること。第4に、島内民間病院との医療協力体制の調整についてなど、御指摘を受けたところであります。

このように、構成団体となるためのハードルは高いものでありますが、市民病院が中核病院として生き残るためには、何としてもこれらの前提条件をクリアして、病院企業団へ加入しなければならないと考えております。

本市は、これまで諸般の事情から、病院企業団の加入について、平成19年10月5日に行われております関係市町会議において、設立時は構成団体とならないとされていましたが、改めて、県及び5市1町で構成する長崎県病院企業団への加入をお願いし、県の御支援を受けながら、同じ問題を抱える離島病院等とともに、地域医療、離島医療を守らなければならないと考えている

ところでございます。

特に、本年度において精神科医師の引き揚げによりまして、7月16日から精神科病棟の休床を余儀なくされたことは、私自身極めて遺憾なことございまして、市民皆様へ大変申しわけなく、精神科病床の一日も早い再開が求められるところでございます。このことが、今回の判断の大きな要因の一つになったことも事実であります。

今回の方針について、11月1日九州大学病院長、11月8日久留米大学病院長、11月9日福岡大学病院長と面談し、企業団加入の御理解と継続的医師派遣についてお願いしたところであります。面談には、市議会厚生常任委員会の委員皆様にも御同席いただき、心から感謝申し上げます。

また、久留米大学病院の産科、眼科、小児科の3医局には、11月25日、29日に出向き、同じく御理解を得たところであります。

彦岐医師会の先生方には、医師会総会の開催日程が未定でありますために、個別にこれでの経緯を御説明し、長崎県病院企業団へ加入する方向であることの御理解をお願いしたところであります。

今後、長崎県病院企業団加入に向け、全力で取り組み、彦岐の医療、市民皆様の医療を守ることに邁進してまいりますので、議員各位、市民皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、消防・救急についてでございます。

東日本大震災支援及び原子力・防災対策等について申し上げます。

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故は、依然、厳しい状況が続き、現在もその終息に向けて懸命な対策がとられています。

そうした中、万一の場合、本市への多大な影響が懸念される玄海原子力発電所においては、2号機、3号機の再開・延期、4号機の自動停止及び1号機の原子炉压力容器の老朽化の問題等を受け、市民皆様の生命・身体・財産を守る。そして、このすばらしい彦岐市を守る観点から、今後も、運転再開については極めて慎重な立場をとってまいります。

また、本市としては、これまで、市独自あるいは関係自治体と連携して、国・県等に対し幾度となくEPZの見直しを強く訴えてまいりましたが、10月20日、内閣府原子力安全委員会でこれまでのEPZを見直し、UPZ、これは緊急防護措置区域でございますけれども、UPZの考えを導入し、避難などの防護対策を整備する区域の範囲の目安をおおむね30キロメートルとするなどの指針案が示されました。これにより、本市はUPZの範囲内となりまして、国・県・市という原子力防災における法的な枠組みの中で積極的な対策が行えるお墨つきをもらうことになるものでございます。

現在、県とリンクした地域防災計画・原子力対策編の策定並びに九州電力及び関係機関との安全及び応援協定の締結に向けた取り組みを進めているところであります。

また、モニタリングポストの設置につきましても、これまで、国、県に対し要望を行ってまいりましたが、こうした働きかけの結果、文部科学省が環境モニタリングの強化のために全国250カ所、うち長崎県に5カ所でございますけれども、新設するモニタリングポストのうち1基が壱岐市に設置されることとなりました。

本事業につきましては、長崎県の予算で対応していただき、設置場所は長崎県壱岐振興局敷地内に決定され、本年度中に設置完了する予定であります。今後、このモニタリング体制を十分に活用し、原子力防災対策等に万全を期す所存であります。

本市における被災地への支援につきましては、義援金について、3月14日から各庁舎事務所、そして社会福祉協議会の16カ所に募金箱の設置を行い、11月30日現在、2,496万7,167円の募金をいただき、壱岐市の見舞金を合わせ合計2,656万2,357円を送金いたしました。市民皆様を初め関係皆様に衷心より感謝を申し上げます。

また、人的支援といたしましては、6月28日から7月4日まで「長崎・壱岐生き応援隊」として24名の参加をいただき、官民協働のボランティアバスを運行し、被災された皆様への早期の生活再建支援とともに、心のふれあいなど非常に大きな成果を上げていただきました。今回、11月28日から12月4日の間で、第2陣の「長崎・壱岐生き応援隊」ボランティアバスの運行を行っております。今回は、市職員6名を含む総勢14名の皆様の御参加をいただき、現在、ボランティアが不足している宮城県南三陸町で、現地の災害ボランティアセンターと連携を図り、活動が行われております。現地は、気温も大分下がり、寒さも大変厳しくなっておりますが、このたび、参加いただいた皆様の被災地への温かい気持ちが被災された皆様に必ず届くことを確信しております。

次に、消防・救急について申し上げます。

本年11月30日現在の災害発生状況は、火災発生件数39件、救急出場件数1,403件で、前年同期と比較し、火災は10件の増、救急は1件の増でありました。

11月13日には、東日本大震災を教訓に、地震及び津波による災害を想定した壱岐市防災訓練を実施し、37機関約450人の参加によりまして、地域を挙げての訓練となり、所期の目的を達成することができました。訓練参加機関の皆様にご心からお礼申し上げますとともに、今後とも壱岐市の安全・安心な住みよいまちづくりを実現するために御協力賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案関係について御説明いたします。

まず、補正予算でございます。

本議会に提出をいたしております補正予算の概要は、一般会計補正総額1億2,721万8,000円、各特別会計の補正総額5,274万円となり、本定例会に提出いたしました補正額の合計は1億7,995万8,000円となります。

なお、現計予算と合算した本年度の一般会計予算は、238億9,770万円で、特別会計につきましては100億369万1,000円となります。

また、あわせて企業会計についても所要の補正予算を提案しております。

その他の議案でございますけれども、本日提出いたしました案件の概要は、条例の制定・改正に係る案件4件、予算案件10件、その他1件であります。案件の詳細については担当部長、課長から説明をさせていただきますが、何とぞ十分な御審議をいただき、適正なる御判断を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、前定例会以降市政の重要事項等につきまして申し述べました。残された任期期間中、これまで同様、病院改革を初め将来の吉崎市を見据えた市政運営に誠心誠意全力で取り組んでまいり所存でありますので、議員各位並びに市民皆様の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます、行政報告といたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） これで行政報告を終わります。

日程第5・議案第82号～日程第19・議案第96号

議長（市山 繁君） 次に、日程第5、議案第82号吉崎市クリーンセンター条例の制定についてから、日程第19、議案第96号平成23年度吉崎市水道事業会計補正予算（第1号）についてまで15件を議題といたします。

ただいま上程いたしました議案について、提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 本日提出いたしております議案につきましては、担当部長及び担当課長に説明させますので、よろしくお願いたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 山口保健環境部長。

〔保健環境部長（山口 壽美君） 登壇〕

保健環境部長（山口 壽美君） 議案の説明を申し上げる前に、新施設建設に伴い、焼却場、リサイクルセンター、最終処分場施設を「吉崎市リサイクルセンター」、そして、し尿処理等の処理施設を「吉崎市汚泥再生処理センター」と命名をいたしました。

それでは、議案第82号吉崎市クリーンセンター条例の制定について御説明申し上げます。

沓岐市クリーンセンター条例を別紙のとおり定める。本日提出でございます。

提案理由、沓岐市クリーンセンターの建設に伴い、従来の施設の条例を廃止し、新たに条例を制定するものであります。

次ページをお願いします。沓岐市クリーンセンター条例、1条につきましては、設置要綱でございます。2条につきましては名称及び位置、名称につきましては、沓岐市クリーンセンター、位置につきましては沓岐市芦辺町住吉東触728番地1でございます。第3条につきましては、行う業務について記載しております。第4条につきましては、管理及び運営でございます。第5条につきましては、立入禁止条項でございます。第6条は、損害賠償でございます。

次ページをお願いします。第7条につきましては、委任条項でございます。

附則といたしまして、施行期日を、この条例は平成24年4月1日から施行するというようにしております。沓岐市ごみ処理施設条例は廃止をいたします。

以上で、議案第82号の説明を終わります。よろしくをお願いします。

続きまして、議案第83号沓岐市汚泥再生処理センター条例の制定について御説明申し上げます。

沓岐市汚泥再生処理センター条例を別紙のとおり定める。本日提出でございます。

提案理由といたしまして、沓岐市汚泥再生処理センターの建設に伴い、従来の施設の条例を廃止し、新たに条例を制定するものであります。

次ページをお願いします。沓岐市汚泥再生処理センター条例、1条につきましては、設置するということでございます。第2条につきましては、名称及び位置でございます。名称といたしまして沓岐市汚泥再生処理センター、位置といたしまして沓岐市郷ノ浦町坪触2995番地でございます。第3条につきましては、行う業務について記載しております。第4条につきましては、管理及び運営でございます。第5条につきましては、利用の許可でございます。第6条につきましては、堆肥化された汚泥発酵肥料を販売するようにいたしておりますので、使用料を掲げております。使用料の内訳につきましては別途御説明申し上げます。

次ページをお願いします。第7条につきましては、立入禁止要綱、第8条については損害賠償、第9条につきましては委任要綱でございます。

附則といたしまして、施行期日、この条例は平成24年4月1日から施行する、でございます。

沓岐市郷ノ浦町浄化センター条例は廃止するとしております。

次のページをお願いします。別表の第6条関係でございますが、資源化処理工程で脱水汚泥の堆肥化を計画いたしております。年間350トン程度の予定でございます。仕上がりにつきましてはペレット状ででき上がる予定でございます。来年の1月から3月まで試運転を行い、肥料登録を行う予定にいたしております。

他地区の例でいきますと、肥料成分でございますが、窒素・リン酸・カリの3要素のうちカリが極端に少なく、利用の場合にカリ単品を追加しなければならないのではないかと考えております。よその地区でいきますと、イメージの問題もあるということでございます。こういう状況の中で、肥料の袋詰めの袋代が46円かかりますものですから、それを勘案いたしまして、1袋50円で設定をいたしております。トン換算にいたしますと3,300円程度になります。袋詰め前、ばらでも使用できますので、ばら料金も設定をいたしております。トン当たり3,000円になるかと思っております。

以上で、議案第83号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく申し上げます。

続きまして、議案第84号壱岐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

壱岐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由といたしまして、壱岐市クリーンセンターの建設に伴い、処理手数料を見直す必要があるため所要の改正を行うものであります。

次ページをお願いします。壱岐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例、壱岐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を次のように改正するということでございます。新旧対照表の1ページをお開きをいただきます。

主な改正といたしましては、粗大ごみシールの変更と持ち込み手数料の変更を予定しております。粗大ごみシールでございますが、現在、100円シール、200円シール、500円シールをいたしておりますが、100円のシールを貼るものにつきましては、ごみ袋の大で出しただけだこうと思っております。それから、500円シールにつきましては、利用が少ないものですから、これを廃止したいと思っております。それで、200円シールのみを残したいと思っております。200円シールの規格につきましては、おおむね1辺が1メートル未満のものを予定しております。それ以上のものにつきましては、クリーンセンターへの持ち込みをお願いしたいと考えております。

続きまして、持ち込み手数料、もう現在、10キログラムまで30円のところを20キロまで100円ということで改定をさせていただきたいと思っております。現在の持ち込み手数料につきましては、庭先個別収集していた時代の旧町からの流れで来ております。そういう状況の中で、ごみ袋よりも持ち込み手数料が安いという状況に現在はなっております。それを、ごみ袋収集と持ち込み料金をおおむね同等とさせていただきたいと思っております。現在の可燃ごみの大が8キロ程度入りますので、これと同じ単価、20キロでいきますと100円ということになりますので、同等の単価に設定をさせていただきたいと思っております。20キログラムまでとした

のは、1回の持ち込み料を少しでも多くしていただいて、持ち込み回数を減らしてもらうようにということで設定をいたしております。

今後、「海とみどり、歴史を活かす癒しのしまぎ岐」の名に恥じないように、空き缶のポイ捨て、不法投棄の撲滅に対する市民の協力を得るような取り組みをするようにしておりますので、議員皆様方の御協力をよろしく願いをいたしたいと思っております。

これで、議案第84号の説明を終わりますので、よろしく御審議のほどお願いします。

続きまして、議案第85号ぎ岐市自給肥料供給センター条例の一部改正について御説明申し上げます。

ぎ岐市自給肥料供給センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日提出でございます。

提案理由といたしまして、ぎ岐市汚泥再生処理センターの建設に伴い、従来の施設の一部廃止及び使用料の見直しが必要となるため、所要の改正を行うものでございます。行政報告でも申し上げましたとおり、畜尿の不足により、焼酎粕、洗米水を原料に加えるようにいたしました関係上、受け入れ料金の設定をいたします。

新旧対照表の2ページをお願いします。ぎ岐市自給肥料供給センター条例の一部を改正する条例でございます。第2条につきまして、現在、3施設ございますが、芦辺町自給肥料供給センター、石田町自給肥料供給センターを廃止し、勝本町自給肥料供給センターのみの運営といたします。

第6条の使用料ですが、供給センターで生産した液肥を使用するもの、または家畜尿の収集を依頼するものということ、利用者ということで改正をさせていただいております。

続きまして、3ページでございますが、液肥の散布料金が現在、芦辺町自給肥料供給センターで1台当たり250円、石田町自給肥料供給センター、勝本町自給肥料供給センターでは1台当たり300円としておりますが、これを500円に改定をさせていただきたいと思っております。理由といたしましては、主成分の分析試験が焼酎粕を入れることにより液肥濃度が高くなることにより、改定をいたしたいと思っております。例でございますが、従来、10アール当たり4台散布するところは2台で対応できるのではないかと考えております。

続きまして、新たに焼酎粕受け入れ料金、洗米水受け入れ料金を設定させていただいております。焼酎粕受け入れ料金につきましては、液肥の製造経費を基準に、トン当たり5,000円でしょうちゅう酒造組合で搬入してもらうようにいたしております。洗米水は、焼酎粕の濃度調整に必要としますので、酒造会社個別に受け入れることとし、トン当たり200円を設定いたしております。焼酎粕、洗米水の持ち込み経費については、酒造会社負担でございます。

ちなみに、焼酎粕につきましては、年間1,500トン、洗米水につきましては2,500トン

を見込んでおります。

以上で、議案第 8 5 号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく申し上げます。

〔保健環境部長（山口 壽美君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 後藤建設部長。

〔建設部長（後藤 満雄君） 登壇〕

建設部長（後藤 満雄君） 議案第 8 6 号あらたに生じた土地の確認及び字の区域変更について御説明を申し上げます。

地方自治法第 9 条の 5 第 1 項の規定により、本市内にあらたに生じた次の土地を確認し、同法第 2 6 0 条第 1 項の規定により、字の区域を次のとおり変更する。本日の提出でございます。

記といたしまして、1、あらたに生じた土地の所在、壱岐市郷ノ浦町坪触字高磯 2 5 番 2 から字水畑 6 4 1 番 3 を経て字小形 6 4 5 番に隣接する市道に至る間の地先の公有水面埋立地であります。

2、あらたに生じた土地の面積でございますが、1 万 1 , 1 3 6 . 0 7 平方メートルでございます。

3、あらたに生じた土地を編入する区域でございますが、壱岐市郷ノ浦町坪触字高磯でございます。

提案理由といたしまして、壱岐市郷ノ浦町坪触の県事業馬立海岸整備工事背後地の公有水面埋め立てにより生じた土地について、議会の議決を経て確認し、字の区域を変更しようとするものであります。

次のページをお開き願います。大変小さくて見にくいものを添付をいたしておりますが、上の地図が埋め立ての位置でございます。下のほうにちょっとわかりづらいと思いますが、赤い色で 2 点ほどありますが、左側のほうが埋立地の位置でございます。そして、それを拡大をいたしましたのが下側に添付をいたしておりますこのような形に埋め立てたところでございます。

これの少し補足説明をいたしますと、埋め立ての免許申請は、平成 1 6 年 1 0 月 2 0 日に県から許可を受けまして、埋め立て工期といたしまして、平成 1 6 年から 2 3 年にかけてまして工事の実施をいたしたところでございます。そして、それに伴いまして、竣工認可の申請をいたし、許可を得ましたのが平成 2 3 年 8 月 3 0 日でございます。この埋め立ての利用計画、申請時の計画といたしましては、緑地が 1 万 4 9 1 . 2 4 平米で、残りは水路でございますが、これが 6 4 4 . 8 3 平方メートルの計画で埋め立てを実施いたしたところでございます。

以上、8 6 号について御説明をいたしました。よろしく御審議のほど申し上げます。

〔建設部長（後藤 満雄君） 降壇〕

議長（市山 繁君） ここで、暫時休憩をいたします。再開を 1 1 時 1 0 分といたします。

午前11時01分休憩

午前11時10分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明を続けます。川原財政課長。

〔財政課長（川原 裕喜君） 登壇〕

財政課長（川原 裕喜君） 議案第87号平成23年度吉崎市一般会計補正予算（第8号）について御説明申し上げます。

平成23年度吉崎市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,721万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ238億9,770万円とします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により定めております。

債務負担行為の補正、第2条、債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」によるものでございます。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は、「第3表地方債補正」によるものでございます。本日の提出でございます。

3ページから5ページをお開き願います。

「第1表歳入歳出予算補正」、歳入及び歳出の補正の款項の区分の補正額等については、「第1表歳入歳出予算補正」に記載の3ページから5ページのとおりでございます。

歳入歳出予算補正の内容につきましては、事項別明細書で後ほど御説明を申し上げます。

7ページをお開き願います。

「第2表債務負担行為の補正」、1追加、平成23年度農業経営基盤強化資金利子補給金の借入総額2,660万円に対して、平成24年度から28年度の限度額9万9,000円を債務負担行為するものでございます。

8ページ、9ページをお開き願います。

「第3表地方債補正」、1変更、辺地対策事業債、補正前限度額2億6,510万円を補正後限度額3億1,630万円に変更しております。主な変更内容は、三島小学校原島分校僻地集会所改築工事の教育債からの変更で、5,150万円の皆増と、市道瀬戸諸津線改良舗装事業の190万円の減額と、市道本村神里線改良事業の180万円の補正であります。

過疎対策事業債、補正前限度額3億4,710万円を、補正後限度額3億1,340万円に変更いたしております。主な変更内容は、強い水産業づくり箱崎地区給油用浮棧橋の1,510万円

の皆減と、地域水産物供給基盤整備事業八幡浦漁港防波堤580万円の減額補正と市道八幡芦辺線改良舗装事業の1,540万円の減額補正と、防火水槽整備事業、3基の減で820万円の減額補正であります。

合併特例事業債の補正前限度額21億8,150万円を補正後限度額22億310万円に変更しております。主な変更内容は、新郷ノ浦港線県営事業負担金の2,160万円のうち補助で260万円、単独で1,900万円を追加補正をいたしております。

教育債の補正前の限度額4,290万円を補正後限度額ゼロに変更いたしております。変更内容は、今回、教育債から交付税措置の多い辺地対策事業債に変更したものでございます。

それでは、事項別明細により、主な内容について御説明を申し上げます。

14、15ページをお開き願います。

まず、歳入について御説明いたします。

9款地方特例交付金、1項の地方特例交付金は、今回、児童手当及び子ども手当特例交付金の再算定による追加交付額が1,110万5,000円となっており、増額補正をいたしております。

10款地方交付税、1項の普通交付税は、再算定により本年度決定いたしました交付額が100億7,722万1,000円の決定を受けております。補正充当財源として、今回は留保財源全額の4億2,024万1,000円を増額補正いたしております。また、特別交付税より補正充当財源として、今回は1,586万4,000円を増額補正いたしております。

12款分担金及び負担金、1項分担金、1目農林水産業費分担金、1節農業費分担金は、県営犬塚地区老朽ため池整備事業地元分担金としての273万9,000円を増額補正いたしております。また、2節林業費分担金は自然災害防止事業、地元分担金の45万円の減額補正をいたしております。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金の2節児童福祉費負担金は、被用者及び非被用者のゼロ歳から3歳未満、3歳以上、小学校終了前及び小学校終了後中学校修了前の23年度子ども手当においては、震災の影響により4月から9月分までのつなぎ法、10月以降の特別措置法と当初予算要求時の手当額負担割合の変更が生じたため、今回、1億1,631万2,000円を減額補正いたしております。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務費補助金の離島体験滞在交流促進事業は、全国離島交流ゲートボール大会開催事業に係る国庫補助金ですが、これを県補助金に組み替えとなったため、今回1,000万円を減額補正いたしております。

次に、4目の農林水産業費国庫補助金、1節水産業費補助金の地域水産物供給基盤整備事業費は、八幡浦漁港の内示額増額外防波堤Lイコール70メートル増により3,000万円を追加補正いたしております。また、今回、強い水産業づくり交付金事業県支出金から産地水産業強化支

援事業費国庫補助金へ予算組み替えにより1,000万円を追加補正いたしております。

次に、5目の土木費国庫補助金、1節道路事業費補助金の市道改築事業費補助金は、市道八幡芦辺線道路改築工事の事業費の減に伴い、今回273万円を減額補正いたしております。また、橋梁長寿命化事業補助金は、橋梁補修事業測量設計の新郷ノ浦港線常盤橋青島線橋梁大橋と橋梁長寿命化修繕策定計画の事業費減に伴い、今回合わせて1,051万4,000円の減額補正をいたしております。

次に、6目の消防費国庫補助金、1節消防費補助金の消防防災施設等整備費補助金は、本年度、耐震性防火水槽5基の補助申請をしておりましたが、2基のみの補助が確定したので、今回、3基分の事業費減に伴い、補助金785万4,000円を減額補正いたしております。

次に、7目の教育費国庫補助金、3節社会教育費補助金の国宝重要文化財等保存整備費補助金は、本年度原の辻ホームページ作成に伴います内容で、今回補助金として225万5,000円を増額補正いたしております。

次に、16、17ページをお開き願います。

15款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金、2節の児童福祉費負担金は、国庫負担金と同じく、子ども手当制度の改正に伴い、負担割合の変更が生じたため、今回301万8,000円を減額補正いたしております。

15款県支出金の県補助金、1目総務費県補助金、1節総務費補助金の離島体験滞在交流促進事業は、全国離島交流ゲートボール大会開催事業にかかわる国庫補助金が、先ほど言いました県補助金への組み替えとなり、事業費減の内容をあわせて、今回、807万5,000円を増額補正をいたしております。

続きまして、2目の民生費県補助金、3節児童福祉費補助金の子育て支援対策臨時特例交付金として、今回210万2,000円の増額補正をいたしております。

15款県支出金の2項県補助金、4農林水産業費県補助金では、中山間地域等直接支払制度事業費補助金は、今回、事業取り組み集落の減のよりまして190万円の減額補正をいたしております。それと、肉用牛経営活力アップ事業費補助金は、牛舎、堆肥舎を整備する施設整備費の事業量等の増に伴い、114万6,000円を追加補正いたしております。

次に、「ながさき花き100億」達成推進整備事業費補助金は、新規花卉生産者確保対策事業で、壱岐小菊生産組合5名の120アールの内容が取り組むために、今回121万円を追加補正いたしております。

それと、県補助金の4目の農林水産業費県補助金、2節林業費補助金の造林事業費補助金は、今年度、松くい虫伐倒駆除事業が保全松林緊急保全整備事業に一本化されたことによりまして、今回、412万4,000円を追加補正いたしております。また、森林病虫害等防除事業費のうち

ち松くい虫伐倒駆除事業が同じく保全松林緊急保全整備事業に一本化されたことに伴い、592万6,000円を減額補正いたしております。

それと、農林水産業費県補助金で、3節の水産業費補助金の地域水産物供給基盤整備事業費補助金(特定)は、国庫支出金と同じく、八幡浦漁港の内示額増額、外防波堤L70メートルにより65万6,000円を追加補正いたしております。また、今回、強い水産業づくり交付金事業から、産地水産業強化支援事業費国庫補助金へ予算組み替えと事業不採択分を合わせまして4,507万5,000円を減額補正をいたしております。それと、産地水産業強化支援事業補助金は、強い水産業づくり交付金事業から予算組み替えにより200万円を増額補正をいたしております。

次に、18、19ページをお開き願います。

18款繰入金、1目基金繰入金の1節財政調整基金繰入金は、当初、財源不足額3億7,600万円を取り崩すように予算化しておりましたけれども、普通交付税等の交付額の増により、今回、繰入金額を1億7,000万円減額補正をいたしております。

21款の市債につきましては、8、9ページの第3表地方債の補正で説明をいたしましたので、省略をさせていただきます。

次に、20、21ページをお開き願います。

歳出について御説明を申し上げます。

主要事業で、主な内容について御説明をさせていただきます。

なお、全体的に係る補正内容は、平成23年度人事院勧告に基づく本市職員の給与について、所要の補正をいたしております。また、人事異動による増減と子ども手当の制度改正による増減についても所要の補正をいたしております。

次に、今回の補正は、決算見込みによる補正、入札執行による補正、建設事業等の予算組み替え、各種県営事業負担金等による主な補正内容となっております。

それでは、2款の総務費、1項総務管理費、3目財政管理費、25節積立金の減債基金の積立金ですが、これは後年度の起債償還の財源を確保するため、今回9,600万円を積み立てるよう追加補正をいたしております。

また、地域振興基金の積立金につきましては、11月の臨時議会におきまして国民宿舎壱岐島荘改修工事に係る事業内容の議決をいただいたところでございますが、平成24年度における事業費の財源を確保するため、今回、1億3,000万円を積み立てるよう追加補正をいたしております。

それと、総務管理6目の企画費の13節委託料の全国離島交流ゲートボール親善大会開催委託業務は、事業費減額により、今回285万円を減額補正いたしております。

次に、22、23ページをお開き願います。

2款総務費、2項徴税費、2目賦課徴収費、23節償還利子及び割引料の過誤納還付金は、申告による還付金が増額したことに伴いまして、今回110万円を追加補正をいたしております。

次に、24、25ページをお開き願います。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、20節扶助費の移動支援費につきましては、利用者数の増により、今回、706万4,000円を追加補正いたしております。

次に、26、27ページをお開き願います。

3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費の13節委託料の配食サービス事業は、利用者の増により、今回118万円を追加補正いたしております。

次に、14節の船車借上料は、三島航路乗船費、75歳以上無料の利用者の増によりまして85万7,000円の追加補正と、もう一つ、19節のはり・きゅう・あんま施術(老人)についても、利用者の増により100万円の追加補正をいたしております。

次に、28、29ページをお開き願います。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の賃金、需用費、備品購入費等の経費について、子育て支援対策臨時特例交付金10分の10の補助金を活用しまして、児童虐待防止対策経費等や放課後児童クラブ等の施設3カ所へAED設置を行うもので、今回、全体事業費として210万2,000円を増額補正いたしております。

それと、2目児童措置費の20節扶助費は、子ども手当制度改正に伴い、今回、1億2,234万9,000円を減額補正いたしております。

次に、30、31ページをお開き願います。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目病院費、21節医学修学資金貸付金は、修学生募集終了による減で、定員2名のところを、実績ゼロでございまして、1,680万円の減額補正をいたしております。

また、33ページの医療技術修学資金貸付金につきましては、修学生募集終了により、定員3名のところを1名で、減になっており、今回、240万円を減額補正いたしております。

次に、32、33ページをお開き願います。

4款衛生費、2項清掃費、3目し尿処理費、13節委託料の汚泥収集運搬処分業務につきましては、郷ノ浦町浄化センター、石田町自給肥料センター廃止に伴います槽内の清掃及び汚泥処分を行うために、今回、4,020万円を追加補正いたしております。

次に、34、35ページをお開き願います。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、19節の負担金補助及び交付金の「ながさき花き100億」達成推進整備事業は、新規花卉生産者確保対策事業、土壌改良等で、壱岐小菊

生産組合に対しまして今回145万3,000円を追加補正いたしております。

次に、肉用牛経営活カアップ事業費は、15頭規模繁殖牛舎、堆肥舎等の建設事業量の増により今回126万円を追加補正いたしております。

それと、5目の農地費、15節工事請負費の農道等維持補修工事は、梅津樋門及び須気樋門の補修工事で、フラップゲート用のウインチの修理工事のために今回追加補正をいたしております。

次に、19節の負担金補助及び交付金の負担金の県営河川整備事業は、流川地区県営かんがい排水対策特別事業の負担金で、今回700万円を追加補正いたしております。次に、県営圃場整備事業は、刈田院地区県営経営体育成基盤整備事業の負担金の平成22年の繰越金と平成23年度の通常分で、今回2,875万2,000円を追加補正をいたしております。次に、県営老朽ため池整備事業は、犬塚地区と唐松地区の県営老朽ため池整備事業の負担金で、2地区合わせて今回843万円の追加補正をいたしております。

次に、37ページの中山間地域等直接支払制度交付金は、事業取り組み組織が139組織から137組織へ、2組織減となり、その関係で面積が1,348ヘクから1,317ヘクへ、31ヘク減少したことに伴いまして、交付金を250万円減額補正いたしております。

36、37ページをお開き願います。

2目の林業振興費、13節の委託料、保全松林緊急保護事業は、松くい虫特別伐倒駆除事業からの事業変更増により、今回767万1,000円を追加補正いたしております。次に、松くい虫特別伐倒駆除は、松くい虫特別伐倒駆除事業が保全松林緊急保護事業へ統合一本化されたことによりまして、今回675万5,000円を減額補正いたしております。

それと、3項水産業費、4目漁港漁場整備費の中の強い水産業づくり交付金事業の箱崎地区給油用浮棧橋設置は、国の採択基準外となったことから、測量設計業務と漁港施設整備工事などの全額を今回4,900万円減額補正をいたしております。また、水産基盤整備事業は、八幡浦漁港の内示額増、外防波堤L70メートルにより今回追加事業費として3,845万円の追加補正をいたしております。

38、39ページをお開き願います。

6款商工費、1項商工費、観光費、13節委託料は、観光宣伝等委託事業、壱岐夜神楽公演委託事業の増となることにより、今回24万円の追加補正をいたしております。また、今回、梅屋トクの胸像土台作成設置業務の経費として35万円を追加補正をいたしております。

19節の負担金補助及び交付金、負担金の壱岐観光協会補助金は、離島3市2町連携共同PR事業として、今回30万円を追加補正いたしております。

7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路橋梁維持費、11節需用費は、市道維持修繕として1,000万円を追加補正いたしており、13節委託料につきましても、市道環境管理委託に伴

う経費として500万円を追加補正いたしております。

次に、40、41ページをお開き願います。

3目道路橋梁新設改良費の中の市道改築事業補助、八幡芦辺線、住吉湯ノ本線は、補助内示による減額で、今回1,890万円減額補正をいたし、総事業費を1億940万円といたしております。また、橋梁長寿命化事業補助の新郷ノ浦港線常盤橋、青島線青島大橋及び橋梁長寿命化修繕計画策定業務は、補助内示による減額で、今回1,495万円減額補正をいたしまして、総事業費を1,705万円といたしております。

そのほか道路改良単独事業とか起債順位につきましての工事費から補償費までの内容につきましては、全体的に予算の組み替えの補正を行っているところでございます。

次に、19節負担金補助及び交付金の県営道路整備事業は、国、県道路改良4路線の負担金で、今回371万9,000円の追加補正をいたしております。

次に、1目の港湾管理費の19節負担金補助及び交付金は、県営港湾整備事業4地区分の負担金でありまして、今回420万円の追加補正をいたしております。

次に、44、45ページをお開き願います。

8款消防費、1目消防費、3目消防施設費、防火水槽新設工事費の国庫補助金内示額変更による事業費の減となり、5基のところを2基となり、3基減で、今回1,653万1,000円を減額補正いたしております。

46、47ページをお開き願います。

9款教育費、5項社会教育費、2目青少年育成費、14船車借上料は、劇団四季の壱岐市公演のため、市内小学4年生から6年生約862名の方と引率教員の移動に係るバス及び船の借り上げ経費として、今回32万9,000円の追加補正をいたしております。

4目の公民館費、11修繕料は、壱岐文化ホールの空調機の修理のため、今回209万8,000円を追加補正いたしております。

次、13節の委託料は、国宝重要文化財等保存整備事業により、原の辻遺跡ホームページ作成に係る経費を今回448万4,000円追加補正をいたしております。

次に、48、49ページをお開き願います。

6項保健体育費、1目保健体育総務費の11節修繕料は、芦辺小学校と旧鯨伏中学校グラウンドの夜間照明施設修繕のため、今回80万円を追加補正いたしております。

それと、7項学校給食費、1目学校給食費の内容で、給食センターの防音壁設置工事については、設計監理業務及び施設改修等工事に要する事業費として今回279万8,000円を追加補正いたしております。

給与費明細につきましては51ページから53ページでございます。

次の54と55ページにつきまして、債務負担行為の翌年度以降の支出予定額等に関する調書を記載しております。

次に、56ページに、地方債の見込みに関する調書をそれぞれ記載しております。地方債の23年度末現在高見込み額が304億201万8,000円となっております。

なお、別途資料2の平成23年度12月補正予算(案)概要で、詳細な概要並びに基金の状況、見込み額について記載しておりますので、主な内容のみの説明とさせていただきます。

以上で、平成23年度吉崎市一般会計補正予算(第8号)について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔財政課長(川原 裕喜君) 降壇〕

議長(市山 繁君) 山口保健環境部長。

〔保健環境部長(山口 壽美君) 登壇〕

保健環境部長(山口 壽美君) 議案第88号平成23年度吉崎市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)につきまして御説明申し上げます。

平成23年度吉崎市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,504万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億1,455万5,000円とする。

2項につきましては、記載のとおりでございます。本日提出でございます。

10ページ、11ページをお開きください。

歳出、2款保険給付費、1項療養諸費でございますが、これにつきましては療養費増額により、不足額を増額いたしております。

3款の後期高齢者支援金等から、4款の前期高齢者納付金等につきましては、事業費確定により追加をいたしております。

11款の諸支出金、第1項償還金及び還付加算金の中で、国庫支出金返納につきましては、22年度精算によりまして国庫支出金返納が来ておりますので、予算計上いたしております。

前ページの8ページ、9ページをお願いいたします。

歳入でございますが、補正財源につきまして、財政調整基金より充当をさせていただいております。

以上で、議案第88号の説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

続きまして、議案第89号平成23年度吉崎市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

平成23年度吉岐市の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ6万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億6,739万4,000円とする。

2項は、記載のとおりでございます。本日提出でございます。

補正の中身といたしましては、人事院勧告によります給与改定により、人件費のみの減額でございます。

以上で、議案第89号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく申し上げます。

〔保健環境部長（山口 壽美君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 後藤建設部長。

〔建設部長（後藤 満雄君） 登壇〕

建設部長（後藤 満雄君） 議案第90号平成23年度吉岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

平成23年度吉岐市の簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ916万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1,872万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。本日の提出でございます。

8ページをお開き願います。

事項別明細書の歳入でございます。

1款の総務費に916万4,000円の減額補正をいたしております。

次に8ページを、失礼しました。間違いました。申しわけございません。

2歳入でございます。4款繰入金、1項一般会計繰入金の1目一般会計繰入金でございますが、855万4,000円の一般会計からの減額補正でございます。

6款諸収入、2項の雑入、1目の雑入でございますが、61万円の減額でございます。これは、工事補償関係で、土肥田線と第二中谷線、それから角野田線の補償の減でございます。

次に、10ページをお開き願います。

3歳出、1款の総務費、1項総務管理費の1目一般管理費でございますが、これは職員の異動に伴います人件費の減でございます。総額で855万4,000円の減額をいたしております。

それから、2目の施設管理費でございますが、これは15節の工事請負費で、先ほど申し上げました3路線によります工事費の減額61万円をいたしております。

それから、2款の施設整備費でございますが、1項簡易水道施設整備費、1目の簡易水道施設

整備事業費でございますが、これは委託料で302万1,000円の減額、これは湯本地区と石田地区の測量設計の減額分でございます。

それから、15節の工事請負費でございますが、これも先ほど申し上げました簡水の湯本と石田地区の工事の増額でございます。これの財源をそれぞれ調整をいたしているところでございます。

それから、12、13ページにつきましては、給与明細書を掲載いたしているところでございます。

以上で、議案第90号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第91号について御説明を申し上げます。

議案第91号平成23年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

平成23年度壱岐市の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ37万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,427万9,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。本日の提出でございます。

8ページをお開き願います。

事項別明細書の歳入でございますが、5款繰入金、1項一般会計繰入金、1目の一般会計繰入金でございますが、37万7,000円の減額をいたしております。

次に、10ページ、11ページをお開きを願います。

3歳出でございます。

1款下水道事業費、1項管理費、2目の施設管理費でございますが、11節の需用費で188万3,000円の増額をいたしております。これは下水道の本町のマンホールポンプ2台の修繕代を188万3,000円計上いたしております。

それから、18節の備品購入費でございますが、これはそこにある、修繕に出すときに2つ同時に使用不可能になった場合に困りますので、新たに1台備品は購入いたしまして、修繕の期間、こちらで回すため、1台購入をする予定でございます。

それから、2項の施設整備費、1目の施設整備費でございますが、これは給与改定に伴います人件費の増減と、それから13節の委託料につきましては、下水道工事に伴いまして影響が出ておるところがありまして、それらの調査委託をした分でございますが、これらの精算による減額でございます。284万5,000円でございます。

それから、2款の漁業集落排水整備事業費、2項の施設整備費、1目の施設整備費でございま

すが、これは給与改定に伴う人件費の改定に伴うものでございます。

それから、12、13ページにつきましては、給与明細書を掲載をいたしております。

以上で、91号について説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〔建設部長（後藤 満雄君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 山内市民部長。

〔市民部長（山内 達君） 登壇〕

市民部長（山内 達君） 議案第92号平成23年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

平成23年度壱岐市の特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ233万5,000円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,776万6,000円とする。

第2項は記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

次に、8ページをお開きください。

歳入でございますけれども、前年度繰越金から233万5,000円を補正をいたしております。

次に、10ページをお開きください。

歳出の1款1項及び1款3項は、給与改定に伴う人件費の予算減でございます。また、1款1項1目9節の旅費19万2,000円でございますけれども、介護保険法等法律の改正に伴いまして、平成24年4月から、介護職員等によるたんの吸引等ができるようになりますので、それらに対応するため、講習会に参加させる旅費でございます。

次に、2款の基金積立金の500万円でございますけれども、1款の歳出財源調整のための予算を計上いたしております。

以上で、説明を終わります。

〔市民部長（山内 達君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 総務部長。

〔総務部長（堤 賢治君） 登壇〕

総務部長（堤 賢治君） 議案第93号平成23年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きお願いいたします。

平成23年度壱岐市の三島航路事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,378万円とする。

2項は記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

2ページ、3ページにつきましては、歳入歳出予算補正でございます。

5ページから7ページにつきましては、事項別明細書でございます。

8ページ、9ページをお開きお願いいたします。

歳入予算補正について御説明をいたします。歳入財源といたしまして、一般会計繰入金を3万5,000円減額いたしております。

次に、10ページから11ページをお開き願います。

歳出予算補正について御説明いたします。

1款運航費、1項運航管理費、1目一般管理費でございますけれども、給与改定並びに制度改正等に伴いまして、職員給料、職員手当等及び共済費の人件費を3万5,000円減額いたしたく存じます。

給与費明細書につきましては12ページ、13ページのとおりでございます。

以上で、議案第93号につきましての説明を終わらせていただきます。御審議の上、御決定くださいますようよろしくお願いいたします。

〔総務部長（堤 賢治君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 榊崎農林水産部長。

〔農林水産部長（榊崎 文雄君） 登壇〕

農林水産部長（榊崎 文雄君） 議案第94号平成23年度吉崎市農業機械銀行特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

平成23年度吉崎市の農業機械銀行特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,659万1,000円とする。

第2項につきましては記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。

事項別明細書、2歳入でございます。

5款諸収入、3項受託事業収入、1目受託事業収入といたしまして、市道環境管理等業務受託で500万円補正計上させていただいております。

続きまして、10ページ、11ページをお願いいたします。

3歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございますが、歳入で御説明いたしました指導管理の受託収入の500万円を労務雇賃金として160万円、機械の燃料等の需用費

として245万円、高所作業車等の借上料として80万円を歳出で計上させていただいております。

以上で、議案第94号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

〔農林水産部長（桝崎 文雄君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 久田病院部長。

〔副市長兼病院部長（久田 賢一君） 登壇〕

副市長兼病院部長（久田 賢一君） 議案第95号平成23年度吉岐市病院事業会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

第1条、平成23年度吉岐市病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成23年度吉岐市病院事業会計予算、第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

収入で、第2款第1項かたばる病院医業収益を1,454万5,000円追加し、2億9,196万3,000円とします。支出で、第1款第1項吉岐市民病院医業費用を1,075万円減額し、24億6,729万6,000円に、第2款第1項かたばる病院医業費用を269万5,000円追加し、3億9,287万6,000円とします。

第3条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

吉岐市民病院とかたばる病院事業の職員給与費をそれぞれ減額をするものでございます。

次に、4ページをお開き願います。

平成23年度吉岐市民病院会計補正予算（第2号）の実施計画書でございます。収益的支出で、医業費用の1職員給与費は、今回の給与改定及び医師、看護師等の未採用による減額でございます。報酬の追加は、内科医師の確保により不足をいたしましたので、今回増額をお願いするものでございます。

材料費につきましては、高価注射薬使用によりまして薬品費が不足をいたしましたので、今回増額をお願いしております。

経費につきましては、まず修繕料でございますが、CT管球修繕等のため修繕費を追加いたしております。賃借料の減額は、システム導入を延ばしたために減額をいたしております。

次に、10ページをお開き願います。

平成23年度吉岐市病院事業かたばる病院会計補正予算（第2号）実施計画書でございます。収益的収入で入院収益を1,192万円追加をいたしております。これは重傷患者の増加による診療単価のアップによるものでございます。外来収益につきましては、当初計画に対しまして、患者の増加によりまして、今回262万5,000円追加をいたしております。

支出で、給与費につきましては、職員の給与改定及び職員の異動によりまして減額をいたして

おります。材料費につきましては、重傷患者の増加によりまして薬品費を追加いたしております。

経費につきましては、保守点検におきまして指摘をされました電源切りかえ電磁接触機の取りかえ修繕料を追加をさせていただいております。

以上で、説明を終わります。

〔副市長兼病院部長（久田 賢一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） お諮りいたします。ちょうど12時になりましたけど、あと議案が1つですので続行したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 後藤建設部長。

〔建設部長（後藤 満雄君） 登壇〕

建設部長（後藤 満雄君） 議案第96号平成23年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

第1条、平成23年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成23年度壱岐市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収益的収入。第1款第2項営業外収益に1万4,000円を増額をいたしまして379万8,000円といたします。

収益的支出。第1款第2項営業費用に12万9,000円増額をいたしまして、1億3,474万円といたします。

第3条、予算第4条本文括弧書き中「不足する額1億5,274万8,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額672万6,000円、当年度分損益勘定留保資金6,223万1,000円、減債積立金1,247万8,000円及び建設改良積立金7,131万3,000円」とあるのを、「不足する額1億5,274万8,000円は当年度分消費税資本的収支調整額891万円、過年度分損益勘定留保資金982万8,000円、当年度分損益勘定留保資金6,223万1,000円、減債積立金1,247万8,000円及び建設改良積立金5,930万1,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

資本的収入、第1款、第1項負担金に80万円の補正増額をいたしまして、505万3,000円といたします。資本的支出、第1款、第1項建設改良費に80万円補正増額をいたしまして、1億4,322万円といたします。

次のページをお開き願います。

第4条、予算第6条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

1の職員給与費に12万9,000円増額をいたしまして、1,756万3,000円といたし

ます。本日の提出でございます。

4 ページ、5 ページをお開き願います。

平成 23 年度壱岐市水道事業会計予算実施計画（補正第 1 号）でございます。

収益的収入及び支出の収入、第 1 款の水道事業収益に 1 万 4,000 円の増額をいたします。
これは子ども手当の増額に伴うものでございます。

それから、支出の第 1 款水道事業費の総務費でございますが、これに 12 万 9,000 円を増額をいたします。内訳といたしまして、手当に 10 万 4,000 円、それから法定福利に 2 万 5,000 円の、合わせて 12 万 9,000 円でございます。

それから、次の資本的収入及び支出の収入でございますが、1 款の資本的収入の 1 目工事負担金でございますが、これに 80 万円の増額をいたします。これは角野田線の水道管布設がえ補償の分でございます。

それから、支出の部でございますが、1 款の資本的支出の 1 目の配水設備改良費でございますが、これは先ほどの 80 万円でございますが、角野田線の工事に伴うものでございます。

それから、5 ページにつきましては、資金計画を掲載いたしております。

6 ページ、7 ページをお開き願います。

こちらのほうには給与明細書関係を掲載いたしております。

次に、8 ページ、9 ページをお開き願います。

貸借対照表を掲載いたしております。

次に、10 ページ、11 ページをお開き願います。

先ほど申し上げました収益的収入及び支出の収入、支出を掲載いたしております。

次に、12、13 ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の収入、支出の内訳を掲載いたしております。

以上で、議案第 96 号について説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

〔建設部長（後藤 満雄君） 降壇〕

議長（市山 繁君） これで、市長提出議案に対する説明が終わりました。

日程第 20 . 陳情第 4 号 ~ 日程第 21 . 陳情第 5 号

議長（市山 繁君） 次に、日程第 20、陳情第 4 号壱岐市の奨学金貸与制度の改善を求める陳情及び日程第 21、陳情第 5 号義務教育費国庫負担制度の堅持に関する陳情の 2 件を議題いたします。

ただいま上程いたしました陳情第 4 号及び陳情第 5 号の 2 件につきましては、お手元に写しを

配付しておりますので、説明にかえさせていただきます。

・

議長（市山 繁君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、12月7日水曜日午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさんでした。

午後0時07分散会

平成23年第4回定例会 吉 岐 市 議 会 会 議 録 (第2日)

議事日程 (第2号)

平成23年12月7日 午前10時00分開議

日程第1	報告第82号	吉岐市クリーンセンター条例の制定について	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第2	議案第83号	吉岐市汚泥再生処理センター条例の制定について	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第3	議案第84号	吉岐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について	質疑、 厚生常任委員会付託
日程第4	議案第85号	吉岐市自給肥料供給センター条例の一部改正について	質疑、 厚生常任委員会付託
日程第5	議案第86号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域変更について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第6	議案第87号	平成23年度吉岐市一般会計補正予算(第8号)	質疑、 予算特別委員会付託
日程第7	議案第88号	平成23年度吉岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第8	議案第89号	平成23年度吉岐市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第9	議案第90号	平成23年度吉岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第10	議案第91号	平成23年度吉岐市下水道事業特別会計補正予算(第2号)	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第11	議案第92号	平成23年度吉岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第2号)	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第12	議案第93号	平成23年度吉岐市三島航路事業特別会計補正予算(第2号)	質疑なし、 総務文教常任委員会付託
日程第13	議案第94号	平成23年度吉岐市農業機械銀行特別会計補正予算(第2号)	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第14	議案第95号	平成23年度吉岐市病院事業会計補正予算(第2号)	質疑なし、 厚生常任委員会付託
日程第15	議案第96号	平成23年度吉岐市水道事業会計補正予算(第1号)	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第16	陳情第4号	吉岐市の奨学金貸与制度の改善を求める陳情	総務文教常任委員会付託
日程第17	陳情第5号	義務教育費国庫負担制度の堅持に関する陳情	総務文教常任委員会付託
日程第18	報告第7号	平成22年度吉岐クリーンエネルギー株式会社に係る経営状況の報告について	企画振興部長 説明 質疑なし、報告済み

日程第19	議案第97号	八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の変更について	農林水産部長 説明 質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第20	請願第2号	長崎県壱岐振興局水産課と壱岐市水産課の執務室共同化に関する請願	総務文教常任委員会付託
日程第21	請願第3号	B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書採択の請願	厚生常任委員会付託

本日の会議に付した事件
(議事日程第2号に同じ)

出席議員(19名)

1番 久保田恒憲君	2番 呼子 好君
3番 音嶋 正吾君	4番 町田 光浩君
5番 小金丸益明君	6番 深見 義輝君
7番 町田 正一君	8番 今西 菊乃君
9番 市山 和幸君	10番 田原 輝男君
11番 豊坂 敏文君	13番 鶴瀬 和博君
14番 榊原 伸君	15番 久間 進君
16番 大久保洪昭君	17番 瀬戸口和幸君
18番 牧永 護君	19番 中田 恭一君
20番 市山 繁君	

欠席議員(1名)

12番 中村出征雄君

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 松本 陽治君	事務局次長 米村 和久君
事務局係長 吉井 弘二君	事務局書記 村部 茂君

説明のため出席した者の職氏名

市長 白川 博一君 副市長兼病院部長 久田 賢一君

教育長	須藤 正人君	総務部長	堤 賢治君
企画振興部長	浦 哲郎君	市民部長	山内 達君
保健環境部長	山口 壽美君	建設部長	後藤 満雄君
農林水産部長	榊崎 文雄君	教育次長	村田 正明君
消防本部消防長	松本 力君	総務課長	久間 博喜君
財政課長	川原 裕喜君	病院管理課長	左野 健治君
会計管理者	宇野木真智子君		

午前10時00分開議

議長（市山 繁君） 皆さん、おはようございます。

中村出征雄議員から欠席の届けがっております。

ただいまの出席議員は19名であり、定足数に達しております。

これより議事日程表第2号により、本日の会議を開きます。

御報告いたします。本日までに、白川市長より、追加議案2件を受理し、お手元に配付をしております。また、11月22日以降請願2件を受理し、その写しをお手元に配付をいたしております。

日程第1．議案第82号～日程第15．議案第96号

議長（市山 繁君） 日程第1、議案第82号壱岐市クリーンセンター条例の制定についてから、日程第15、議案第96号平成23年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）についてまで15件を議題とし、これから各議案に対し質疑を行います。

初めに、議案第82号壱岐市クリーンセンター条例の制定についての質疑を行います。質疑はありませんか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第82号の質疑を終わります。

次に、議案第83号壱岐市汚泥再生処理センター条例の制定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第83号の質疑を終わります。

次に、議案第84号壱岐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。牧永議員。

議員（18番 牧永 護君） 確認をしたいと思います。一般廃棄物の持ち込みについては、

現在。

議長（市山 繁君） マイクを。

議員（18番 牧永 護君） 一般廃棄物の持ち込みについては、料金を上げて認めるということでございます。個別持ち込みについては、当施設近くに学校等もあり、一般廃棄物の量がかかり増えた場合は、子供たちの安全にも心配をされます。一定箇所に収集して持ち込みが一番いいわけでございますけど、今回、個別持ち込みも認めるということでございますけど、現在同様、持ち込みについては、有償袋については無償とするのか。そして、持ち込みの状態によっては、非常に計量時間等に時間を要すると思えますけど、この点について考えておられるのか確認をしたいと思えます。ゴミを今後も40円の袋に入れた、ただ、無償とするのか。ただ計るだけなのか。

議長（市山 繁君） 山口保健環境部長。

保健環境部長（山口 壽美君） 牧永議員の御質問にお答えいたします。

指定袋での持ち込みにつきましては無料でございます。

それから、計量に時間がかかるということもございますが、これにつきましては、根菜類をきちんと区別させていただいて、可燃ごみと粗大ごみ等については、2回計量で終わります。可燃ごみ等とリサイクル等については、3回計量等ございますので、区分をきちんとして持ち込んでいただければ、時間もスムーズにいくんじゃないかと思っております。

現在、市内の各町ごとにおきまして、自治会長、公民館長さん等に、新しい施設の持ち込み等について説明会を、もう終わったところでございます。今後、必要なところにおいては、出前講座も行うようにいたしております。3月上旬には、新しい分別のしおりを配布いたしまして、スムーズな利用に御協力いただくようにいたしております。

以上でございます。

議長（市山 繁君） 牧永議員。

議員（18番 牧永 護君） さきほど申しますように学校施設もあり、交通の事故等に十分気をつけて持ち込みをしていただくように御指導をお願いしたいと思います。

議長（市山 繁君） 答弁はございませんか。

ほかに質疑ございませんか。音嶋議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） 今回の一般廃棄物、いわゆる焼却場の稼働につきまして、新年度から行われるわけですが、現在、収集体制の拡充をするために、公民館、自治会等に補助金を交付して、リサイクル、いわゆる何といいますか、リサイクル施設を各自治会に整備するようになっておりますが、私たちの地域に、1つ民宿という大きな集落がございます。

そうした、皆さん方が直接焼却場に搬入をすると、非常に混雑をするということで、なるべく

その直接持ち込まないようなというような指導がなされておりますが、そうした皆さん方へ、例えば、収集に関して1カ所に収集するような施設を拡充するとした場合に、補助金の該当になるのか、そうした見解を承りたいと思います。いかがでしょうか、その件に関しては。

議長（市山 繁君） 山口保健環境部長。

保健環境部長（山口 壽美君） 音嶋議員の御質問にお答えいたします。

現在、各事業所におきまして、排出量が、ごみ袋が10以上あるところにつきましては、各事業所で収集場を設けてもらえば、戸別収集をするという形を取らせていただいております。

そういう状況の中で、今回の民宿組合様の申し出につきましては、そういう形でとらしていただいて、収集場を設置していただければ、民宿組合さんのほうで収集場を設置していただければ、こちらのほうで戸別収集に参るという形で、現在相談をいたしておるところでございます。

議長（市山 繁君） 音嶋議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） 収集業務はわかるわけですが、そうした皆さん方、例えば1カ所にまとめて収集をできるような体制にしたいというような思いをお持ちなんですね。そうした場合に、自治公民館に対して、今、リサイクルステーションの補助金というのは交付されておりますね。たしか36万円であったろうかと思いますが、そうした施設をつくって、収集しやすいようにしていきたいというような考えをお持ちですが、そうしたことは、一応検討される用意があるのか、その件に関してお尋ねをいたしているわけです。わかりますか。

議長（市山 繁君） 山口保健環境部長。

保健環境部長（山口 壽美君） 現在のところでは、一事業所という考え方で進んでおるところでございます。一事業所ということで、その事業所でステーションをつくってもらうということにいたしておるところでございます。現在のところ、事業所に対する補助金制度は持っておりません。

議長（市山 繁君） 音嶋議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） 一般的に言いまして、壱岐の一つの基幹産業であります。そうした皆さん方でしょう。例えば、団体でそうしたごみステーションを設ける、そこに集中して、1カ所にまとめて、それを収集していただけないだろうかということです。

それを、例えば、家庭ごみですので、公民館のリサイクルステーションに持ち込んでやった場合に、非常に異臭や何やら起こると思うわけですね。そうしたことも考慮されて、別途でそういう枠を設けていただけないだろうかというような要望が出ておりますので、いかがなもんかなと思います。

市長、この件に関しては、いわゆる担当部局と協議して、政策判断でそうしたことが可能なのか、見解だけをお聞かせください。

議長（市山 繁君） 白川市長。

市長（白川 博一君） 今、部長が申しましたのは、現行の規則の中では、補助金交付要綱の中の話をしております。今、そういった要望等々については、私も今まで正直聞いておりませんでしたけれども、それが内容をですね。担当課からよく事情を聴取して、判断いたしたいと思っております。

議長（市山 繁君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第 84 号の質疑を終わります。

次に、議案第 85 号 壱岐市自給肥料供給センター条例の一部改正についての質疑を行います。質疑の通告がございますので、これを許します。14 番、榊原伸議員。

議員（14 番 榊原 伸君） 資料によりますと、壱岐全体で、焼酎粕 1,500 トン、洗米水 2,500 トンということですが、現在、民間の施設があると思えますけれども、それらとの調整といたしますか、民間の施設の処理能力を考えて、今回予想数量を決められたと思えますけれども、予想数量が今より多くなったときに、処理が可能なかどうかお尋ねいたします。

議長（市山 繁君） 山口保健環境部長。

保健環境部長（山口 壽美君） 焼酎粕は、現在、民間処理施設では 100% 処理できずに、島外処理、島内畜産農家のえさとしての処理をされておられます。壱岐市では、島外処理されている一部を受け入れるようにいたしております。現在の勝本町自給肥料供給センターでの計画では、家畜尿 3,000 トン、生ごみ 1,000 トン、焼酎粕 1,500 トン、洗米水 2,500 トンの、合計 8,000 トンとしております。今後につきましては、現状の推移を見ながら検討していきたいと思っております。

以上でございます。

議長（市山 繁君） 中田議員。

議員（19 番 中田 恭一君） 1 点だけ。今まで勝本の自給肥料供給センターも、結構液肥の利用が多くて、液肥が足りない状態だったわけですが、肥料の成分が、多分今度は焼酎粕、洗米水でかなり変わってくると思うんですね。現状の肥料の成分との大きな違い。多分これ、できてから成分を検査してみにやわからんでしょうけども、今の予想して、どのくらいの窒素・リン酸・カリの成分が、どのくらい違ってくるのか、わかっておればちょっと教えてほしいなど。

議長（市山 繁君） 山口保健環境部長。

保健環境部長（山口 壽美君） 中田議員の御質問にお答えいたします。

現在の自給肥料供給センターの成分と、新しくできる施設の成分等につきましては、試験を、新しい施設については試験をいたしております。窒素・リン酸等につきましては、現在の施設の

倍、2倍ぐらいの濃度がございます。カリについては、現在の施設よりも少ないような状況でございます。

ただ、カリにつきましては、牛ふんの堆肥でカリが補えるということで、今、成分は現在の施設の2倍程度になるんじゃないかということで思っておるところでございます。

以上でございます。

議長（市山 繁君） 中田議員。

議員（19番 中田 恭一君） 窒素・リン酸が2倍ぐらいになるということであれば、今後利用する人たちの数量目安というのが、どうしても必要になってきますよね。今までの、多分窒素・リン酸が倍になれば、今までの量をやらなくていいわけですから。その辺も、もしはっきりしてくれば、利用される方々に、大体、利用の目安とか、そういうのをある程度示してもらわんと、なかなか最初から使いにくいと思うんですね。現状のままでは使えんでしょうから。その辺、今後ぜひお願いをいたしたいと思いますが。

議長（市山 繁君） ほかに質疑はありませんか。豊坂議員。

議員（11番 豊坂 敏文君） 液肥の散布料金が今回は500円になってます。この根拠、何で500円になったか。

それから、今の成分は2倍とか、あるいは少ないとかいうことですが、これについて数字的な成分の内容をお願いします。

議長（市山 繁君） 山口保健環境部長。

保健環境部長（山口 壽美君） 豊坂議員の御質問にお答えいたします。

料金の問題でございますが、現在までは、し尿の処理ということで考えておりました、料金の設定がされておりました。今度につきましては、産業廃棄物といいますか、液肥の製造という形のとらえ方をいたしておるところでございます。そういう状況の中で、採算性もございまして、それから肥料成分等も上がるということで、料金の改定をさせていただいたところでございます。

成分の内容でございますが、勝本自給におきまして、現在、窒素量が1トン当たり1.6キログラム、リン酸が0.2キログラム、カリが3.4キログラムでございます。新しい施設につきまして試験をした結果、昨年いろいろ原料を収集いたしまして試験をした結果でございますが、その試験のときには、窒素分が3.2キログラム、リン酸が1.3キログラム、カリが0.56という試験結果が出ております。

以上でございます。

議長（市山 繁君） 豊坂議員。

議員（11番 豊坂 敏文君） 以前の場合は、液肥の散布については、処分、処理するという考え方。今度は肥料である。じゃあ、以前は処理は肥料じゃなかったんですか。

議長（市山 繁君） 山口保健環境部長。

保健環境部長（山口 壽美君） 肥料という見解ではございますが、し尿等の処理、し尿の処理ということでもございました。

議長（市山 繁君） 豊坂議員。

議員（11番 豊坂 敏文君） もう少しわかりやすく、何で300円が500円になったか。この根拠を教えてください。

議長（市山 繁君） 山口保健環境部長。

保健環境部長（山口 壽美君） 液肥の散布、成分につきまして、まず現在、反当4台ふってるところが、今度の成分によりまして2台等で賄えるんじゃないかということも勘案いたしまして、300円から500円に値上げしたところでございます。

議長（市山 繁君） 豊坂議員、これで3回目ですが。

議員（11番 豊坂 敏文君） はい。抽象的な、その成分がこれで2台でいいとか、いいんじゃないかとか、はっきり2台でいいということは、はっきり言ってください。だから、600円を500円にしたとか、そういう積算の根拠を、500円にした根拠、何で500円にしたか、その点を教えてください。

議長（市山 繁君） 山口保健環境部長。

保健環境部長（山口 壽美君） 成分等につきましては、現在試験結果でございます。ただ、自給肥料供給センターの運営等にも勘案いたしまして、300円を500円でしていただきたいと思っておるところでございます。

議長（市山 繁君） 豊坂議員、特別に。

議員（11番 豊坂 敏文君） 特別にありがとうございます。

実績がよかった場合、あるいは悪かった場合は、また料金を変更する場合がありますか。実績が、この成分で、効果が、例えば今反当4台、あるいは5台、こういうように7台ふってるわけですが、その成分で2台でいいということやって効能がなかった場合、それはまた減額をする可能性が、考え方がありますか。以上でいいです。

議長（市山 繁君） 山口保健環境部長。

保健環境部長（山口 壽美君） 現在の状況でいきますと、変更する予定はございません。

議長（市山 繁君） ほかにありませんか。音嶋議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） 議案第85号の提案理由には、従来の施設を一部廃止するというふうに述べておられますが、前議会のときに、石田町の公民館連絡協議会並びに農林部長連絡協議会からは、壱岐市のほうに石田町自給肥料供給センターの相続を求める陳情書が出されたにもかかわらず廃止をすると。一般廃棄物処理検討委員会の答申によって整備を進めたので廃止をす

るといふふうに述べられました。

私たちは、存続を強く求めますが、最終的に、この一部廃止としてありますが、石田町の自給肥料供給センターは全部廃止するわけですか。この一部に一縷の望みを託していいわけでしょうか。まず、その考え方からお尋ねをいたします。

議長（市山 繁君） 山口保健環境部長。

保健環境部長（山口 壽美君） 音嶋議員の御質問にお答えいたします。

現在、自給肥料供給センターにおきましては、芦辺町自給肥料供給センター、石田町自給肥料供給センター、勝本町自給肥料供給センターがございます。この中で、芦辺町自給肥料供給センター、石田町自給肥料供給センターを廃止し、勝本町自給肥料供給センターを残すという意味で、一部という表現をさせていただいております。

議長（市山 繁君） 音嶋議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） ということは、芦辺と石田の施設は全面廃止ということになるわけですね。

私は、従来から、今日欠席しておられます中村議員が、声を大にして存続を求めておられました。ここの自席におられれば、必ずこの質問をされると私も考えております。最終的に、落としどころを申し上げます。

例えば、石田町、郷ノ浦町の皆さんは施設が遠くなります。そうしたら、家畜の糞尿の収集が、今でさえおそくなっておりました、滞っておりました、収集体制がですね。そして、ほしい、いわゆる需要に対して、供給が十分果たせない状況になっておりました。ですから、仕方がない。最終的に私たちはどこで何を言うかと、落としどころですよ。

需要者の皆さんに、利用者の皆さんに迷惑をかけない、不備を来さないような状態でやっていると、確約をしてください。そしたら、我々も納得をして「そうですか」と言わざるを得ないわけですから。いいですか。いわゆる、家畜の糞尿の収集も、そして、いわゆる液肥の供給も、利用者の皆さんに迷惑をかけないように行います。だから、このようにさせていただきますと、きちっと説明をしてください。

議長（市山 繁君） 山口保健環境部長。

保健環境部長（山口 壽美君） 音嶋議員の御質問にお答えいたします。

し尿の処理につきまして、従来、循環型社会の中で液肥として利用をされております。その中で、先ほども話がありましたように、一般廃棄物整備事業検討委員会の中で、将来的に、し尿処理場を1カ所にするということは、一つの国の補助事業と、それから国の申し出でございますので、1カ所で液肥処理をいたしますと、将来的に余ると、余ったときに困ると。昔は海上投棄もございましたが、その、今は海上投棄もできません。

そういう状況の中で、壱岐市一本で液肥処理の施設をつくと、余ったときにどうしようもないという話の中で、し尿処理場につきましては水処理をするということになりました。

そういう状況の中で、勝本町の自給肥料供給センターは、海上投棄すれすれでございまして、合併後、平成18年に供用開始をいたしまして、畜尿施設として利用をしようということで計画をされておりました。

その中で、その後、何度も話がございましたが、畜尿が集まらない状況の中で、液肥の需要があるものですから、その液肥の生産を、勝本町自給肥料供給センターが8,000トン供給ができません。

そういう状況の中で、畜尿が集まらないう。そして、そうした場合に、何か代替えの原材料はないかということを探をいたしまして、壱岐市の部内でプロジェクトチームを立ち上げて研究した結果、生ごみ、それから焼酎粕につきましても、島外処理をされておるという状況の中で、それができないかということで、焼酎粕、そして濃度が高いということで、洗米水を入れると液肥ができるということで、現在進んでおります。

現在、郷ノ浦町は液肥を散布をいたしておりませんが、3町で2万1,000トンぐらい液肥の散布をいたしてあります。そういう状況の中で、今度勝本につきましては、8,000トンしかできません。そういう中で、現在言われておりますように、市民の利用者の方に御迷惑をかけるかということにつきましては、100%の保証はできませんが、今後、そういう利用をかけるように、有効的にやっていきたいと。

それから、どういうところに、散布も今までやはり20台ほしいとか、いろいろございましたが、そういうところにつきましても御不便をおかけするかと思いますが、今後散布状況につきましても、まだ今検討中でございますので、それが決定いたしましたら、市民の利用者の方に御説明を申し上げたいと思っておりますが、現在のところ、確実に100%御迷惑をかけるのか、かけないかと言われたときには、かける場合もあるということでございます。これで御了解をいただきたいと思っております。

議長（市山 繁君） 音嶋議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） 合併をして、どうしてもスクラップ・アンド・ビルド、とにかく片方を壊す、片方は建てるというふうに、そうした風潮にあります。しかし私は、ここで言いたいのは、市長が循環型島づくり宣言を行った。化学肥料に頼らない、なるべく自然ごみをリサイクルできる、そうした島にしたいという基本理念をお持ちですから、その姿勢に沿った市政を進めていただきたい。

例えば、石田、芦辺の施設を、いわゆる施設を来年から廃止をするとなった場合に、取り壊すわけでしょう、取り壊すわけでしょう。例えば、その、実際は地域の皆さんが反対をしておるか

ら取り壊すじゃないわけでしょう。存続してほしいけども、市が取り壊すというわけでしょう。何もかんも取り壊す必要はないんじゃないですか。取り壊せというような、そうした指令があるわけですか。

例えば、一般廃棄物の処理施設をつくった場合は、既存の物は取り壊しなさいという、そういう何か取り決めがありますか。その件だけ。

議長（市山 繁君） 山口保健環境部長。

保健環境部長（山口 壽美君） 今回のし尿処理施設につきましては、壱岐4町、1カ所に集めて処理するというございます。そういう状況の中で、石田町の自給肥料供給センターにつきましては、処理する物がございません。そういう状況の中で取り壊すということにいたしておるところございます。

議長（市山 繁君） 3回ですから。音嶋議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） 再度申し上げます。利用者が非常に不備を来さない、来すことがないように、くれぐれもそうした方向で取り組んでいただきたいと思います。そうしないと困りますよ、ねえ。すべての施設を1つにまとめてしまった、末端の人は、非常に不備を来す。こういうことがあってはまかりならんと思いますので、くれぐれもそのことに対しては、強く要望しておきたいと思います。終わります。

議長（市山 繁君） ほかにございませんか。呼子議員。

議員（2番 呼子 好君） 私は、語句の関係でお尋ねしたいと思っています。別表第6条関係で、施設名が「壱岐市勝本町自給肥料供給センター」になっておりますが、勝本町は除いた方がいいんじゃないかというふうに思っていますが、いかがでしょうか。

議長（市山 繁君） 山口保健環境部長。

保健環境部長（山口 壽美君） 呼子議員の御質問にお答えいたします。

壱岐市勝本町自給肥料供給センターにつきましては、合併後、平成17年に建設いたしまして、18年から供用開始をいたしております。そのときに「壱岐市勝本町自給肥料供給センター」と命名をいたしておりますので、変更する必要はないと思っておるところございます。

議長（市山 繁君） 呼子議員。

議員（2番 呼子 好君） それでは、壱岐市自給肥料供給センター条例の一部改正については、これは勝本町を入れなくていいんですか。これとやっぱり競合するんじゃないですか。

議長（市山 繁君） 山口保健環境部長。

保健環境部長（山口 壽美君） 壱岐市自給肥料供給センター条例の中に、施設名称として「壱岐市勝本町自給肥料供給センター」があるということで御理解をいただきたいと思います。

議長（市山 繁君） 呼子議員。

議員（２番 呼子 好君） いや、理解するんですが、わざと「勝本町」を消したがいじやないか、そうすれば適合性があるんじゃないかというと思ってるんですが。

議長（市山 繁君） 山口保健環境部長。

保健環境部長（山口 壽美君） 先ほども申しましたように、「吉岐市勝本町自給肥料供給センター」として命名をいたしております。施設につきましては命名をいたしておりますので、今回合併をしたからといって、施設の名称を変える必要はないだろうと思っております。

議長（市山 繁君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第８５号の質疑を終わります。

次に、議案第８６号新たに生じた土地の確認及び字の区域変更についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第８６号の質疑を終わります。

次に、議案第８７号平成２３年度吉岐市一般会計補正予算（第８号）について質疑を行います。質疑の通告がありますので、これを許します。１４番、榊原伸議員。

議員（１４番 榊原 伸君） 榊原です。歳出のほうですが、ページ数を言いますが、２５ページの３款民生費１目２０節の扶助費７０６万４、０００円について。１つとして、どのような人が対象となって、これら回数によるものか、人数によるものか。それと、当初の見込みはどのように考えられていたのかをお尋ねいたします。

次に、３１ページの４款衛生費１目１節嘱託職員の報酬について、減額になった理由とその人数についてお尋ねいたします。

それから３５ページ、５款の農林水産費の１項農業費３目１９節土地利用型農業定着促進事業とながさき花卉１００億達成推進整備事業について、土地利用型農業定着促進事業の実績と、どのような事業なのか。それから、ながさき花卉１００億達成推進整備事業とは、どのような事業なのか。

それから、３７ページですが、５款農林水産業費の２項林業費２目の林業振興費について、今回の補正で松くい虫の特別伐倒駆除が、保全松林緊急保護事業に一本化されたというような説明でありましたが、それはどのような理由だったのか。

それから、特別伐倒駆除１００立方メートル、それから伐倒駆除４９０平方メートル、この違いはどういうことなのか。それから、吉岐市で対象となる松林の面積を、わかっておられればお願いいたします。

それから、一本化されたことによって、ほかに何か新しい事業があるのかどうか。

それから、松くい虫駆除の空中散布との関係はどうなっているのか。

同じく、37ページの水産業費ですが、13節委託料で1,200万円の減額の説明で、国の採択基準外となったためとありましたが、この基準外となった原因は何なのか。

それから、15節の水産基盤整備事業八幡漁協の外防波堤で、今回また補正がされていますが、この事業はいつから始まって、いつまで行われるのか。また、予想される事業費の総額は幾らなのか。

それから、39ページ、6款商工費1項商工費4目の観光費について。彦岐観光協会補助金30万円については、離島3市2町連携共同PR事業補助金としてありますが、これは、なぜ彦岐観光協会なのか。それとほかに、彦岐市として取り組みを考えられているのか。

それから2番目として、コンベンション開催の、これは激減と書いてありますが、激を外していただきたいと思います。減として120万円減額されているが、これの開催の取り組みはどこでされているのか。市のほうでされるのか。よそでされるのに補助金を出されているのか。

次に、41ページ、土木費3項3目の公有財産購入費について、どこの土地を購入されるのか、以上についてお尋ねいたします。

議長（市山 繁君） 7項目の質問があります。順次ひとつ答弁をお願いします。山内市民部長。

市民部長（山内 達君） それでは、榊原議員の御質問にお答えをいたします。

扶助費の移動支援費についての回答でございますけれども、まず、事業の内容でございます。支援事業につきましては、2種類ございます。車両移送支援費というのがございます。これは、障害者の方が病院への通院時に、車いすのまま乗り込める福祉車両によって移送を行う支援でございます。

それから、もう1つでございますけれども、個別移動支援というのがございまして、障害者の方が外出時に介護者が手を引く、または見守りをするというサービスでございます。対象になることができる方といたしましては、1つ目として、身体障害者手帳をお持ちの方、2つ目が知的障害者に交付される療育手帳、それから3つ目として、精神障害者に交付される精神障害者福祉手帳の交付を受けてある方々でございます。具体的な対象者といたしましては、車両移送支援の場合でございますけれども、車いすの利用者ということにいたしております。

それから、現在の登録者数でございますけれども、本年7月1日の登録更新がございましたけれども、その時点で138名となっております。

それから、当初の予算の見込みはということでございましたけれども、これについては、前年度の実績を参考して組んでおります。

中身につきまして今から御説明しますけれども、車両移送支援費は、通院片道を1回として計

算をしまして、月290回の12カ月分に単価4,400円を掛けまして、年間1,378万1,000円。

それから、個別移動支援のほうにつきましては、利用回数を1回として、月65回、身体介護ありの利用料金の単価は4,000円、それから身体介護なしというのがございますけれども、この場合は1,500円となっておりますので、これで計算しまして、年間213万3,000円で見込み、トータルでは1,591万4,000円を計上いたしておりました。

なお、これについては、個人の一部負担がございます。原則的には1割ということになっておりまして、その残りの9割を予算化いたしております。

補正予算の算定でございますけれども、平成23年4月からの約上半期の実績に基づいて算定をいたしております。車両移送支援については、月平均393回御利用いただき、168万1,000円。それから、個別移動支援のほうでございますけれども、月平均41回に増えて12万9,000円となっております。

それから、その実績をもとに1年間分を試算してみますと、車両移送費のほうが月で415回、177万9,000円。それから、個別移動支援のほうですけれども、月43回、平均で13万6,000円と見込めるということになりましたので、本年度の総予算額は2,297万8,000円となりますので、その差額分の706万4,000円を計上させていただいております。

以上でございます。

議長（市山 繁君） 堤総務部長。

総務部長（堤 賢治君） 榊原議員の御質問にお答えをいたします。

御質問は、ページ31、嘱託職員報酬の減額についてでございます。これは、嘱託職員1名の休職に係る減額でございます。ちなみに、休職の期間は4月から10月まででございます。

以上でございます。

議長（市山 繁君） 榊崎農林水産部長。

農林水産部長（榊崎 文雄君） 続きまして、農林水産業費の御説明をいたします。

まず、土地利用型農業定着促進事業とはどんな事業かということでございますけれども、これにつきましては、食料の自給率、それから自給力を向上させるために、水田の不作付地や裏作等を最大に活用して、自給率の低い麦、それから大豆、そばを生産拡大することを目的としております。このために、県のほうで長崎農林業農山村活性化計画に基づいて、こういった事業を進めております。

具体的な内容といたしましては、生産向上対策については、需要のニーズに対応した高品質な麦、それから大豆、そばの生産、並びに、それに対応した流通体制を支援することとしており、

その生産拡大にかかわるために必要な機械の導入、それから水稻におきましては、無人ヘリコプターのオペレーターの養成経費等でございます。

それから、もう1つ、内容といたしまして、県産麦、大豆、そばの商品開発の支援といたしまして、商品開発の経費、販路開拓の経費ということで支援をいたしております。ちなみに、本年度の今回補正をいたしておりますものは、壱岐水稻防除協議会によります無人ヘリコプターのオペレーター養成費、それから住吉生産組合による麦、大豆の施肥、それから播種機ということで、2件を上げております。

続きまして、ながさき花卉100億円の達成推進整備事業でございますが、これは、本年23年から創設をされました、ながさき花卉100億円計画達成に向けて、生産組織活動の強化により県内の花卉振興を総合的に支援するために行う事業でございます。

事業の内容といたしましては、施設の利用高度化促進事業等、それから新規花卉生産者確保対策事業がございまして、施設利用につきましては、これも施設利用の高度化、それから省力化に係る設備導入ということで、具体的には自動換気装置とか、灌水同時施肥システム、それから自走式防除機など、こういった機器の導入でございます。

それから、もう1点の新規花卉生産者確保対策事業といたしましては、農業の他部門から花卉への品目転換による、そういったときに、花卉の産地の育成や生産者の拡大ということで、土壤改良、それから灌水設備、電照設備など、こういったものの導入に対して支援を行う事業でございます。今回補正をお願いいたしましておるのは、壱岐小菊生産組合が120アールの栽培面積の拡大によるものでございまして、生産資材に対する助成でございます。

それから、37ページの林業費、林業振興費の関係でございますが、今回の補正で、松くい虫特別伐倒駆除が、保全松林緊急保護事業に一本化されているということでございますが、これにつきましては、事業制度が森林病虫害防除事業の中に、松くい虫防除費があって、その中に空中散布等の防除事業と、それから被害の発生した松林の拡大防止をする伐倒駆除、これがございません。

そしてまた、もう1つ大きい事業の造林事業ということがございますが、その造林事業の中にも、機能回復整備として、保全松林緊急保護整備事業という事業があって、その松くい虫の被害地における被害木の処理、それから松林の整備ができるような伐倒駆除ということで、この伐倒駆除の事業が、2つの事業がございます。

そういったことでありますが、今回は、県からの予算の配分が減額になって、伐倒駆除を7割補助の造林事業のほうで対応するというので、県のほうから通達がありまして、今後、伐倒駆除については、造林事業のほうの保全松林緊急保護整備事業でやるということになっております。

次に、特別伐倒駆除100立米、伐倒駆除490立米、単独の伐倒駆除50立米と、資料にあ

りますが、特別伐倒駆除と伐倒駆除との違いについて御説明をいたします。

特別伐倒駆除とは、伐倒、切り倒しをして、それを小さく切断をして、焼却処分をすることが特別伐倒駆除でございます。それから、伐倒駆除、もう一つの伐倒駆除については、同じく切り倒しをして、それを油材処分、油をかけて処分をするということが伐倒駆除ということでございます。

それから、場所でございますけども、全域的に松くい虫の被害が出ております。海岸線付近、それから、持ち出しの容易なところについては、焼却処分。そして、持ち出しが困難なところについて、それから勝本町の若宮島等の島につきましては持ち出しができませんので、油材処理をするようにいたしております。具体的な場所については、現場の条件、それから予算額を考慮して決定をしていきたいと思っております。

続きまして、吉岐市で対象となる松林の面積でございますけども、今、保安林として指定がされております高度公益機能松林というのが660ヘクタールございます。それから、市のほうが重要と認め、計画書に載せている松林、これが地区保全松林といまして、18ヘクタールほどあげております。

この、市が重要と認めた計画に載せている松林といえますのは、保安林に指定された近辺の松が、ある程度密集している、ある程度多い地区ということで、地区保全松林ということで、18ヘクタールを対象にしております。

それから、でございますけども、これは一本化されたことにより、ほかに何か新しい事業があるのかということでございますけども、これにつきましては、先ほど言いましたように、県の予算の関係があって、今後は伐倒については造林事業のほうでやるということで、新しい事業はございません。

それから、の松くい虫防除の空中散布との関係でございますけども、松くい虫の防除の空中散布、それから地上散布は、あくまで防止、防除でございます。そして、駆除については、枯れた松の拡大防止ということでございますので、そういったことで、直接は関係ございませんけども、防除と駆除ということで御理解をいただきたいと思っております。

それから、37ページの水産のほうでございますけども、の水産施設委託料で1,200万円の減額でございますが、これちょっと、説明が足りなかったことを、まずおわびを申し上げたいと思っておりますけれども、これにつきましては、箱崎地区恵美須漁港、それから諸津漁港の旧施設の浮き桟橋でございますが、平成22年度までには非公共事業で、事業名は強い水産業づくり交付金事業として、こういったハード事業だけが整備ができた事業でございましたが、本年度より、23年度より、漁業者団体、それから市漁協等から構成される産地協議会というものをつくって、その産地水産業強化計画書を作成して、その地域の漁業の課題等を克服するためにこういった活

動をするかという、そういったソフト事業をやって、あわせてハード事業もするというようなことに見直しがされました。これが、本年の1月の初めに、県のほうから通知がありまして、23年度の実施要求に間に合わなかったということで、今回23年度は減額をいたしております。

今後につきましては、県のほうでもこういったハード事業と、それからソフト事業、こういったものを説明すればいいだろうという事例等も出ておりますので、そのあたりを研究しながら、24年度改めて要求をしていきたいと思っております。

それから、ですけれども、八幡浦漁港の外防波堤でございますが、この事業はいつから始まって何年までの事業なのか。また事業費の総額は幾らかということでございます。

この事業は、合併前の平成14年に始まりまして、現在まで継続しておりますが、今の予算の配分、それから進捗状況でいきますと、平成26年度までの計画でございます。

通常、公共事業は長くても10年以内ということが基本でございますけど、この外防波堤につきましては、当初計画が300メートルということで計画いたしており、かなり大きい事業費でございます。300メートルで、港内側に畜用等の計画をしようとということであげておりました関係で、23年度、今年度までで260メートルの進捗でございます。

そうしたことで、漁協のほうとも話をしまして、ぜひ300メートルやっていただきたいということで、そうしないと効果が上がらないということで、26年度の予定にしておりますが、いずれにしましても、24年度で国の再評価を受けるということでございます。それで、再評価を受けて認められないとできないということでございます。

総事業費といたしましては、八幡浦漁港全体で49億円でございます。そのうち23年度までに39億円、国・県の補助金が32億円ということで実施をいたしております。

以上でございます。

議長（市山 繁君） 企画振興部長。

企画振興部長（浦 哲郎君） 榊原議員の壱岐観光協会並びにコンベンションへの関係の予算の質問でございます。観光協会への補助金については、離島3市2町連携共同PR事業については、市長が行政報告をいたしました内容でございます。

本事業は、平成23年度当初予算において、連携事業の内容等については、具体的に確定をしておらず、行政側の負担のみをすることで予算を計上させていただいたところでございます。

その後、本年8月末に、担当者会議で事業内容、大阪市内での観光情報説明会及び大阪モーターショーへの観光物産PR展が決定をし、予算額も決定をいたしました。各地域からの要望で、観光と物産振興の展開を図るためには、行政側の負担だけでなく、観光協会とも連携をした事業展開を図る必要との認識から、各地域の観光協会の負担金が30万円と決定をなされました。

御承知のとおり、壱岐観光協会は自主財源も乏しく、当初の観光協会の計画にない事業につい

ては充当させる財源もないために、今回、観光協会事業費として補助金を補正させて、計上させていただいたところでございます。

そのほか、広域連携事業としては、地域で2泊3日以上宿泊型観光を促進する観光圏の整備に取り組んでおります。具体的には、福岡市、唐津市、糸島市、玄海町の4市1町と連携し、玄界灘観光圏を立ち上げ、昨年平成22年4月に国の認定を受けております。

これまでの取り組みといたしまして、島内2次交通の改善を図るために、電動アシスト自転車の導入や、観光圏のパンフレットを作成し、情報発信を行っております。また、次年度からは、一般個人客向けの体験メニューを確立し、壱岐への誘客滞在観光をつなげる取り組みを推進してまいります。この観光圏の認定期間は、平成22年度から26年度まででございます。

そのほか加えて、福岡市との連携した誘客促進事業、さらには九州各県の主要都市と連携した九州観光都市連盟や西九州国際観光ルート協議会へも加入し、広域での情報、誘客事業を展開しております。

九州観光都市連盟は、九州の主要都市32市の加盟でございます。福岡県では、福岡市、北九州を初め、長崎県では佐世保市、島原市、五島市、壱岐市が加入をいたしております。主な事業といたしましては、観光素材集の作成、関西首都圏の旅行社を訪問し、ツアー商品の企画提案を行っております。また、先進地視察等の研修を行っております。

西九州国際観光ルート協議会は、会員17団体で、地方自治体が、北九州市、福岡市ほか9団体でございます。企業団体といたしまして、西鉄、西日本鉄道、昭和自動車並びに福岡観光コンベンション等が加入されております。主な事業といたしまして、アジア太平洋フェスティバルの福岡への出店事業、修学旅行の誘致活動、主に関西地域でございます。これらの観光PRを行っております。

続きまして、コンベンションの開催の件でございます。コンベンションの開催補助金制度は、壱岐市で宿泊を伴う各種大会・会議等の開催に対して、延べ宿泊人員に応じて段階的に補助金を交付するものでございます。

内容につきましては、50人以上が対象となり、延べ宿泊人員が200人以上のものであれば、壱岐市の交付する交付金の半額を県が補助する制度となっております。コンベンション・大会・会議等の誘致については、広く壱岐のPRを兼ねた誘客事業として、観光商工課で取り組みを行っているところですが、昨年からは、具体的な取り組みとして、県観光連盟と連携し、東京及び福岡地区において、各コンベンションの団体事務局へ直接訪問により、壱岐でのコンベンションの開催を誘致の活動を行っております。

また、本年においても、長崎県で行われましたコンベンションセンターに参加して、壱岐への大会誘客につながるPRを行っております。今後とも県観光連盟と連携し、コンベンション開催

に係るPRの機会に努めるとともに、島外在宅出身者等にも本市へのコンベンション開催補助金制度の積極的に情報発信を努めてまいるところでございます。

以上でございます。

議長（市山 繁君） 後藤建設部長。

建設部長（後藤 満雄君） 榊原議員さんの公有財産の購入についてのお尋ねでございますが、それについてお答えをいたします。

まず、今回の157万円の減額につきましては、単独事業で柳川楠線ほか5路線の分が100万円を減額をいたしております。それから、起債事業で、海田紺屋町線ほか6路線の分、合計これが57万円の減額をいたしておるところでございます。したがって、合わせまして157万円の減額をお願いをいたしておるところでございます。

以上でございます。

議長（市山 繁君） 榊原議員。

議員（14番 榊原 伸君） 詳しく説明をいただきましたので、今度の予算委員会なり一般質問で、あとの分はお尋ねしたいと思います。

以上で終わります。

議長（市山 繁君） ここで暫時休憩いたします。再開を11時15分といたします。

午前11時05分休憩

.....
午前11時15分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案質疑を続けます。通告がっております。1番、久保田恒憲議員。

議員（1番 久保田恒憲君） それでは、4点出したんですけど、先ほど同僚議員の質問の中で2件はほぼ解決したので、それ以外の分を質問させていただきます。

まず、16ページ、15款県支出金2項補助金、総務費県補助金。離島体験滞在交流促進事業補助金と、非常に長い言葉なんですけど、簡単に言えば、全国ゲートボール大会への補助金ということで、関連で20ページの、同じくゲートボール委託業務。

この金額は、どうってことないんですけど、要するに大会の事業収支と、それに関連して費用対効果、そして、開催日にかなり市の職員が動員されてたようですので、その開催日に動員された、その職員の数を質問したいと思っております。

次に、先ほど民生費の移動支援利用者数の説明は、非常に丁寧な説明で、壱岐市におけるこういう障害者に伴って、いろんな制度があり、そのためのサービスでこのような金額がかかるちゅうことで、非常に今後に向けて考えさせられる点がありました。

続きまして46ページ、9款教育費、社会教育費の中で、文化財保護費、委託料448万4,000円。原の辻遺跡ホームページ作成、あるいは更新費用とありますけど、その原の辻のホームページってのが、作成、今まであったのか。あるいは、作成、更新っていうふうになっていきますので、あつたうえの更新費用なのか。

それと、かなりその金額的にも、ホームページの内容によるんでしょうけど、金額が448万4,000円という金額ですので、その費用の算出の根拠と、それからホームページ作成を委託されるということなので、その委託の仕方、あるいはもうされているのか、その辺の説明をお願いします。

議長（市山 繁君） 企画振興部長。

企画振興部長（浦 哲郎君） 久保田議員の御質問でございます。

まず、歳入での離島体験滞在交流促進事業補助金、ゲートボール大会の補助金並びに歳出での全国離島交流ゲートボール親善大会の関係でございます。

まず、本予算で提出しておりますのは、当初予算で国庫補助で予算を計上いたしておりました。これが、国からの直接補助ではなくて、県を通じての歳入であることで、歳入の組み替え並びに東日本大震災に伴う補助金の減額によって事業費の減額をいたしております。

現在、大会の事業収支でございますが、現在、清算事務を進めておりますが、総事業費で約1,700万円、収入が県補助金が750万円で、一般財源として950万円を見込みになるということでありませう。

次に、大会の費用対効果でございますが、費用対効果については、大会の参加者を消費額といたしまして、大会参加チームの内訳として、島外から57チーム、約350名が来島し参加され、滞在期間がほとんどのチームが2泊、遠方からの参加チームについて3泊などされております。それで、壱岐での消費金額として、これは昨年22年度の観光消費額をもとに算出いたしましたところ、約1,100万円の消費経済効果があったものと推測されます。

開催当日の動員者についてでございます。市の職員が開催3日間で、延べ180名。そして、実行委員会、各種団体、競技役員等で約160名の方々に協力をいただいて、実施運営をいたしております。

当日は、あいにくの雨天により、会場の変更等があり、大会に参加した方々に大変御迷惑をおかけし、思うような大会運営、おもてなしができませんでしたが、今大会を通じて、全国の離島並びに本土の参加者との交流親善を行うことによって、壱岐の魅力をアピールすることができ、観光振興と地域活性化に貢献できたものと思っております。

以上でございます。

議長（市山 繁君） 教育次長。

教育次長（村田 正明君） それでは、久保田議員の質問にお答えいたします。

まず、名称がちょっと紛らわしくて大変申しわけございません。今回の作成予定の原の辻遺跡ホームページは、新規の開設となります。現在、壱岐市の既存のホームページ「壱岐いきネット」によりまして、いろんな情報を一般の方々に紹介をいたしておりますけれども、今回開設するホームページは、特別史跡、原の辻遺跡に特化したものでございます。学術的な要素を持ちまして、また国内外からの大学や博物館、考古学者などの調査研究資料として公開をしていきたいというふうに思っております。また、いろんな検索もできるホームページとなるものと思っております。

構成内容の1つといたしましては、合併前から今日まで発刊をしております原の辻遺跡調査報告書が、紙媒体で30冊、約3,000ページになります。その調査内容や実測の図面、あるいは写真など、すべての内容をデータ化をいたしまして、ホームページのウェブサイトで見られるようにすることとさせていただきます。

また、いま以上の原の辻遺跡を核といたしましたイベント等の啓発、普及事業にも、どんどん使っていきたいということを考えております。これによりまして、6月の一般質問の折に、久保田議員からの御指摘がありましたことや、この、国の補助事業のもとであります、文化庁からの指導でもあります情報発信不足というのが解消できると期待をしておるところでございます。

また、費用の算出根拠でございますけれども、設計デザイン料等で約80万円、プログラムの開発等に約120万円。それと、先ほど申し上げました30冊の紙媒体のデータ加工、処理業務に約200万円を必要といたします。財源といたしましては、国の補助事業2分の1を活用させていただきますので、御報告をいたしておきます。

委託方法につきましては、無駄な経費を極力出さないようにするために、壱岐市のホームページのサーバーを使用する方向で協議をしておりますので、相手方は限定をされてくるかと思っておりますけれども、やはり慎重に進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（市山 繁君） 久保田議員。

議員（1番 久保田恒憲君） それでは、まず、ゲートボールのほうですけど、支出が1,700万円。で、大体の来島者から割り出すと1,100万円。ここで600万円ぐらいがマイナスですけど、これは、やはり全国大会を誘致して、そこから発展するものっていうのは、確かに大きなものがあると思います。

今までかなりイベント的なもの、全国的っていいですか、大きなイベントがなされてきて、このように費用対効果とかというようなものが、私はほとんど見たことがないんですね。何か、実行委員会のほうでやってるとかですね。ですから、このような、やはり市の経費が絡む分、ある

いは補助金を出す分については、ぜひ費用対効果とか事業収支報告はしていただきたいと思っているわけです。

今回の中で、私が特にちょっと考えたのは、職員がかなり動員されてます。当日は、特に雨が降って、私も天気予報を見ながら、せっかくのイベントに天気が悪くなりそうだなと思って心配をしておったわけですが、雨になったために会場を芦辺と石田に分散したり、非常に御苦労なされたようです。

必ずイベントがあると、それに動員される職員がいらっちゃって、あるいはボランティアがいらっちゃいます。多分休みは代休になると思うんですけど、例えば、延べ180名ですか、何名にしろ、代休を取るっていうことは、通常の業務のときに休まなくてはいけないということですよ。ということは、当然通常の業務は、その分しわ寄せがいくわけですよね。

だから、そういうところを、どのように考えておられるのかなと思って。これは、全国的な規模ではなくても、何かイベントがあるごとに駆り出されるということが、やはり、それは市民に奉仕するのが市職員の役目って言われればそれまでですけど、そのことで、例えば業務に支障が来すようになったとしたら、それはひいては市民サービスに影響が出てくる。

あるいは、そういう休む時間もなかったとしたら、その職員の、要するに体調も厳しくなることもあるんじゃないかと思って、今回。そういうものも含めて、費用対効果っていうか、を出していくべきじゃないかと思っているわけです。この点について、ちょっと執行部の意見をお聞きしたいと思います。

議長（市山 繁君） 企画振興部長。

企画振興部長（浦 哲郎君） 久保田議員が申されますように、それぞれ各種大会、イベント等、休日に行われる場合、市の職員が運営等に参加する場合がございます。その場合については、代休措置を取っております、取っておる、代休措置で行っております。

その場合、確かに、今言われますように、通常の場合の勤務時間に休むということになります。それぞれで、事業の内容で、通常の業務の内容の相半といったら大変語弊が、そこで計画的に休んでいただく方法をとっております。

ただ、今言われるようなそういうものも含めて、費用対効果と、事業効果というものについては、正直、私たちの担当部署のほうでは、それまで正直、今日まで分析をしていなかったことは事実でございます。

今後そういうものも含めて、分析をする必要があるかと思われます。

以上です。

議長（市山 繁君） 久保田議員。

議員（1番 久保田恒憲君） いわゆるマンパワーっていうのは、よく今言われるのは、市の職

員の給料が高いとか、カットせろとか言われるんですけど、それは置いて、高い人が動く場合は、収入がかなり見込めるような仕事を普通するんですよ。

高い人が、ボランティアも悪くはありませんけど、それはそれで価値が、逆に収入が見込めるような人が、収入以外で労を惜しまないちゅうところでボランティアの価値もあるんですけど、少なくとも、やはり、市の職員が動員されるときには、それだけ経済的効果があるとか、活性化の見込まれるとか、そういうものにぜひ動員をどんどんしていただきたいと思います。

そうすれば、動員されるほうもモチベーションが上がると思うんですね。「一生懸命やった、よしこれで吉崎市も幾らか増収に役立ったぞ」というようなことがあれば、次もどんと来いというような感じになるんじゃないかと思うわけです。そういうことで、ぜひ今後、このことを参考にさせていただきたいと思います。

で、手前みそになりますけど、私が何か考えるときに、今回、県民体育大会の空手道競技を誘致しました。御来賓に、忙しい中、市長なんかにも来ていただいたんですけど、私が考えるときは、まず、金を、どうしたら金を出さないで稼げるかなちゅう、そっから始まるんですね。

それと、できるだけ、自分たちがやることは、自分たちだけで賄いたいなということでスタートしてるもんで、そのあり余るほどのスタッフがいないもんで、逆にそういうふうになるんですけど、そういう形でいくと、非常に、例えば事業収支があって、それをスタッフで、関係者で割ったら、大したことないちゅうことがあり得るわけですよ。

そういう意味でいくと、ほとんど金を使わないで、わずかな40人で、さっきのコンベンションの費用の助成をいただかなくても、結構売り上げてるなって、こういう感じもしますので、ぜひ今後も、そういう考えを持っていただいて、いろんな事業に取り組んでいただきたいと思っております。

この件について、何もなければ。一応そういう考えですけど、いかがですか。

議長（市山 繁君） 白川市長。

市長（白川 博一君） 市の職員がいろんなイベント等に積極的に参加をしてくれる、動員に応じてくれるということについては、私はその気持ちを評価しておるわけです。しかしながら、さっきおっしゃるようなこと等々についても十分考慮して、費用対効果、そういったものを十分考慮して、そういった職員の動員にも考えていきたいと思っております。

議長（市山 繁君） 久保田議員。

議員（1番 久保田恒憲君） それでは、先ほどの、今度は原の辻遺跡ホームページのことですけど、大体内容は理解しましたが、1つ意見があります。30冊、3,000ページに及ぶデータを200万円かけてプログラム化すると。余り、しかし、内容を見せてしまったら、来ませんからね。

意外とインターネットは、インターネットで情報を得ることはできるんですけど、情報を得ることができると、例えば、その現地に行かなくても情報を得られるんで、それだけで終わるといふことも、私の場合あるんで、ほかのともそうですよ。

例えば、ホテルとか旅館とか探すの、今、ほとんどネットで探しますけど、もちろんその中に、何ていいますか、いい宣伝をして、来たくなるような宣伝をするわけですので、学術的に、これもどうか、これも調べられるよってということが、余りにも行き過ぎると、ネット検索だけで終わってしまうということもあるんじゃないかと思ってます。もちろん、そういったことは考慮されたうえでそのデータベース化だと思うんですけど、その点についてちょっと御意見を聞きたいと思って。

議長（市山 繁君） 教育次長。

教育次長（村田 正明君） 余りデータ化はし過ぎじゃないかというような御質問のようですが、やはり、現在でもいろんな方面からいろんな情報を求められております。それに係る職員の時間もかなり要しておりますし、やはり、日本の代表的な遺跡でありますので、可能な分についてはどんどん情報発信をしていきたいと思っております。

また、読むほうでは啓発普及事業のほうでも情報公開できますので、情報発信できますので、その辺で交流人口の普及に努めていきたいというふうに考えております。

議長（市山 繁君） 久保田議員。

議員（1番 久保田恒憲君） もちろん、考えた上でのデータベース化だと思います。ただ、いろいろよく言われるんですよ。何ていいますか、古代史では人は呼べんと、皆さん御存じでしょうけど。江戸時代とか、大河ドラマに出るような感じの、女性の興味を引くようなとこだと観光地になりやすいと。

そういう面から見れば、原の辻遺跡とか古代史っていうのは、古代史ぎっしりでも、御存じのように、そんなにそのことで壱岐を尋ねて来るっていう一般の人は少ないと思います。ですから、逆にお金持ってる学者さんとか何かというような、お金があるんですから、ぜひ行って見て、内容は行けばわかるというような形になるかと思うんで、ぜひ、楽しい原の辻とか、そういう、一般の人たち向けのホームページにさせていただいたほうがいいんじゃないかと思っております。

でき上がりましたら、私も拝見をさせていただきまして、またその上で御意見などを申し伝えたいと思っております。

議長（市山 繁君） ようございますね。教育次長。

教育次長（村田 正明君） 極力おもしろいような、目を引くような、気を引くような情報発信をしていきたいと思っております。

議長（市山 繁君） 以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。中田議員。

議員（１９番 中田 恭一君） １点だけ、学校給食費の件でお尋ねです。これ項目すべて一緒になっとなのでわからんとですけども、給食センターの防音壁設置工事、これ、金額と工事内容、また何で、理由ですね、やらなければいけない理由と金額と工事内容を教えてください。

議長（市山 繁君） 教育次長。

教育次長（村田 正明君） 中田議員の質問にお答えします。

防音壁につきましては、現在の給食センター、ドライシステム方式というものの、やはり室内には側溝等も入っておりますし、蒸気もかなり出ますので、湿気がたまります。そのために、どうしても夜間空調設備を稼働するようになっております。そのために、室外機の音が近隣の方に御迷惑をおかけしておるといようなことが発生をいたしました。そのために、今回室外機の周りに壁をつくって、できるだけ御迷惑を解消したいというふうに考えております。それは、工事で４５０万円、今回予算を上げさせていただいております。

以上でございます。

議長（市山 繁君） 中田議員。

議員（１９番 中田 恭一君） ４５０万円ですね。これ、多分設計の段階からドライシステムわかっておるし、室外機も年中回さないといけんというのはわかつといとですから、何で当初の設計に入っとらんのか。あとであとでが多いようで、余り言われませんが、壱岐島荘の件に関しても、あとでが多いごととですね。ちゃんと設計の段階で、その、４５万円とか５０万円とかいうなら、ちょっとした工事でも構わんですけど、４５０万円の工事を最初から何でわからんやったか、僕非常におかしいなと思うんですけど、その辺ありましたら。

議長（市山 繁君） 教育次長。

教育次長（村田 正明君） 済みません、金額の訂正をいたします。今、４５０万円って言いましたけれども、２５０万円の間違いでございます。済みません、大変失礼しました。

事前にわかつとったんではないだろうかというようなことですけども、現場のほう確認しましても、ちょっとそこまでは把握できなかったということでございます。

議長（市山 繁君） 中田議員。

議員（１９番 中田 恭一君） もちろん地域の人をお願いをして、建てた施設ですから、迷惑をかけるわけにはいかんですけども、地域の人から何かその苦情があったのか。それとも、その、やっぱり、聞いてって、こっちの判断でつけたものか、そこだけを。

議長（市山 繁君） 教育次長。

教育次長（村田 正明君） 近隣の方から、苦情といいますか、お話がありまして、現場のセンター長も、数度、夜確認をしております。私も２回ほど確認をさせていただきまして、どうして

も室外機、夜の問題ですけれども、どうしても独特の音がするというので、やむを得ないなという感じで思っております。

議長（市山 繁君） 中田議員。

議員（19番 中田 恭一君） 工事自体はやってやらにやいかんと思うんですけども、ぜひ、こういうのも、最初の設計段階でちゃんと精査をして建てるようにしてもらわんと、何もかも、あとからあとから取ってつけでなってしまうので、ぜひ、このごろ多いと思います。設計の段階で、ぜひちゃんとした設計をしていただいて、設計監理もたくさんの金を払ってるわけですから、その辺は、今後はぜひこういうことのないようにお願いをしたいと思います。終わります。

議長（市山 繁君） ほかにございませんか。呼子議員。

議員（2番 呼子 好君） 32ページの清掃費の関係でございますが、リサイクルステーションの2自治体の新規が出ておるようでございますが、これは現在ないのか、あるいはどういう基準でこの設置ができるのかお願いしたいと思っております。まあ、1基当たり45万円のようにございますが、お願いしたいと思っております。

それから、その下の収集運搬ルートの変更でございますが、これ、どのように変更になるのか。

その下の汚泥の処理の業務でございますが、これは多分県外だろうと思っておりますが、大体何トンぐらい出て、そしてどこに持って行くのか、契約はどのようになるのかお願いしたいと思います。

議長（市山 繁君） 山口保健環境部長。

保健環境部長（山口 壽美君） 呼子議員の御質問にお答えいたします。

リサイクルステーションの設置でございますが、現在、壱岐市では、1自治公民館30戸から40戸に1カ所を基準として、1平米当たり3万円の補助制度がございます。最高で45万円といたしております。

今回の補正につきましては、ごみステーションを設置してないところにつきまして呼びかけをいたしまして、2カ所の自治公民館が設置するというので、石田のほうに設置するようにいたしております。

続きまして、ごみ収集運搬処理業務101万6,000円の増額でございますが、これにつきましては、ごみ焼却場の試運転が1月中旬から始めるような予定にいたしております。現在、郷ノ浦町のごみ収集につきましては、壱岐環境社に委託をいたしております。

そういう状況の中で、現在住吉のほうに搬入ということになりますと、遠くなるということでございまして、契約条項の中にそういう条項も入れておりますので、算定をいたしまして、柳田から住吉までの距離の分を算定いたしまして、101万6,000円といたしておるところでございます。

続きまして、汚泥収集運搬処理業務の4,020万円ですが、これにつきましては、郷ノ浦の浄化センター内の清掃と、石田町自給肥料供給施設の汚泥の処理でございます。当初は、運転終了後、新年度で予定をいたしておったところでございますが、日にちがたちますと固形するということでございまして、し尿処理場につきましても、試運転の関係上、新しい施設に持って行きますので、3月ごろ、し尿処理施設の清掃をいたしたいと思っております。郷ノ浦町の処理施設で14槽で240トン、石田町の処理施設で11槽で510トン进行处理する予定にいたしております。

処理場でございますが、これにつきましては、島内処理ができませんものですから、島外で処理をするようにいたしております。島外の処理施設等と今後委託契約を結びましてするような予定にいたしております。

芦辺町自給肥料供給センターにつきましては、新年度予算で計上し、新年度早々に対応したいと思っております。

以上でございます。

議長（市山 繁君） 呼子議員。

議員（2番 呼子 好君） 県外のほうですが、どこの県、県内なんですか。佐賀か福岡か、どこかわかっておれば。かなりの4,200万円というのは、高いというふうに思うのですが、島としても750トン処理するわけでございますので、私は、解体と両方かなと思ってたんですが、ただ処理するだけの4,200万円というのは、かなり高いなというふうに思っておりますが、あっ4,020万円ですか。もう既に契約されてるのかどうか、そのところをお願いしたいと思います。

議長（市山 繁君） 保健環境部長。

保健環境部長（山口 壽美君） 12月予算に載せておりますので、当然契約はいたしておりません。今後、佐賀、熊本、何カ所か処理場がございますので、今後精査して委託契約を結びたいと思っております。

議長（市山 繁君） ほかにございませんか。町田正一議員。

議員（7番 町田 正一君） 予算委員会がありますので、細かいことは予算委員会で聞きますけども、まず、先ほど榊原議員が言われたことに関連するんですが、25ページの移動支援費は、これ700数十万円というのは、この金額は、割引はこれ政策判断で補助を出されているのかどうか、まずお聞きしたいと思います。もちろん、九郵の中には割引基準があるんで、多分壱岐市と九郵の話し合いの中で、この割引基準が出されていると思うんですが、そのところ、ちょっと教えてください。

それから2番目、37ページの林業費の松くい虫の被害状況は、これ、非常に今、もう全島的

に広がっております。もう御存じのとおりです。瀬戸も恵美須地区は、もうほぼ全滅しました、松がですね。

それから、少式も、実はこれ切ってもらったんです、少式公園もですね。ところが、1カ月半ぐらい前に切ってもらって、さらにまた私、この前1週間ぐらい前に見たら、またさらに数本が枯れているという状況です。

今年、なぜこんなに被害が広がったのかどうか。それから、被害のまず状況と、なぜこんなに今年に限ってこういうふうに広がったのか、その原因をまず教えてください。被害が広がっておりますとかいうような行政の答弁じゃだめですよ。どのぐらいの被害があるんだとか、この地域には集中して被害が広がっている。松くい虫の場合は、もう伐倒して焼却する以外に、これはもう、ほかにどうしようもないとです、被害を食いとめる方法は。

少式のも、樹幹注入もやってもらいました。それでも全部広がって、今でも広がってます。そんな状況です。吉岐は、白砂青松とか言うたって、松、恐らくこのまま行ったら、箱中のところも、もう松が枯れてます。普通の民間の家のところの松も枯れてるような状況です。それをちょっと教えてください。

それから、37ページ、これ水産業の、これ恵美須と諸津のボンツーンについては、先ほど部長は、地域協議会の実施要綱、これ実施申請ですよ。多分、間に合わなかったということですが、どういう理由でできないのか。その、ソフトがどうの、ハードがどうのとか言われてましたけど、なぜできないのか。これ、1年半ぐらい前に、議会に対して請願が上がって、議会は可決してますよ、もう既に。そこんところをちょっと教えてください。

議長（市山 繁君） 市民部長。

市民部長（山内 達君） 町田議員の御質問にお答えをします。

利用者負担の割合のことだと思いますけれども、吉岐市障害者移動支援事業実施要綱がございまして、その第10条に「利用者は支援サービス費基準額の100分の10に相当する額を支払う」となっておりますので。（発言する者あり）はい。

議長（市山 繁君） 農林水産部長。

農林水産部長（桝崎 文雄君） 町田議員の御質問にお答えいたします。

まず、松くい虫の被害状況でございますけれども、御承知のように、全島的に今年は松くい虫の被害が出ているようでございます。今年の9月13日に森林組合と、それから市のほうで被害現地調査をいたしております。

芦辺町におきましては、今言われましたように、少式公園それから八幡、馬ノ瀬、瀬戸の大明神、それから鯨の墓、それから赤瀬、諸津ですね。それから、勝本が天ヶ原、若宮、それから石田町の筒城。それから、郷ノ浦も坪等が被害が出ております。

それで、被害の、今言いました被害の材積でございますけども、おおむね500立米、512立米ということで積算をいたしております。それによって、県のほうに報告をし、予算のお願いをいたしておるところでございます。

それから、原因でございますけども、この前、市政懇談会の中でそういった御意見がございましたので、私も森林組合、それから県のほうにもちょっと問い合わせましたが、県でも県北等はかなり被害が出て、県北、それから五島が被害が出ているということでございます。

今年被害が出たのがどういった原因かちゅうのは、はっきりはわかりませんが、森林組合のほうの意見によりますと、高温続きも1つの原因ではなかろうかというようなことも言われました。その辺につきましては、また今後調査をしたいと思っております。

それから、箱崎地区の浮き桟橋の件でございますけども、先ほど説明いたしましたように、23年度の概算要求は、22年度の5月に実施するわけでございます、要求するわけでございます。そして、市のほうの新年度の予算は、12月、年末に要求書を作成するわけでございますが、国の実施要求が年明けの1月に県のヒアリングがございまして。その時期に間に合わなかったということで、向こうの、県のほうから言ってきた分が、23年1月18日の日付で通知が来ております。そうしたことで、実施要求に時期的に間に合わなかったということでございます。

それから、ソフト事業とハード事業を両方しなければ採択に申請ができないということでございますので、その辺を、ソフト事業を、浮き桟橋をつくるために、こういったソフト、地域の活動をしなければいけないか。そのあたりを、今、県のほうもいろいろ事例が上がっておりますので、そのあたりを参考にして、24年度で要求をしていきたいということで考えております。

議長（市山 繁君） 町田正一議員。

議員（7番 町田 正一君） 25ページの移動支援費については、市の政策判断で予算化されておると。かなり、これは多額になるのはもちろん、今後恐らく相当数増えると思います、この金額については。

僕はちょっと考えてもらいたいと。ぜひ市長にも、ぜひこれをお願いしたいとですけど、壱岐の場合は、実は、もちろん車いす、身体障害者の方については、障害者手帳を持ってる方については、これ、介護者についても運賃の補助があるんですよね、たしか、船舶の。たしかそう聞いてます。

ところが、私の母もそうでしたし、私の知り合いにもこれ何人もおるんですけど、例えば、大村に、例えばよく脳梗塞なんかで倒れますよね。で入院されます。そしたら、もう大体あと通院とかでずっと大村に行ったり、福岡に行ったりされます。これについての、介護者についての割引はないんですよ。特定疾患についても割引はないとです。私の女房はそうなんですけど、本人は半分、5割は負担してますけど、私については、もちろん必ずついて行かにかいから。私

についてはないんです。

こういう事例が、私に、もっと言えば、福岡に透析に行かれる、私の知り合いにもおりますけど、透析に行っても、透析されとる本人については割り引きはあるけども、当然、付き添わなきゃいかん介護者については、これは割り引きがないんです。

これ、ぜひ、当選されましたら、この介護者についても、九郵の申し込みに、必ず介護者を書くようになってるんで、私もこれ介護者は当然割り引きがあるのかなと思ったら、そんなことないんです。ぜひ、この特定疾患とか、そういった、病院にも脳梗塞で、明らかにもう通院せにゃいかんとか、そういう方については、介護者1名については、これはもう絶対に必要になりますから、それについては、最低限やっぱり運賃の半額割り引きは、ぜひ市長の政策として取り組んでいただきたいと思います。

それから、この松くい虫は、僕は非常に不愉快なんです。これ、たしか9月か6月議会で、少式公園と、あそこの恵美須のところは、伐倒するって、予算つけたっじゃないですか、たしか。ですね。予算通ってますよ。

ところが、まだあそこ恵美須に、まだ手つかず、もう完全全滅しましたから。松はあそこ、完全にもう全滅しました、はるの山のところはですね。今、おっしゃるように、鯨の墓近辺です。あそこ全部全滅です。

少式公園も、このまま放っておいたら、あの松林、全滅しますよ。しかも、あそこは、すぐ近くに公営住宅がありますから、あそこ、防風林にもなっております。これ、松全滅したら、あれ、風で吹きさらしになります。それこそ、これはもう、私も見て確認しました。私が1週間か10日ぐらい見たときに、もう伐倒していただいたにもかかわらず、1カ月後に二、三本、もう既に松が枯れとるとです。こんな状況なんです。よ。

だから、僕はその、恐らく森林組合も一生懸命されてると思いますけれども、森林組合だけでは、もう伐倒できないんじゃないかと思っとるとです。人手が足りんで。こういうときは、シルバー人材センターを活用するとか、あるいは建設業者なんかでも、もちろんチェーンソーを使うことなんで、その、多分免許とかがないとやれんということもあると思いますけれども、その伐倒をどんどんして行って、焼却とか、そういうのは建設業者なんかも使って、これ早急にやらないと、松くい虫の被害は、いや、そのうちとまるだろうと思ったら、そういうわけにはいかないですよ。

私が、もう、その、私が大学時代だったと思いますが、愛媛県のほうで、実はこの松くい虫が全県被害が広がって、県自体で松がほぼ全滅したという事例もあります。だから、このまま、今みたいに、のんびり、予算が通ったら何とかしますとかいうような感じでしよったら、壱岐のこの松林は全滅しますよ。これは伐倒して焼却処分する以外に、松くい虫の被害を食いとめる方法

はないとです。

私は、特別今年被害が広がったのは、空中散布の回数が少なかったからじゃないかと思ってますけども。その、ぜひ今後、その松くい虫については、早急に対策をお願いします。

それから、そのポンツーンについては、説明、何回説明聞いても、僕ちょっとよくわからないんですよ。来年は、そしたらできるんですか、24年度は、部長。

議長（市山 繁君） 白川市長。

市長（白川 博一君） 最初の介護者の件でございます。おっしゃるように、その辺私も気づいておりませんでした。介護者の方は、生業を休んで行かればいけない。そういった面の経済負担も当然あるわけございまして、ただいまの御意見は十分に検討しなければならないと思っております。

議長（市山 繁君） 農林水産部長。

農林水産部長（桝崎 文雄君） 松くい虫の件についてお答えいたします。

議員おっしゃるように、当初予算で伐倒のほうの予算は370万円ほどございます。それで、早急にその分については実施をしていきたいというふうに考えております。

それから、森林組合で手が回らないのではなからうかということでございますけど、その辺も森林組合と協議をして、対応が厳しいようであれば別の方法を考えていきたいと思っております。

それから、水産の関係でございますけども、先ほど言いますように、去年まではハード事業だけの整備が可能であったわけでございます。ただ、制度の見直しがありまして、ソフト事業、そのポンツーンをつくるために、地元の漁業団体がどういった、それに対するソフト活動をするかという、それがなければできないという、その制度の見直しがっておりますので、そのあたりを地元と話し合いをしてやっていきたいと思っております。

ただ、24年度に予算要望はしていきますけども、必ずできるとは、今、ちょっと、実は言えません。

議長（市山 繁君） 町田正一議員。

議員（7番 町田 正一君） 部長、桝崎部長、ありがとうございました。移動支援費については、ただ非常に金額が、これもまた、今から非常に増えていく可能性は非常に多くなると思います。ぜひ、これについては善処方お願いしたいと、私も思っております。

それから、松くい虫については、部長、申しわけないけど、対応がおそ過ぎますよ。もう僕は、ほんとそう思います。僕が少式公園のほうから恵美須のほう見たら、ちょっとこう茶色がかってきたなというのが、もう多分7月とか6月ぐらいにはそう思っていました。そしたら、もう早いとこやれば、1本か2本で済む木が、もう10本も20本も切らにゃいかんようになるんです。

しかも、先ほども言いましたように、既に予算化しとるのに、それから時間がかかって、もう

僕も瀬戸浦会で聞かれたから、「いや、もうこれ市のほうではちゃんと予算通しましたから、すぐやるようになります」と言うたら、言うてから、現実に実施するまで、恐らく2カ月から3カ月かかりました。その間にはどんどん広がっていったんですよね。恵美須のほうは全滅です。もう取り返しつきません。

それでも瀬戸の海岸線は、塩津の浜の海岸線は、もう何本か既に枯れてしまってます。さっき言った、住宅の横のところも、もう既に枯れてますから。1カ月半前にやったやつが、既に枯れとる状況なんで、もう、これは早急にやってください。そうせんと、あれは、あと被害が広がるだけです。恵美須、少式公園の松が全部枯れたら、それこそ、あそこ観光客も最近非常に多くなりまして、バス、あそこ非常によく通って、少式公園に史跡めぐりされる方が非常に多いんですよ。やっところ、あそこがにぎやかになったなと思ったら、松があそこ枯れたら、それこそはげ山に、お墓があるという、笑い話にもならんような状況なんで、ぜひお願いします。

それから、さっきのポンツーンについては、時間がありませんから、予算委員会でもう一回ちょっと聞きます。そんなら、多分漁協とも話されてないじゃないですか、この件については。こういうふうにしたら実施できるとか、そんなら知恵は何とか働かせて、ソフト事業を組み込むぐらいの、そんならことはやってくださいよ。ポンツーンは、漁業者がこだけ高齢化したら、あれがなかったら、船に乗れんとですよ、漁業者は。

だから、あとは諸津と恵美須、この2地区なんで、ぜひそれは、市に対しても、議会に対しても要望は出てますんで、既に1年半近く前にあれは可決したはずですから、それについては、ぜひやってください。もう一回、これについては予算委員会で聞きます。詳しく聞きます。

議長（市山 繁君） ほかにございませんか。大久保議員。

議員（16番 大久保洪昭君） 松くい虫の件で、町田正一議員の関連ですが、松くい虫は私も以前に質問したことがあります。これが、マダラカミキリ、あれが媒介するわけですよね。それで、これが、島根県か山口県か、私はっきり覚えてないんですけど、町田議員言われるように、伐倒しかないわけです。そういうふう聞いております。

それで、伐倒も、今吉岐市がやってるのは、限られた場所の伐倒はやっているわけでしょう。限られた場所だけでしょう、今、伐倒は。個人の所有の山林、そういうところの松もほとんど枯れているわけですよね。小さいやつから。

ですから、森林組合だけでは、対応はなかなかできないであろうし、私が以前質問したときは、そういう個人の山林を所有してある人に、人たちに、伐倒をお願いをするという。それで、大きい松はなかなかやれない、個人では。危険を伴いますので。それで、自分たちでできる範囲の小さい幹の伐倒を個人でお願いします。それで、山口か島根だったと思います。これは、1本、幹の太さにより、伐倒していただいたら何千円かの補助を、伐倒の費用を出すとか、そういうやり方

をしているところがありました。ですから、そういうふうにご利用しながら、そういうことを考えてやらないと、やはり、市、また森林組合だけでなかなか対応はできんと思います。

ですから、皆さんの協力をいただいて、そういう個人有地の松についても協力願うとか、そういう方法を取る必要があるんじゃないかというような気がします。

終わります。考えがあれば答弁を。そういう考えがあれば。

議長（市山 繁君） 白川市長。

市長（白川 博一君） 松くい虫の防除については、本当にいろんな方策を考えなければいけないと思っております。ただいま大久保議員の御提案も十分考慮して、そういったことも検討したいと思っております。ありがとうございました。

議長（市山 繁君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第 87 号の質疑を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開を 13 時といたします。

午後 0 時 05 分休憩

.....
午後 1 時 00 分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案質疑を続けます。

次に、議案第 88 号平成 23 年度吉崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第 88 号の質疑を終わります。

次に、議案第 89 号平成 23 年度吉崎市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第 89 号の質疑を終わります。

次に、議案第 90 号平成 23 年度吉崎市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第 90 号の質疑を終わります。

次に、議案第 91 号平成 23 年度吉崎市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第 9 1 号の質疑を終わります。

次に、第 9 2 号平成 2 3 年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第 2 号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで第 9 2 号の質疑を終わります。

次に、議案第 9 3 号平成 2 3 年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第 2 号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第 9 3 号の質疑を終わります。

次に、議案第 9 4 号平成 2 3 年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第 2 号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第 9 4 号の質疑を終わります。

次に、議案第 9 5 号平成 2 3 年度壱岐市病院事業会計補正予算（第 2 号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで第 9 5 号の質疑を終わります。

次に、議案第 9 6 号平成 2 3 年度壱岐市水道事業会計補正予算（第 1 号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで議案第 9 6 号の質疑を終わります。

以上で議案に対する質疑を終わります。

これより委員会付託を行います。議案第 8 2 号壱岐市クリーンセンター条例の制定についてから、議案第 8 6 号新たに生じた土地の確認及び字の区域変更についてまで、議案第 8 8 号平成 2 3 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）から、議案第 9 6 号平成 2 3 年度壱岐市水道事業会計補正予算（第 1 号）についてまで、14 件をお手元に配付の議案付託表のとおりそれぞれ所管の委員会に付託します。

お諮りいたします。議案第 8 7 号平成 2 3 年度壱岐市一般会計補正予算（第 8 号）については、議長を除く 19 人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 87 号については議長を除く 19 人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、議長を除く 19 名を指名いたしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 御異議なしと認めます。したがって、議長を除く 19 名を予算特別委員会に選任することに決定いたしました。

それでは、しばらく休憩いたします。

午後 1 時 04 分休憩

午後 1 時 05 分再開

議長（市山 繁君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

予算特別委員会の正副委員長が決定しましたので御報告いたします。予算特別委員会委員長に、19 番、中田恭一議員、副委員長に 2 番、呼子好議員に決定いたしましたので御報告いたします。

日程第 16 . 陳情第 4 号 ~ 日程第 17 . 陳情第 5 号

議長（市山 繁君） 次に、日程第 16、陳情第 4 号 壱岐市の奨学金貸与制度の改善を求める陳情及び日程第 17、陳情第 5 号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する陳情についての 2 件を議題といたします。

ただいま上程いたしました 2 件については、お手元に配付の請願陳情等文書表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

日程第 18 . 報告第 7 号 ~ 日程第 19 . 議案第 97 号

議長（市山 繁君） 次に、日程第 18、報告第 7 号 平成 22 年度壱岐クリーンエネルギー株式会社に係る経営状況の報告について及び日程第 19、議案第 97 号 八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の変更についての 2 件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

市長（白川 博一君） 本日提出の報告第 7 号及び議案第 97 号につきましては、担当部長に説明させます。よろしくお願ひいたします。

議長（市山 繁君） 企画振興部長。

企画振興部長（浦 哲郎君） 報告第 7 号 平成 22 年度壱岐クリーンエネルギー株式会社に係

る経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告いたします。本日の提出でございます。定期株主総会が11月29日に開催されましたので、株主総会を受けての報告であります。

2ページから5ページは、事業経過報告でございます。

6ページの発電事業実績表、A3の分をお開き願います。

見出し項目の中央、売電金額の22年度実績値、下段に記載されております。2,692万6,212円で、前年度実績額、表右の備考欄下段でございます。2,325万7,945円で、対前年度より366万8,260円の増額となっております。原因として、故障による長期の運転停止がなく稼働したのが要因であります。

また、コメント欄に記載されておりますように、1号機の捻回転異常が平成22年9月23日に発生し、調査の結果、減速機ギアの破損で、10月3日に復旧をいたしております。同様の故障が、平成23年6月26日に発生し、7月10日に復旧をいたしております。原因としては、強風によるものと思われるとのことであります。

それでは、次に7ページから決算報告書でございます。

9ページをお開き願います。

損益計算書でございます。純売上高2,692万6,212円、売上原価1,939万8,007円、売上総利益752万8,205円で、販売費及び一般管理費を差し引きの営業利益が318万2,902円で、税引き後の当期純利益といたしまして174万2,855円となっております。前年度の当期純利益が243万2,857円で、69万2円の減であります。売電金額は前年度より増額となっておりますが、修繕費に多額を要したために、当期純利益が減となっております。

10ページに貸借対照表でございます。お開き願います。

主な内容について御説明いたします。負債の部の流動負債、短期借入金が前年度決算より100万円増えて1,400万円となっております。原因として、運転資金として借入れが行われております。

純資産の部の利益剰余金、繰越利益剰余金900万3,687円の内訳は、前年度までの利益剰余金726万832円と、22年度当期純利益174万2,855円であります。

11ページに、製造原価報告。前年度に比べて修繕費が500万円ほど増加して、713万8,730円となっております。

12ページに株主資本等の変動計算書でございます。

以上が経営状況でございます。今後の経営状況であります。定期株主総会で財務体質の強化を図るために200株1,000万円の増資計画が承認されました。また、日本政策金融公庫が

らの借入金について、低利率の借りかえを行い、費用の縮減がなされます。

増資については、引き受け株主として株式会社なかはらが引受先となりました。現在、壱岐市の引き受け株数が102株、額面510万円。出資比率51%。株式会社なかはらが98株、額面490万円の出資比率で、49%が額面株式が1,490万円で、出資比率が74.5%、壱岐市の出資比率が25.5%になります。増資がなされれば、壱岐市の出資割合は2分の1以下になるために、地方自治法243条の3第2項の規定により、議会への経営状況説明書類の提出が適用から除外されることとなりますが、何らかの方法で経営状況については御報告させていただきます。

また、定款の変更で、事業目的の1つである風力発電による電気事業が、風力・太陽光発電等、再生可能エネルギーによる電気事業に定款が変更されました。今後、メガソーラー事業に取り組むことが承認されました。

以上、平成22年度壱岐クリーンエネルギー株式会社に係る経営状況の報告を終わらせていただきます。

議長（市山 繁君） これから報告第7号平成22年度壱岐クリーンエネルギー株式会社に係る経営状況の報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、報告第7号に対する質疑を終わります。これで報告を終わります。

次に、日程第19、議案第97号八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の変更について。農林水産部長。

農林水産部長（桝崎 文雄君） 議案第97号八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の変更について御説明を申し上げます。

八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約を下記のとおり変更するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。本日の提出でございます。

記、契約の目的、八幡浦地区特定漁港整備工事。契約の方法、随意契約、変更後契約金額、金4億7,140万8,000円。現契約から4,992万150円の増額となります。契約の相手方、壱岐市芦辺町諸吉二亦触560番地2、株式会社岡本組、代表取締役岡本一孝。

提案理由、当初、外防波堤の本体工事と並行して、消波ブロックの製作のみ計上していたが、防波効果の早期発現のため、消波ブロックの据えつけを追加するものでございます。

次のページをお願いいたします。

ちょっと小さくて見にくうございますけども、右下のほうに、外防波堤300メートルを、黒の実線で表示をしております。また、黒の破線は消波工で、消波ブロックを表示をいたしております。

ます。

図面の左側のほうに、施工年度の凡例をお示ししております。今回の変更分は、緑に赤の写真で表示をしております。平面図の図面上には、（追加）消波ブロック据えつけの部分でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（市山 繁君） これから議案第 97 号八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の変更について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、議案第 97 号に対する質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 97 号八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の変更については産業建設常任委員会へ付託いたします。

日程第 20 . 請願第 2 号 ~ 日程第 21 . 請願第 3 号

議長（市山 繁君） 次に、日程第 20、請願第 2 号長崎県壱岐振興局水産課と壱岐市水産課の執務室共同化に関する請願及び日程第 21、請願第 3 号 B 型肝炎・C 型肝炎患者の救済に関する意見書採択の請願についてを議題といたします。

ただいま上程いたしました請願第 2 号については総務文教常任委員会へ、請願第 3 号については厚生常任委員会へそれぞれ付託します。

議長（市山 繁君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

あす 12 月 8 日は休会といたします。次の本会議は 12 月 9 日金曜日、午前 10 時から開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさんでした。

午後 1 時 18 分散会

平成23年第4回定例会 吉 岐 市 議 会 会 議 録 (第3日)

議事日程(第3号)

平成23年12月9日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 2番 呼子 好 議員
- 14番 榊原 伸 議員
- 8番 今西 菊乃 議員
- 1番 久保田恒憲 議員
- 13番 鷓瀬 和博 議員

本日の会議に付した事件
(議事日程第3号に同じ)

出席議員(19名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 久保田恒憲君 | 2番 呼子 好君 |
| 3番 音嶋 正吾君 | 4番 町田 光浩君 |
| 5番 小金丸益明君 | 6番 深見 義輝君 |
| 7番 町田 正一君 | 8番 今西 菊乃君 |
| 9番 市山 和幸君 | 10番 田原 輝男君 |
| 11番 豊坂 敏文君 | 13番 鷓瀬 和博君 |
| 14番 榊原 伸君 | 15番 久間 進君 |
| 16番 大久保洪昭君 | 17番 瀬戸口和幸君 |
| 18番 牧永 護君 | 19番 中田 恭一君 |
| 20番 市山 繁君 | |

欠席議員(1名)

- 12番 中村出征雄君

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 松本 陽治君 事務局次長 米村 和久君
事務局係長 吉井 弘二君 事務局書記 村部 茂君

説明のため出席した者の職氏名

市長 白川 博一君 副市長兼病院部長 久田 賢一君
教育長 須藤 正人君 総務部長 堤 賢治君
企画振興部長 浦 哲郎君 市民部長 山内 達君
保健環境部長 山口 壽美君 建設部長 後藤 満雄君
農林水産部長 榊崎 文雄君 教育次長 村田 正明君
消防本部消防長 松本 力君 総務課長 久間 博喜君
財政課長 川原 裕喜君 病院管理課長 左野 健治君
会計管理者 宇野木真智子君

午前10時00分開議

議長（市山 繁君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に御報告いたします。鯨伏小学校の6年生の皆さんが、社会科の学習の一環として、公民的内容を深めることを目的として、本議会の様子について見学に来ておられます。ありがとうございます。

本日は、一般質問を行います。一般質問は、議員が市長に対して、市勢発展について、さらに壱岐市が発展していくよう、質問や政策を提案する場です。議員と市長との活発な議論を聴かれて、今後の学習等に役立ててもらい、また、将来、壱岐市を背負っていくようになっていただきたいと思いますので、どうぞ御参考にしてください。

中村出征雄議員から欠席の届けがっております。ただいまの出席議員は19名であり、定足数に達しております。

これより議事日程表第3号により本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長（市山 繁君） 日程第1、一般質問を行います。

あらかじめ申し上げます。一般質問の時間は、質問、答弁を含め50分以内となっておりますので、よろしくお願いいたします。

質問通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いいたします。

それでは、質問順位に従い、2番、呼子好議員の登壇をお願いします。

〔呼子 好議員 一般質問席 登壇〕

議員（2番 呼子 好君） 皆さん、おはようございます。今日は一般質問でございますが、ふだんよりかなり少なくございまして、1日ということで、市長は安堵されてるのかな、あるいは心配されてるのかというふうに思っておりますが、今日は5人。それぞれ質問いたしますが、適格な御答弁をお願い申し上げたいと思います。

それと、先ほど議長が言いますように、鯨伏小学校6年生の皆さんが見学に見えております。その観点につきましても、小学生にわかりやすい、私も話をしたいと思っておりますので、少し難しい面もあるかなと思っておりますが、御理解を願いたいというふうに思っています。

今日は、私、3点ほど市長に質問をして、通告しておりますから、その順に従いまして話をしたいと思っております。

まず、市政懇談会についてでございますが、今回の市政懇談会につきましては、市長ほか職員の皆さん方には18日間にわたりまして、長期間大変御苦勞でございました。お疲れさんでございました。

私は、この市政懇談会は、市長が直接市民の生の声を聞く懇談会が各小学校区、18校区ございますが、その中で、私も郷ノ浦町内4カ所参加をしてみりました。その内容等について少し見解、あるいは市長の考え方を聞きたいなというふうに思っておりますが、全体の参加者が、この前の報告の中にありましたように696名という報告をされました。この中で職員の皆さん方が何名ぐらい出席されたかなというふうにお伺いしたいと思います。

というのは、市長が職員の意識改革を進めさせるということで、報告会前にいろいろ職員に話をされておりますが、その内容等についても、もしできればお願いをしたいなというふうに思っております。

696名といいますと、かなり少ないかなと思います。1会場当たり平均で30から40名程度だったと思っておりますが、これは市民の皆さん方の意識が少し落ちているんじゃないか、行っても一緒じゃないかという、そういうことも一つ背景にあるんじゃないかなというふうに思っておりますが、そういうところもお願いをしたいと思っております。

出席者からはいろいろ意見、要望が出ておりまして、市長もそれぞれ答弁をされましたが、主な意見、要望について、私なりに市長に見解を求めたいと思っております。

まず、ケーブルテレビにつきましても苦情がかなり多かったように思います。私は、当初、このテレビ加入率が高くて、安心しておりましたが、加入時の説明不足、あるいは業務の不便によりトラブルが発生したということで、特にお金に絡む問題、口座引き落とし、あるいはまとめて1万2,000円引かれたとか、そういう話もこの前あっておったようでございますので、

そういうこと等も少し市長は後もって、関西テレビには強く抗議をする、あるいは指導をするという、そういう話をされておりましたが、どのようにされたのかお願いしたいと思いますし、また、お金を払わずにいた人が、テレビが消されたと、映らなくなったという、そういう苦情もあったようでございます。それと、4月から1度も請求書が来ない、金も払ってないという、そういう話も聞いておりますから、こういうものがどのようになっておるのか、あるいは関西ブロードバンドがどういうことを現在しておるのか、あるいは窓口の電話の対応も悪いという、そういう話も聞いておりますから、一括して、このことについてお伺いをしたいと思っております。

それと、市の予算で電柱等もかなり増設し、建設をしておりますが、これのもうカズラが張って、見えないとか、あるいは雑木が茂っておるとか、そういうものも結構あるようでございますし、もう一つは告知放送の関係でございますが、前のやつです。これの回収、これを12月中にはやるという、そういう話でございましたが、現在、この告知機の回収はどのようにできているのか。それもお伺いをしたいというふうに思っております。

それから、雇用対策についてでございますが、これも雇用につきましては、現在、仕事がない、あるいは壱岐で働きたいが、仕事がないじゃないかという、そういう意見もありましたし、あるいは、現在、市が緊急雇用対策で一時的に職員を、職員といいますか、雇用をして、海岸の漂着物とか、あるいは伐採とか、そういうのに従事してもらっておるようでございますが、これも11月で切れると、正月前の12月までどうしてか、仕事がないのかという、そういう話も来ております。その件についてもお伺いをしたいと思っております。

それから、玄海原発の問題につきまして、その前に雇用の関係で、実は、昨日ニュースウオッチでやっておりましたが、徳島県の神山町が、ここは光ケーブルでやっておりますが、大体6,000世帯あるわけでございますが、東京の相手企業は、その神山町に来て、民家を利用して、ITの地域おこしをやっていると、そういうのが報道で出ておりましたので、できれば私はこういうものを市の職員が率先して、神山町に行って勉強してもらえばいいんじゃないかなというふうに思っております。

それから、玄海原発の問題につきましても、避難はどうするのか、あるいは、ハザードマップの作成はできておるのかという、そういう質問もありましたし、モニタリングにつきましては、壱岐振興局に設置するというので、この前、市長が答弁されておりましたが、これはありがたいことかなというふうに思っております。

それと、市道とかあるいは県道、これの危険箇所の早期改良を欲しい、あるいは伐採をしてほしいという、そういう強い要望も結構あったかなというふうに思っております。

それと、市民病院の経営についてでございますが、これも住民によっては、存続して、今までのようにやってほしい、あるいは一方では、もう民間に委託してほしいという、そういう意見も

交差をしておったようでございますが、今回の市長の行政報告の中で、長崎県企業団に加入するという、そういう方針を示されたということでございますが、これについてはかなりの高いハードルがあるかなというふうに思っておりますが、これにつきましては、市長の努力、経営手腕を発揮していただきたいなというふうに思っております。

それから、職員の対応についてでございます。これも、結構話が出ておりましたが、横のつながりがないとか、あるいは要望してもその回答が遅いとか、そういう話もあっておったようでございます。

それから、次は中学校の統廃合の関係でございますが、校舎の跡地、これの利活用について、いろいろアイデアも出ておったようでございますが、これらにつきましては、教育長が1年間様子を見ながらやろうという、そういう話でございますが、私は、悪いところは早急に1年待たずに早くやったほうがいいんじゃないかというふうに思っておりますし、運動場の雑草の問題とか、あるいは体育館の水が出ないとか、そういう苦情も来ておったようでございますが、これらに対する対応をお願いしたいと思っております。

それから、スクールバスの運行につきましても、一部出ておりました。バスが始発のときに乗れない。始発のところで乗せてよくないかという、そういう意見もありましたので、このバスの運行の乗車問題をお願いしたいなというふうに思っております。

それから、実は私、広報委員をやっておりまして、議会だよりが毎回市民の声ということではがきが来ておるわけでございますが、その中で、小学校、いや、中学校の14歳の方から、新しい給食センターができて、食べる量は増えたが、1クラスの食量は、量です。量はだれが決めているのかという、そういうはがきが来ておりましたが、この給食、私は量でも余計食べる人もおるし、食べない人もおるんじゃないかと思っておりますが、要は給食時間、時間が足りないんじゃないかなというふうに思っておりますが、これについて、どのくらい食べる時間に要しておるのか、そういうのを教育長にお伺いしたいなというのをお聞きします。

以上、市政懇談会について、市長、あるいは教育長の見解をお願いしたいと思っております。

議長（市山 繁君） 呼子議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 2番議員、呼子議員の御質問にお答えいたします。

市政懇談会についての御質問でございました。

まず、696名参加の中で市の職員が何名だったかということでございます。235名が参加をいたしております。したがって、一般の方々は461人であったということでございます。

この人数について、少ないじゃないかというお話でございました。今回につきましては、昨年より若干増えておるわけでございますけれども、確かに私も少ないなと思っているわけござい

ます。しかしながら、私は皆さんが、皆様方が1人でも多く御参加いただけるように、18小学校区ごとに開催をしたつもりでございます。なおかつ、周知の方法といたしましては、今年はケーブルテレビも始まったことでございますし、ケーブルテレビを通じて、職員、そして私もお願いをいたしました。また、回覧も、回覧、それから告知放送、これは最初のころ、全体的なもの、そして当日はその地域に限って放送もいたしました。それから、自治公民館長様への参加及び館員への周知依頼を公民館の館長さんに文書通知をしたところでございます。これだけ周知をいたしまして、なおかつ少ない、そういう中で、私は、そのほかに方法があるならば、お知恵をおかし願いたいと思っております。

私は、やはり今後、この方法が18校区で、地区じゃなくて、中学校区単位、あるいはもう少し少なくする、そういったことが、もしそういったことのほうが参加が多く望めるならば、それはやっぱり検討していきたいと思っております。

また、この今回の市政懇談会の前に、市の職員と意見交換会を行いました。その意見交換会に出席をした職員は343名でございます。そういう中で、私は意識改革というのが、先ほど言われますように、市政懇談会の中でも求められました。そういうことを受けるということではなくて、その前に事前の職員との意見交換会の中で強くそのことを職員に申しまいりました。

その第1点は、常に地域のリーダーであってほしいと。それは、イベントとか行事とかだけではなくて、例えば、現在壱岐市が進めております、例えば特定健診、皆さん特定健診に行きましょう。健康を守りましょう。そういった地域の啓発も含めて、地域のリーダーになってほしいということを申しました。

それから、先ほどもおっしゃいましたけれども、要望等について、迅速に対応することということが2点目でございます。これは、即要望におこたえするということではなくて、返事をどういうふうにするかということが対応なんだということを申しております。

3点目には、8時30分から17時15分までの勤務時間だけが自分の仕事と思う職員は要らないということを申し上げました。やはり、公務員として、住民の負託を受けておるのだから、常に壱岐市のこと、壱岐市の振興、そして住民の幸せはどうしたらいいのかということを常に念頭に置いてくれということを市職員に申したところでございます。

次に、市政懇談会の内容について申し上げます。

ケーブルテレビの苦情が多いと、多かったということでございます。そのとおりでございます。これにつきましては、トラブルが、例えば二重請求であるとか、そういったトラブルが起こっております。関西ブロードバンドに指定管理をしておりますので、厳しくその対策について、対処について指導したところでございます。

その指導の方法としては、社長を、今まで回数をはっきりわかりませんが、5度ぐらい呼ん

でおります。そして、社長に対して、そういった対応を改善するようという事を申し
ております。

それから、カズラ、あるいは木、枝などが線路に重なっておるということでございます。それ
については、私も驚いたわけですが、1度枝を切っても、切ると、シイの木なんかは、あ
っという間に1メートルぐらい伸びます。カズラは1日に20センチ伸びと言われております。
そういった中で、このリスも含めてでございますけれども、光ファイバーの線路について、どう
いうふうにするか、今から考えていかなければならないと思っております。

それから、次に雇用対策でございますけれども、雇用の、これは日本全国の問題でございます。
今、今度のタイの洪水で、私はトヨタがタイから600人も工場の人を日本に連れてくる。あ
れこそ、日本の産業の空洞化、まさにそのとおりだと思っております。日本で製品はつくってな
いという状況にございまして、本当に日本全国が雇用の機会が少ないということでございます。

しかし、吉岐におきましては、そういった中で、確かに緊急雇用対策も短期間でございませ
ん、継続的な雇用をしなければいけません。大変難しい問題でございますけれども、吉岐市とい
たしましては、仕事のあるところに行くということで、現在、島外通勤、週通勤をなさっている
方に補助を出しております。今、40名の方が島外に週通勤で仕事を求めています。遠くは熊
本県合志市にまで行っておられる方もいらっしゃるところでございます。

それから、ITの問題につきましては、確かに光ファイバーがまいました。そのIT関係の
企業誘致、勉強させたいと思っております。

それから、マツオでございますけれども、誘致企業のマツオでございます。現在、18名体制
でございますけど、これが30名、そして50名というふうな計画をいただいているところで
ございまして、優良な誘致企業が育っていると思っております。

3番目に、玄海原発でございます。御存じのように24キロ海を隔てた玄海原発でございます。
玄海原発神話が崩れたわけございまして、吉岐は島という逃げ場がないという状況ございま
す。御存じのように、EPZがUPZという考え方になりまして、30キロ圏内の吉岐は、国、
あるいは九州電力に対して、玄海原発について意見を申せる立場になりました。ぜひ、これにつ
いては、この原発の2号機、3号機、あるいは間もなく停止になるでしょう4号機、1号機の再
稼働については、極めて慎重な態度で臨んでいきたいと思っております。

次に、市民病院でございます。市道、県道の管理については、新規の改良ちゅうのはなかなか
難しゅうございますけれども、1,400キロ吉岐には道路がございまして、その道路、非常に管
理をしていくのは難しいと思っておりますけれども、極力これについてもやっていきたいと思
っております。今、この保守の予算で、御存じのように、1億円ぐらいの金を投じて管理に
当たっているところでございます。

次に、市民病院でございます。これにつきましては、行政報告の中で申し上げました。ぜひこのハードルをクリアして、長崎県病院企業団に加入をいたしたいと思っているところでございます。

職員の意識改革については、先ほど申したとおりでございます。

学校関係については、教育長にお答えをさせます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

教育長（須藤 正人君） 2番、呼子好議員にお答えをいたします。

学校関係、中学校統廃合の件につきまして、市政懇談会で話題になったことでございます。校舎、また校地の跡地の管理のことでございますけれども、これは今年度内に管理の方向性を結論を、方向性につきまして結論を出す計画でいっております。また、グラウンドの雑草等々でございますけれども、これもそれに入ります。地域の方々とのお話をする必要があると思っておりますので、地域の方々へのお話をする予定を立てております。

それと、体育館の水の件ですけれども、これは蛇口をその後つけさせていただいております。

スクールバスの運行のことでございますが、実は、スクールバスが現在の姿になりたいいきさつがございまして、それを少し話をさせていただきたいと思っております。

通学路の決定につきましては、壱岐市教育委員会の原案を各町の通学部会で検討をしていただきまして、地域の実情を最大限に考慮して、一部の変更、調整の末、決定をされたものでございます。

始発のところから乗車できないかという御意見がございました。この点につきましては、決定をしたいいきさつがございまして、市内全域の事情を再調査をさせていただきたいと思っております。

それと、中学校3年生の生徒さんからの質問にございました、給食の食量はだれが決めておるのかということでございますけれども、これは文部科学省が出しました、児童または生徒1人1回当たりの学校給食摂取基準というものがございまして、それによって行っております。小学生、小学校4年生を基準にいたしまして、中学生は、その4年生の1.3倍を給食として供するということが大筋になります。それと、給食時間が足りないのではないかとございまして、中学校の統廃合前の給食時間と統廃合を行いました後の給食時間は同じでございます。条件的に違っておりますのは、1クラスの生徒の数が増えておりますので、配膳に係る時間等々、微妙な問題があるのではないかとと思っております。ちなみに、中学校は30分から35分を給食時間に振り分けております。これは、小学校も一緒なんですけれども、小学校はちなみに40分

から45分でございます。各小中学校の学校現場で日課表というものをつくりまして、その日課表作成のときに、熟考を重ねました時間がこのようになっておるわけでございますが、この生徒さんの意見があったということを各学校といいますが、中学校に報告をさせていただきたいと思っております。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 先ほど1つ答弁が漏れておりました。戸別受信機の回収でございます。防災告知放送の戸別受信機につきましては、来週、公民館あてに回収の文書を発送いたします。そして、2月中、2月末までに回収を完了する計画でございます。方法といたしましては、各自治会、自治公民館をお願いいたしまして、ごみステーションに寄せて、それを回収するという方法をとりたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 呼子議員。

議員（2番 呼子 好君） 今、市長の答弁の中で、出席の人員でございますが、これを見ますと約3分の1が職員だったというように理解をしておりますが、私を集約すれば多く出る、そういうふうに思っていないんですが、できれば私は生の声を聞くためには、今までのような体制がいいんじゃないかなというふうに思っていますし、職員も343名ですか、ということで、かなりの職員の皆さん方は出席がよかったなというように思っておりますから、ぜひ市長の思いを、この職員の皆さん方が受けて、そして市政に奮闘してもらいたいなというふうに思っております。

先ほど、今の告知放送の関係でございますが、当初は11月中には、それぞれ公民館長、公民館に話をしてやるということで、かなりおくれておるという状況でございますが、2月までには完成するというところでございます。それでは、お金が私にかかるんじゃないかなというように思っております。そういうところも考慮して、ぜひ早急に告知機につきましては回収をお願いしたいなというふうに思っております。

それから、市道等につきましても、1,400キロあるということで、保守がかなり大変だということでございますが、私は、危険な場所が結構あるわけでございますので、ぜひこういうも、もう少し目を配っていただきまして、改良をお願いをしたいなというふうに思っております。

市民病院等につきましても、かなりのハードルが高いということを言いましたが、かなり市長は決心をされて、加入の方向を示されたわけでございますから、ぜひこの任期中には解決するように御努力をお願いをしたいなというふうに思っております。

それから、教育長の先ほどの中で、検討をするということですが、私は先ほど言いますように、悪い、もう完全にこれは改善せんばいかなというのは、もう3月末じゃなくて、早目にそういうのをしてもらいたいなというふうに思っておりますし、先ほどの始発のバス、その横に家があって、その子はそこで乗らずに、次のバス停まで行っておるとい、そういう不合理がありますから、そういうのにつきましては、ぜひ改善をお願いしたいと思っております。

それと、給食の問題でございますが、私は配膳をして30分か35分では、今の生徒が大体30、40名おりますから、もうその時間でかなりかかって、そして実質食べる時間が少ないんじゃないかなと思っておりますから、これにつきましては、学校の現場に事情を把握していただきまして、ゆっくり、そしてたくさん食べられるようお願いをしたいというふうに思っております。

もし、何か答弁等ございましたらお願いしますが、なければ次の質問に。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 先ほどの職員の数のことですが、意見交換に出たのが343名でございます、その後、市政懇談会まで引き続いて出た職員が235名でございます。職員も、その地域の方々の生の声を聞けと、聞いてくれということで、残っていただいたということでございます。

それから、もう一つの市民病院でございますけれども、やはり行政報告で申し上げましたように、市民の皆様の医療を守るためには、何としても県の病院企業団に加入しなければならないという決意でございます。早く5市1町の同意、あるいは県の同意等々を取りつけに一生懸命頑張っていきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 呼子議員。

議員（2番 呼子 好君） はい、わかりました。

続きまして、2点目でございますが、TPP参加協議についてでございます。

これも、連日、この問題につきましては報道がされておりますし、壱岐市としてもかなりこの問題については関心を持っておるわけですが、私はこのTPPにつきましては、昨年12月にも一般質問いたしました。市長は、その時点では、TPP参加には反対を表明しましたが、今行政報告の中でも、TPP参加には粘り強く反対の立場を貫いていくという、そういう断言をされております。

私は、このTPP協議につきましては、山田前農水大臣、本県出身でございますが、大臣が、先週、TPP協議の参加に対する、慎重に考える会の委員長として奮闘をされておるわけござ

いますが、先般、国会議員301名の賛同者の署名をされておりますし、その中で、野田総理は11月11日にTPP交渉参加に向け協議に入ることを表明されました。13日にはAPECの会議で正式に表明をされたわけですが、私は、実質的な参加表明だというふうに思っております。

国民の間には、食と暮らしを守ってきた我が国の制度や基準が、TPPによって余儀なくされる、そういう不安と懸念があるわけですが、今後は、このTPP交渉から例外なき完全撤廃、農林水産業を初め、医療、保険、郵政、経済構造など、地域を崩壊するTPP参加というふうに思っておるわけですが、その点につきましても、市長が表明されましたように、粘り強く断固反対を押し付けていただきたいというふうに思っています。

今日は、小学校の皆さん方がお見えでございますから、TPPというちょっと難しいことがございます。少し、小学校の皆さん方にお知らせをしたいと思います、PTAみたいなものでございまして、TPPというのは、太平洋を取り巻く国があります。その国の貿易、これを自由化しようというものでございます。現在、食料あたりにつきましては、例えばアメリカから日本に食料が入ってきておりますが、牛肉が入ってきておりますが、この牛肉につきましては、38.5%が税金がかかっております。その税金をかけて、日本に入ってきておるわけですが、その税金は、日本の収益に、お金が入るわけでございますので、いいことですが、これが撤廃されると、この関税がなくなるということになりますと、かなりの代金が安く入ってくるものですから、それが悪いという、そういう情報が、情報といいますが、状況でございますので、もう全世界がこういうふうにもう税金を取らずに、自由にやろうじゃないかという、そういうものでございます。特に、日本は貿易立国といひまして、生産をして、それを海外に出すというのは多いわけでございますので、そういうところは税金がかからんわけですから、いいわけですが、かなり貿易立国だけじゃなり立たないということで、1次産業を含めて問題が発生するということで、このTPPにつきましては、反対をしておるという状況でございます。

実は、今朝の新聞にこういう大きな見出しが、見出しといひますが、出ておったわけで、1面でございますが、TPP医療に市場原理のおそれという、そういうのが大きく今朝の新聞に出ておりましたが、これによりますと、環太平洋経済協力協定、TPPでございますが、交渉参加に向けて、関係国と協議に入る。TPP交渉は、農産物や鉱工業の完全撤廃に加えて、医療分野の規制撤廃、緩和が終点になっている。市場原理に飲み込まれた日本の医療はどうなるのかという、そういう見出しが出ておりましたので、これがあれしますと、医療は、アメリカあたりは金持ちは結構いい医療を受けておるようでございますが、金を持たない低所得者はなかなか行かないという、そういう問題が起こっているところ、今朝の新聞に出ておりましたが、そういう中で、農

業水産だけじゃなくて、医療のそういう問題につきましても、このＴＰＰにつきましてもは慎重にやってほしいというのが出ておりますので、これは特に壱岐は第１産業の島でございますから、断固反対を訴えていきたいなというふうに思っていますから、これにつきましても、再度市長の見解をお願いしたいと思っております。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 呼子議員の２番目の質問、ＴＰＰ参加協議は断固反対をとということでございます。おっしゃいましたように、昨年１２月１０日に、一般質問で、このＴＰＰの問題について市長の見解をとということで質問をいただきました。その折にも、私は断固反対するということをお申し上げております。

そこで、このＴＰＰの内容につきましては、今、詳しく御説明がありましたので、割愛をさせていただきますけれども、ＴＰＰ協定につきましては、都道府県の９割を超す４４都道府県が反対、または慎重な対応を求める意見書を採択しております。同様に、その意見書採択は市町村議会の８割が反対をなさっているところでございます。ＪＡグループなどが行った反対署名、ＴＰＰの反対署名につきましては、１、１６７万人が反対の署名に応じていらっしゃいます。ＴＰＰに参加すれば、国内農業は壊滅的な打撃を受け、農水産業でございます。食料自給率は１３％に低下するとも言われております。ＴＰＰと農水産業の振興の両立をあり得ないと言われているところでございます。

また、さっきおっしゃいますように、医療についても、非常に危機感がございます。日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会の各会長は、政府が国民皆保険制度を守ることを明言しない限り、ＴＰＰ交渉への参加を認めることはできないとする統一の見解を発表しておりまして、政府に申し入れを行っているところでございます。詳細な中身については、まだ不明な部分が多いですけれども、もしＴＰＰのもとで、混合診療が解禁されますと、アメリカの営利企業による病院経営が日本に導入され、今まで以上に過疎地、いわゆる壱岐等の医療がおろそかになることが予想され、また、日本が世界に誇ることができる公的医療保険制度である国民皆保険制度が危機に瀕するおそれが十分に考えられます。

いずれにいたしましても、農林水産物の全面自由化、食の安全の規制緩和と同様に、混合診療の全面解禁等を認めれば、日本の食と農、そして医療に及ぼす影響ははかり知れないものがあると言わざるを得ません。

いずれにしましても、ＴＰＰへの参加協議の決定は、まことに許しがたく、壱岐市の基幹産業と地域社会を守るため、ＴＰＰの参加には粘り強く反対の立場を貫いてまいります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 呼子議員。

議員（2番 呼子 好君） ありがたい、力強い反対の表明をいただきましてありがとうございます。このTPP交渉につきましては、水面下では、もう閣僚協議の中、閣僚といいますか、事務次官レベルでもう進んでおるといふ、そういう話が、話といいますか、新聞に出ておりましたので、もう既にもう入ろうという、そういう中で詰めまして、そして、早急に結論を出そうという、そういう雲行きがあるようでございますので、ぜひこれにつきましても、あらゆる面で、市長の今の力強い見解をお願いしたいなというふうに思っておりますのでございます。

それでは、次の3項目でございますが、長崎全共の和牛の共進会の関係でございますが、その前に、先日行われました12月の子牛市の2日延期をして、かなり小林市場生産者に迷惑をかけたわけでございますが、ふたをあけて結果を見ますと、まずまずよかったというふうに思っております。956頭売れまして、金額で4億100万円でございます。2日間でかなりのお金が壱岐に入ってきたかなというふうに思っておりますが、それだけ壱岐の経済に貢献しておりますし、1頭当たり平均も約42万円ということで、県内の五島とか平戸とか、そういうのからしましても、少し高い状況でございますので、壱岐の牛につきましては、全国でもトップクラスにいらっしゃるといふふうに私は評価していただきたいなと思っておりますし、今回も悪天候の中でございましたが、山形県、そして福島県からも、遠くからも来島いただいたという、そういう状況でございます。

ちなみに、今回、雌の最高が85万1,000円という、ちょっと20年ぶりぐらいに高値が出たわけでございますが、80万円台が2頭出たということで、生産農家も活況づいておるといふ状況でございますから、まずもって報告をしておきたいと思っております。

それで、全共関係について、少しお願いをしたいと思っておりますが、御承知のように、来年の10月25日から5日間、ハウステンボスの主会場で開催、全国大会が開催されるわけでございますが、この長崎県実行委員会の負担金増について、負担金はかなり上がったという状況でございますが、これについて、私は少し疑問を持っておりますから、その件についてお話をしたいなというふうに思っております。

この件につきましては、既にもう実行委員会で決定をしておりますが、当初、7億4,000万円の総事業費がかかるということでございましたが、今回、8億3,000万円に増額をされたということでございます。そして、収入見込みが7億3,000万円、そして支出が8億6,000万円ということで、この支出がかなり1億2,900万円上がった。この1億2,900万円に対するそれぞれの負担をお願いするということで、市長のほうにも実行委員会のほうから来られたということでございますが、この1億2,900万円につきましては、これは県が43%、市町が13%、農協グループが23%、団体が1%、生産者が4%、交付金が9%、

協賛が5%という、そういう割り当てで1億2,900万円の割り当てがあるわけですが、この市の配分がその中で2,742万6,000円というふうに聞いておりますが、そのうち壱岐市の増額配分が320万円来ております。

私は、この市の配分、あるいは市の配分の前に実行委員会の総会に提案されたのに、何も言わなかったというのが、私は一番機能してないんじゃないかと。主催者が示すままの賛成をされたというふうに聞いておりますが、こういうものにつきましては、もう少し慎重に、増額についてはどういう問題があったのかということをお願いしたいと思っておりますし、市の配分につきましても、市の担当者が行って、それぞれ意見を出しながら、配分されたのか。あるいは、もう市町村会のほうで割り当て、パーセントによって割り当てされたというふうに思っておるわけですが、これにつきましても、私は矛盾があるなと思っております。

ちょっと中身を聞いてみますと、駐車場にかなり金がかかるとか、あるいは防疫、予防に金がかかるとか、そういうことですが、駐車場も少ないから、メイン会場のハウステンボスでございますが、ハウステンボスのところは駐車場がない。そのかわりに川棚の港のところを一部駐車場に使うと、それに金がかかるんだということですが。私は、金がかかる、それは駐車場は必要かと思いますが、川棚につくれば、私は後は川棚がまた使用するわけです。ですから、やっぱり川棚にある程度のやっぱり負担増というのは、一時じゃなくて、後からの利用率があるわけですから、そういうのを川棚にその分を負担を求めるとか、そういうことをぜひ議論の中に入れてもらいたかったと思っておりますが、向こうが言うままに出てきたというのは、私は不愉快でたまらないというふうに思っております。

私は、この320万円につきましても、半分で済みゃ半分はやっぱり壱岐の牛の出品者に対してそれができるんじゃないかと思っておりますが、今度来年、来年といいますか、24年度につきましても、かなりの負担になると思っております。ですから、今まで19年から少しずつ積み立ててきて、県のほうに積み立てておりますが、壱岐市の負担が大体最終的には1,300万円ぐらいの、この県の実行委員会に供出があるんじゃないかというふうに思っておりますし、それ以外に来年は出品でございますから、壱岐の地元にもかなりの市の予算が出てくるだろうというふうに思っております。

そういう中で、やっぱり県の負担、こういう実行委員会に対する負担を、壱岐はもう経済効果というのはほとんど少ないわけですが。佐世保とか島原会場はかなり経済効果があるわけですが、そういうところに、経済効果を求めた負担というのは、やっぱり配慮が必要やなかったかなというふうに思っております。

もともと、この開催地につきましても、これはもう当時の市長、当時といいますか、市長段階での綱引きです。今まで9回あっておりますが、大体ほとんど1カ所での開催をしております。

それが、佐世保市と島原市が綱を引っ張って、どうしても言うことを聞かない。もう中立ということで、そしたら分散しようということで分けたわけです。この分散にやっぱり金がかかるわけです。それと、やっぱりお客さんが来ても、牛は佐世保でやります。あとのイベントは島原でやりますということで、また島原で2時間も2時間半もかかって行くわけです。そういうやっぱり失礼といいますか、来場者に対して、やっぱり不便を感じる、そういうやっぱり私はことじゃできないと思っておりますが、これは決まったことでございますから、仕方ございませんが、要は、そういう金があれば、やっぱり出品者に対してもう少し手厚いものをお願いしたいなと思っておりますが、その経過について、もし市長が御存じであれば、お願いしたいと思っております。

それから、2番目は共進会に伴う壱岐観光への誘致でございます。大体、今回の全共の来島者が全国で約37万人というふうに聞いておりますが、その37万人の経済効果というのが出ておりましたが、少しお話をしますが、経済効果が700億円から800億円という、そういう経済効果が出ておったという状況でございますので、ほとんどがこの経済効果というのは、佐世保から長崎、島原、そういうところの経済効果でございますので、壱岐はほとんどこの効果は見込めないというふうに思っておりますが、私はこの観光によって、この誘致、経済効果を壱岐にもたらしてもらいたいなというふうに思っております。37万ですから、1%としても3万7,000人、その半分来ても約半分の半分来ても、やっぱり五、六百人は壱岐にこの関係で誘致ができないかなというふうに思っておりますが、既に実行委員会では、壱岐コースを2泊3日のコースは組んであるようでございますが、実行委員会だけのその2泊3日のコースじゃ、なかなか誘致が難しいと思っております。私は、壱岐の今までの観光スポットはいずれもすばらしいものがありますから、それとあわせて農協が施設を持っております。日本一の施設を持っておりますから、そういうものに対しても、畜産農家をPRしながら、やっぱ壱岐に来てもらおうと、そういうことをぜひこの観光、全共とあわせて観光誘致をお願いしたいなというふうに思っております。時間がございませんので、市長の答弁をお願いしたいと思います。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 呼子議員の3点目の質問、全国和牛能力共進会長崎県大会について、長崎県推進協議会への負担金の増額要請には慎重にしてくれということでございます。

御存じのように、先ほど内容はおっしゃいましたけれども、今回7億4,000万円の予算に対しまして8億6,000万円ということで1億2,000万円の増加の予算が提示されました。

その内容といたしましては、駐車場の追加整備ということで5,000万円、これは先ほど言われました、私も川棚ということはちょっと知りませんでしたけども、追加整備ということでございます。それから、口蹄疫、この防疫対策について6,700万円ということでございます。

この口蹄疫の防疫対策、これはやはり私は絶対にしていただかないかんという気持ちがございますので、これについては異議がないところでございます。

そして、これらの全体経費の各市町の負担割合というのは、もう御存じのように決まっております。均等割が10、肉用牛の飼養戸数割合が45、黒毛和種の飼養頭数割合が45%でございます。特に、開催地である佐世保と島原の2市は全体の2分の1を負担するというところでございまして、その残りを今申し上げた率で案分するというところでございます。そういうことになりまして、本市の負担額は1,200万円になると報告を受けておるところでございます。

また、そのメイン会場が2つに分かれたというのは、もう今さら申し上げても仕方がないところでございますけれども、平成19年11月16日にこの共進会の長崎県実行委員会が設立されております。そして、平成20年2月7日にこの場所の決定というのがなされておるところでございます。

また、次の、したがいまして、補正予算につきましては、そういったことで会議がございました。11月に会議がございましたし、その前にひとつお願いしますということで、実行委員会から各市町にお願いに、実行委員会の方がお参りになられたということでございます。

次に、この全共について、壱岐の観光客の誘致をということでございます。今、長崎県の全共事務局によりまして、全国に向けた県内への誘客のためのキャラバン活動が行われておるところでございます。そして、そのお客を壱岐にどうして連れてくるのかということでございますが、市の観光商工課が主に御来島いただくということにしたいと思っておりますが、その窓口が必要となります。うちの観光商工課が窓口ということになっておるところでございます。

そして、しかしながらこの観光においでになる、私は観光地めぐりに加え、6月と8月でしたか、市場では全国で去勢の価格が、取引価格が日本一になっております。8月と10月だったか、濟いませぬ。2回の市場に日本一に去勢牛の価格がなっておるところでございます。恐らく、私は畜産施設の視察見学ということで、壱岐にはお見えになる方が多いんじゃないかなと思うところございまして、その際に、ぜひやはり防疫体制の強化、これはぜひ図っていかねばならないというふうに思っております。

いずれにしましても、壱岐への誘客にかかわるPR活動につきまして、市の観光商工課、そしてまた担当部局である農林課等々に、その情報発信をさせたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 呼子議員、ここで時間が来ましたものですから。

議員（2番 呼子 好君） 時間が来ましたので、最後に1点だけ、先ほどから言いますように5,000万円の駐車場を、私はこれはやっぱり2,500万円、半分は川棚町にさせるというのが筋だというふうに思っていますから、もうこれは総会で決定しておりますから、どうにもな

らないかと思いますが、そういう発言はしていただきたいなど。5日間使うのに、やっぱ5,000万円使って、後はもう川棚町が使うわけでございますから、そういうのをもう少し提案してもらいたいと思いますし、観光につきましても、ぜひ壱岐独自で、1人でも多く来島されますようお願い申し上げまして、時間をオーバーしましたが、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

〔呼子 好議員 一般質問席 降壇〕

議長（市山 繁君） 以上をもって呼子議員の一般質問は終わります。

.....

議長（市山 繁君） ここで、鯨伏小学校の児童の皆さん方が退場されます。難しい問題点もあったかもしれませんが、さらに学校で勉強をいただきまして、これから寒くなりますが、風邪を引かないように、勉強、スポーツに頑張ってください。今日は本当にありがとうございました。

〔鯨伏小学校6年生 退場〕

議長（市山 繁君） ここで暫時休憩をいたします。再開を11時5分といたします。

午前10時55分休憩

.....

午前11時05分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を行います。次に、14番、榊原伸議員の登壇をお願いいたします。

〔榊原 伸議員 一般質問席 登壇〕

議員（14番 榊原 伸君） 通告に従いまして、14番、榊原が市長に対して、大きく分けて2点一般質問をいたします。

まず1点目として、先ほどとダブる点が多くありますが、市政懇談会についてお尋ねいたします。

今年も10月7日から11月25日の間、多くの市民の皆様の生の声を市政に反映させようという企画で、市内各小学校区18地区で市政懇談会が開催されて、合計696人、昨年より66人多い市民の皆様に参加をいただいたとの報告がありましたが、長い間、大変お疲れさまでした。また、市長と一緒に出席されました職員の皆様方も大変お疲れさまでございました。

私も今回の会場での出席は八幡会場と那賀会場の2カ所に出席させていただきましたが、特に八幡会場では、市民病院の対応のまずさ等、身近な問題が多く出されておりました。また、女性の方の活発な意見を聞くこともできました。那賀会場については、一般廃棄物処理施設の地元ということで、少し私も心配をしていましたが、取り越し苦労に終わってほっとしております。そ

のほかでは、中学校の跡地問題についての質問もあっていたように思います。

今回の市政懇談会に出席して感じたことは、このような企画は継続することによって参加者が増え、いろんな活発な意見が出てくるものと思っております。今後も続けていただきたいと思っております。

そこでお尋ねいたしますが、行政報告では、市政懇談会の内容については平成24年の市報に掲載するというごさいましたが、先ほどの話の中で、ある程度はわかっております。それ以外のことで結構でございますが、重立った点が何点かあればお聞かせ願いたいと思います。

それから、今回の市政懇談会で感づかれたことを含め、反省する点があればお願いいたします。

それと、時間がなくて、まだ職員との協議はされてないと思いますけども、もし職員の反応がどのようであったか、市長の感づかれる範囲で結構でございますので、よろしくお願いたします。

以上です。

議長（市山 繁君） 榊原議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 14番、榊原伸議員の御質問にお答えいたします。

市政懇談会についてでございます。

私や市の職員をねぎらっていただきましてありがとうございました。

内容につきましては、1番、呼子議員の御質問の折に、その内容の一部を申し上げておりますので、割愛させていただきますけれども、そのほかにということございしましたが、そのほかでは、後ほど御質問があります船賃等についての御質問もございました。あと、失礼しました。離島振興のことがございまして、離島航路の件についてはどのように考えているかということがございました。後ほど、御質問の中で答えていきたいと思っております。あと、内容につきましては、先ほどおっしゃいましたように、24年1月号で、こういうふうに市政懇談会の内容について、皆様方に周知を図るようにいたしておるところでございます。

それから、職員の反応はどうだったかということでございますけれども、職員は、やはり235名の職員が出席いたしました。その中で、やはり地域の皆様がどういう御意見、どういうお考えを持っておられるのかということ、その生の声をお聞きすることができて、職員自身も、やはり批判もございました。中には、数は少のうございましたけれども、お褒めの言葉もいただいたところでございます。私は、職員の士気にも、士気も上がったものと思っておるところでございます。職員の意識の醸成につながったと思っておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 榊原議員。

議員（14番 榊原 伸君） 先ほどの呼子議員の問題、質問の中で答えられておりますので、私としてはこの辺で、この問題については終わりたいと思います。

次に、観光行政についてお尋ねいたします。

壱岐ではというより、第1次産業が主になっている地域では、後継者不足も含め、いろんな事情で衰退の一途をたどっております。このような状態を打開するためにも、どこの地域も生き残りに必死になっております。幸い、壱岐にはよそにない特色を持った観光産業があります。もっと積極的な企画や行動が必要ではなからうかと思っております。

一支国博物館が平成22年3月に開館して12万2,875人の入館者数であります。統計によりますと、平成22年の観光客の実数は22万7,157人となっております。前年が22万8,229人となっております。壱岐市への観光客の実数は伸びておりません。開館当時、長崎県と壱岐市でいろんな対策を講じて、観光客数は伸びていない。しかし、反対にとらえれば、博物館が開館したので、前年並みにとどめることができたとも言えます。

これらを照らし合わせますと、博物館が目当てで壱岐に来られた人は余りおられなかったのではなからうかという気もいたします。

そこで、今年の観光客の動向については、今のところわかりませんが、私が目についた点、次の4点についてお尋ねいたします。

今年は、今までに大型客船「ふじ丸」「飛鳥」の2隻が入港して900人が来島されたということですが、その経済効果はどのくらいであったのか、今後の大型客船の誘致活動はどのように考えられているか、この点については、県との絡みもありましようけども、壱岐としての気持ちを、市長の気持ちをお聞きしたいと思っております。

2番目に、行政報告で広島県のテレビ番組や旅行会社等のタイアップした企画ツアーにより、約2,000人の観光客が壱岐に来られたと報告されましたが、どこでそのような企画をされたのか、前の質問の中で少し聞いておりますけども、今後、同じような企画が必要と思うが、どのような計画をされるか、お尋ねいたします。

また、経済効果は幾らであったか、もし検証されておればお示し願いたいと思います。

3番目としまして、今回の補正予算で県内離島3市2町の広域連携事業として、壱岐観光協会のほうへ30万円ほどが予算化されております。なぜ壱岐市観光協会なのか、この点については、先日の議案質疑の答弁で、この事業については、今年の8月末に担当課長会議で大阪市内での観光情報説明会及び要望で、観光と物産振興の展開を図るためには、行政側の負担だけでなく、観光協会とも連携した事業を図る必要との認識から、各地域の観光協会の負担金額が30万円に決定しました。そこで、観光協会事業費として補正をしたと記憶しております。それはそれでいいんですけども、この事業に対して、行政の取り組みとしてはどのように考えられているのかお

尋ねいたします。

4番目としまして、平成24年4月からフェリー「きずな」の就航に伴い、フェリー、ジェットフォイルの基本運賃が2割引きになるとのことですが、引き下げた運賃にさらに今行われている往復割引等が適用されるのか、お尋ねをいたします。

以上です。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 榊原議員の2点目の御質問、観光行政についてにでございます。お答えいたします。

平成21年4月に長崎県クルーズ振興協議会が設立されておりまして、長崎県を初め、大型港湾を所有する県内市町、観光関係団体等が一体となって、国内外のクルーズ船の誘致活動に取り組んでおるところでございます。

本市におきましては、これまで平成21年度以降、大型客船「ふじ丸」が4回、「にっぽん丸」が1回、「ぱしふいっくびいなす」が2回入港しております。今年度、「飛鳥」、これは沖合停泊でございましたけれども、初入港いたしました。平均いたしますと、年間2回から3回の入港実績があるところでございます。

その経済効果といたしましては、これは一般の観光客とは違いまして、滞在時間が非常に短うございます。宿泊が伴いません。しかしながら、比較的富裕層のお客様が乗船をされているということでございます。交通費、飲食費、お土産代等を合わせた観光消費額は比較的高いのではなかろうかと思っております。

この経済効果でございます。長崎県が調査した数字でございますけれども、宿泊をなさる方の経済効果は1万8,000円程度、日帰りは1万2,000円程度ということでございます。単純にこの数字を掛けますと、900人でございますから、1,100万円程度になるのかなというふうに思っているところでございます。

今後も長崎県クルーズ振興協議会を中心に、関係団体と連携を図りながら、1隻でも多くの入港を誘致いたしたいと思っております。

2番目の広島県からのテレビ番組等で2,000人の観光客が増えたということを申し上げました。これにつきましては、この企画は食のイベント、「来てみんな！長崎食KING王国」という長崎県が県内の市町へ参加を呼びかけて実現したものでございます。壱岐では6月から9月までの4カ月間、生ウニを使った料理を提供する「壱岐うに物語」キャンペーンを開催をしたところでございます。このキャンペーンを開催するに当たりまして、県の緊急雇用創出事業を活用いたしまして、観光協会に専属の担当者を1名、食のコンシェルジュでございますけれども、配

置いたしまして、実行委員会の立ち上げから生ウニを使った新作料理の開発、キャンペーンの準備から実施に至るまでのさまざまな調整作業等に從事していただいたところでございます。

このような中にありまして、長崎県観光連盟と壱岐市観光協会がタイアップいたしまして、広島県のテレビ番組を誘致し、オリジナルの壱岐ツアー商品を造成して、番組内で放送するという、新たな取り組みを実施いたしましたところでございます。この方法は、情報発信を誘客につなげる手法として非常に効果的でした。キャンペーン期間中、広島県域から番組で紹介したツアー商品で1,648人の観光客の皆様に御来島いただきました。このほかにも、本キャンペーンに関連したツアー商品が、鹿児島、熊本、宮崎、大分の旅行会社でも造成されまして、個人客の参加者を含めると、本キャンペーンへの参加による来島者数が約2,000人という結果になったところでございます。来年度以降につきましても、長崎県、長崎県観光連盟とさらなる連携を図りまして、交流人口の拡大につながる取り組みを展開したいと存じます。

その内容でございますけれども、結局、6月から9月までの4カ月間、来た方には同じ料理、同じコースというものを提供するというところでございますから、その中で、旅行会社と旅館等のあるいは食堂等の同じものを出すという、イカの活きづくりを出すとか、そういった点が非常に人気があったということのようでございます。

なお、本キャンペーンの経済効果につきましては、先ほど申しましたように、宿泊型でございますから、1万8,000円という県の試算を適用いたしますと、2,000人で3,600万円ということになるかと思っております。

それから、3点目の観光協会への30万円ということ。なぜ壱岐市観光協会なのかということにつきましては、質疑の中で御了解いただいたところでございます。先ほど申され、議員おっしゃいますように、実は、壱岐市の観光協会は、いわゆる観光だけの取り組みでございまして、他の市町をちょっと見てみますと、一つの観光協会が観光振興と物産振興をやるということがほとんどの観光協会の役割のようでございます。壱岐市は、観光協会は観光だけにしておりまして、そういった意味で、観光協会が、何と申しますか、資金をかせぐといえますか、そういった機能がないということもございまして。

そういったことで、今回は30万円の観光協会の負担金をそのまま予算化をいたしまして、補助金として出すわけでございます。これが直接市の、市がどういうこれに組み込みをするのかということでございますが、それにつきましては、やはり3市2町の会議の中で詰めていきたいと思っております。

それから24年4月からフェリー「きずな」の就航に伴いまして、フェリー、ジェットfoilとともに、基本運賃が2割程度下がるということでございます。引き下げた運賃にさらに往復割引等が適用されるのかということでございますけれども、2割程度の、まだ金額ははっきり出さ

れておりませんが、2割程度ということをごさいます、基本料金と申しますのは、フェリーが2,400円でございます。ちょっと心配いたしましたのが、ジェットfoilがいわゆる基本料金2,400円、そして特急料金が2,500円ということで4,900円だということで、基本料金ということで2,400円のみについてではなからうかと、ちょっと心配いたしましたが、問い合わせをいたしましたところ、4,900円が基本運賃だという回答をいただいておりますので、ジェットfoil、フェリーともに2割程度の引き下げになるということでございます。

それから、さらにそれに往復割引があるのかということでございますが、それについては、九州郵船の判断になるわけでございますが、九州郵船は、かなり例えば3day割引、3daysとか、かなり思い切った、今、割引をしておるところでございます。そこで、やはり今の現在の割引、割引率の継続を強く要求してまいりたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 榊原議員。

議員（14番 榊原 伸君） 広島テレビ局のような関係は、ほかでも取り組みをされているということで、安心はしておりますけども、広島のような結果を非常に期待をするものです。それで、実のあるといいますか、その辺の広島が何でよかったのか、熊本、鹿児島がどうであったのかということも、少し検証させていただきたいと思っております。

吉岐市の観光客実数を見てみますと、平成12年では26万8,500人、平成13年では28万3,100人、それが平成22年は22万7,000人と約4万人が減っております。観光消費額で見ると、平成12年が約137億円、それが平成22年では約77億円とほぼ半数になっております。原因はいろいろ考えられると思いますが、平成12年ごろまでは、町の姿勢とまでは言いませんが、少し努力をすれば観光客が吉岐へ来てくれた時代ではなかったかと私は思っておりますが、今はどこでも観光客誘致に必死になっております。吉岐市としても、この生き残りに勝利をしなければ、未来はないのではなからうかと思えます。

今、答弁がありましたけども、現在、吉岐市として、広域連携事業として、答弁のあったほかに、玄界灘観光圏を立ち上げられております。さっきのよりか、こっちのほうが身近のような感じもいたしますけども、今回、広域連携の共同PR事業の取り組みを考えているようでございますが、観光客誘致については、努力をされていることは十分わかります。先ほども答弁がありましたように。

しかしながら、アンケートを、この前、アンケートをされたのをちょっと見ますと、どうしても吉岐を知らないという、その情報発信が少し、されておりますけども、つかみどころが少しおかしいんじゃないかというような感じもします。私も、どこがどうということはわかりません

けれども、その辺を、観光アドバイザーもいらっしゃいますし、その辺の研究をもう少しされたらと思っております。

それと、さっきも言いましたが、広島ホームテレビが放映されて、いい結果が出ました。このホームテレビの番組をもし借りられるもんやったら借りて、熊本、鹿児島、そちらと見比べてみて、どう違うかというの、私は必要じゃなからうかと思えます。距離的に広島がちょうどよかったものか、鹿児島は福岡のほうに目指していかれるものか、ちょっといろいろ事情はあると思えますけども、そのビデオの検証というのを、どういう企画が皆さん望んであるか、それも一つのヒントになると思えますし、私は、壱岐独自の、壱岐市でもいいでしょうし、壱岐ケーブルテレビでもいいでしょうけども、そういうのを検証された結果で、壱岐市で15分番組なり30分番組なり、やっぱ番組をつくるというような方法もいいのではなからうかという気持ちを持っております。それをみんなで見て、いろんな分野の人で見て、こうすればいい、ああすればいいというのも一つの方法と思えますので。

それと、どうしても、私は福岡のほうに目が行きますけども、博多駅でいろいろやれば、そこへ1日に30万とか40万とか聞きますけども、あれだけの集客力がある博多駅で、年間通しては無理でしょうけども、よその市とか町とか、一番は五島とかは、あっちは私は好ましくないと思えます。長崎から下るところは、もう壱岐はほたつていいと思えます。福岡から壱岐対馬、こっちのほうを向けるだけで。

私はずっと今まで長崎県、ここで言うたらちょっとまずいかもしれませんが、長崎県が目を向いているのは、やっぱり五島だというような気がします。それは何でかといいますと、五島に行くには長崎を経由していかねばなりません。だから、どうしても長崎放送を見れば、五島の宣伝が多いし、五島のほうも金をかけてあると思えますけども。

壱岐は、やっぱ福岡の放送局にどんどんどんどん宣伝というか、流すべき、少し私はお金はかかると思えますが、その辺のことについて、ちょっと今から言いますけども、少し乱暴過ぎると思えますけども、今年の予算として、商工予算が約4億800万円ほどあります。この中の約1割、4,000万円は、今度、計画されたときに使うとします。観光客が1,000人増えると、少なくとも3,000万円ぐらいの観光消費額が見込めるとい、私が考えですが、成功すれば、商工予算での費用対効果というのは、十分考えられると思えます。これは、商工関係の人から少し反発をもらうかもわかりませんが、どうせ使うなら、そういう形で使っていただいたら、観光客が壱岐に来れば、その商工関係、観光関係の人はそのお返しとして消費ができるわけですから、その辺は、その関係者とようっと協議されて、この予算は少しこっちに、宣伝のほうにいたきたいというような気持ちも必要かとは思えます。

次に、壱岐航路運賃の割引についてですが、今、空も海もいろいろ努力されて、往復割引とか

離島民割引とかありますけども、基本的に、壱岐に観光客を呼ぶんであれば、その利用される方も割引を必要と思います。市長は国鉄、国鉄じゃない。ＪＲ並みの運賃と言われます。ＪＲでも飛行機でも、往復割引はどこから乗っても発生をします。それを、観光客は来てください。船賃は負けませんよじゃ、ちょっと矛盾したような感じもしますので、これは九州郵船とかＯＲＣですか、その辺との協議も必要とは思いますが、離島民が安くなるということは、非常にいいことではございますけども、離島民だけじゃどうしても生活はできないわけで、だから観光行政が必要なわけですから、観光行政を考えたときに、壱岐に来ていただける人は、精神的なものでなしも大事ですけども、金銭的な、そういう有利さも必要と思いますし、今行けば、次に見えたら何とか割引とか、１年間使える商品券とか、そういうとがあっちこちでは見受けられますので、そういう対策を今後も取り組みをしていただきたいと思います。その辺について、市長の見解をお願いいたします。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） ただいまの追加の質問についてお答えいたします。

広島県で、広島市で制作をされた番組でございますけど、それはＤＶＤをいただいております。ですから、内容はわかるんですけど、大変、出演者の方が非常に広島で有名な方ございまして、非常に視聴率が高かったということ。そしてまた、交通、阪急でしたけれども、交通社がそういった番組を制作したということです。その中には、私を初め、市の職員、壱岐市の観光の関係の方々等々も、登場されております。そういったことで、非常に人気のある番組だったと思っております。

ところで、他の地区のテレビ、その番組というのは、私はまだ見ておりません。ですから、それはおっしゃるように、その検証をいたしたいと思っております。

それから、市で番組を、そういう番組をつくれぬのかということでございますけれども、これにつきましても、先ほど申しますように、この番組といいますか、この一つのテレビの番組は、一定のある特定の食堂、特定の旅館、そういったものに限られておるわけです。ですから、なかなか、そして例えば２万９，８００円とか、単価を最初に決めて、それで交渉をされていったようでございます。ですから、そういうことを考えますと、市でそういう番組がつけられるのかなということ、商品としての番組はつくれぬと思いますけれども、議員がおっしゃるようなＰＲの番組というのは当然できるわけでございますから、研究をさせていただきたいと思っております。

それから、博多駅で壱岐のＰＲをどうかということでございます。現在、福岡事務所はベイサイド内に置いておまして、職員も置いております。ですから、その職員にちょっと研究をさせたいと思っております。

ただ、4億800万円の1割をという、そこまではなかなか難しいかと思えますけれども、博多駅というのは、博多のことだけじゃなくて、九州、鹿児島、あるいは本州からお見えになる方いっぱいあります。ぜひ、壱岐市の知名度を上げるためには、格好の場所だということはもう十分認識をいたしております。ちょっと研究をさせていただきたいと思えます。

それから、往復運賃のことでございます。確かに、おっしゃるように、私はもうJR運賃並みだと、ずっと主張しとるわけですがけれども、島外からお見えになる方、その方に往復割引がどうしてできないのかということでございます。この方々は、往復割引しなくても絶対帰らっしゃるとです。往復なさる。そういったことで、九州郵船とも、これについても考え方をお聞きをしてみたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 榊原議員。

議員（14番 榊原 伸君） ちょっと最後の話、少し私もむかっときましたけども、壱岐に来られたら帰られる。それは当たり前ですけども、精神的なもので、やっぱりもてなしの気持ちがあれば、私はそういう言葉は出てこないんじゃないかなと思うんですが、実際、壱岐に来たら、どこかに行かな、島から出ないけませんので、しかし、どこも平等な割引というのは、やっぱりJRにしる、飛行機にしる、ありますので、その辺はよろしくお願いしたいと思えます。

それで、番組の制作について、特定の店はできないと、それはもうそうと思えます。壱岐市ですれば。壱岐ビジョンでやった場合はどうなるのかなというような気持ちもありますし、例えば、そういう番組をつくれますから、参加をしていただけないですかというような募集の方法もあると思うとです。そして募集をして、その人たちに、何らかの、1万円なり2万円なり負担していただいて、店の宣伝をしますから。そしたら制作費の費用も少し安くなってくると思えます。いろんなアイデアがあると思えますので、その辺は担当、浦部長を初め、企画振興のほうは優秀な職員がおられるような気もいたしますので、皆さんいらっしゃいます。そういうアイデア、知恵をかりて、壱岐の情報発信については、もっと積極的な効率のある情報発信をしていただきたいと思います。もし市長さん、何かありましたら。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） ただいまの榊原議員の御提案につきましては、ぜひ研究をさせたいと思えます。

それから、ジェットfoilについては、復路について10%の割引があるそうでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 榊原議員。

議員（14番 榊原 伸君） それも最近できたんでしょうね。前はなかったですもんね、ジェットfoilは。わかりました。今後の吉岐の発展のために、皆さん方の努力をお願いいたしまして、この辺で終わりたいと思います。

〔榊原 伸議員 一般質問席 降壇〕

議長（市山 繁君） 以上をもって、榊原議員の一般質問を終わります。

議長（市山 繁君） 次に、8番、今西議員の登壇をお願いいたします。

もう少し時間がありますけれど、途中でまたあいたら済いません。

〔今西 菊乃議員 一般質問席 登壇〕

議員（8番 今西 菊乃君） 昼1番の質問になるのかと思ってゆっくりいたしておりましたが、意外に榊原議員さんが早く終わられましたので、通告に従いまして、大きくは2点、市長と教育長に質問をいたします。

もう12時を多分過ぎると思います。おなかですいてまいりますと、いらいらいたしますので、的確な御答弁をお願いいたしまして、なるべく早く終わりたいと思います。よろしく願いいたします。

まず1点目ですが、一般廃棄物処理と不法投棄の対策についてお尋ねをいたします。

市長の行政報告にもございましたが、平成24年4月より一般廃棄物処理施設であるごみ処理施設、焼却場、リサイクルセンター、最終処分場等が完成をいたしまして、その稼働をするわけでございます。今まで旧町単位で行っていたごみ処理が4月1日より新しい施設1カ所となります。現在、各焼却場への直接持ち込みの件数はかなりのものがございます。市全体で約120件というふうに、市政懇談会の中の資料にもあったと思います。芦辺町の方は変わりませんが、ほかの郷ノ浦町、勝本町、石田町、それぞれの焼却場に持ち込まれた方々は、非常に遠くなるわけでございます。そうすると、あそこまで持っていきよりもとって、粗大ごみ等の不法投棄が増えるものではないかと懸念をされておりますし、市民の中にも、そういう声が多数ございます。今でさえ人通りの少ない山林、荒れ畑、原野や海や川にまで不法投棄がされている現状であります。弁当がらとか空き瓶、空き缶、そういうものは当然のごとく道端の草むらの中に投げ込まれておりますし、先日は、川の中に冷蔵庫が浮かんでおりました。こういうこともございますので、ますます不便になると、不法投棄が増えるのではないかとということが心配されます。島内20分、30分あれば、どこでも行けると、私たちは考えるわけですが、市民の中には、20分、30分もかけて持っていけないかんとかというような考えの方もございますので、不法投棄が増えるのではないかと心配するゆえ、その対策がどうなっているのかをお尋ねいたします。

次に、新しい施設の使用が始まりますと、現在、使われている焼却場、3つの焼却場は解体し、

撤去されることになっていると思います。跡地は、地元との協定があると思いますが、今までのように、不燃物や粗大ごみ等、廃棄物収集場として、その一部でも使用できないのか。できるようにしてほしいというのが一般的な要望であると思います。毎日でなくても、1週間のうち、1カ月のうち、輪番にしても、収集、今のところに収集ができるようにならないのか、その跡地の利用はどのように協定後も踏まえて、どういうようになっているのかということをお尋ねいたします。

3番目が、公民館のステーションについてです。

今までは、焼却場が近いということもあって、可燃物の持ち込みもかなりあってと思います。それが遠くなると、早々直接持ち込みというのはできませんので、公民館のステーションへ出される方も多くなると思います。可燃物と同時に、不燃物や粗大ごみの一部も今より多く出されるのではないだろうかと思われます。公民館によっては、ステーションが非常に今のままでは狭隘になるのではないかと、そういう公民館もあるのではないかと。また、その公民館によっては、不燃物等が出せるよう、排出できるようなステーションがないところがあるのではないかと。その対策はどのようになされているのかをお尋ねいたします。

4番目が、生ごみの堆肥化についてでございます。

市長は、壱岐市循環型島づくり宣言をなされておりました。それに基づき、生ごみの堆肥化を言われておりました。家庭の生ごみは生ごみ処理機とか段ボールコンポスト等の購入に補助金が出されておりますが、家庭での生ごみ処理もなかなか進んでいないのが現状だと思われます。これはやはり生ごみ処理には手間がかかる。面倒くさい。そういうことが大きな原因だと思われます。簡単に手早く生ごみの処理をするには、収集をして1カ所で堆肥化することだと思います。今回、平成25年度から生ごみも液肥化の実施をするというように行政報告で言われておりましたが、家庭の生ごみも収集、そして処分されるのか、事業所のみに対応であるのか、今後、どのようになさりたいというような計画を持っていらっしゃるのかをお尋ねいたします。

5番目に、ごみに対する高齢者への対策はどのように取り組んでいかれるのかです。もう高齢者、独居、それと高齢者のみの世帯というのが全島ではかなり増えております。これからもだんだんと増えてまいります。在部のほうでは可燃物は自分の家で焼却をされております。これは禁止はされておりますが、今のところ多数の方がそのようになさっていると思います。不燃物の処理も、自分の自己所有の山だ、裏山だからとか、荒れ地だからということで、そこに不法投棄をなされている方も多くいらっしゃいます。

しかし、その町部、浦部の人はそうはいきません。ごみはもう出さなくてはどうしてもありません。高齢になると、一番懸念されるのが運転もできない人がいるということです。そして、運転も高齢になるとなれない道はできるだけ走りたくない。そして、まして遠くになるところへ

行きたくないという方がかなりいらっしゃいます。特別ごみ収集という方法もありますが、見てみますと、軽四輪、軽四輪貨物で1回2,500円、そして分別は収集しておかなくては、ちゃんと分別を収集しなければならないというような決まりがありまして、高齢者にしてみれば非常に使い勝手の悪いシステムになっていると思います。高齢者にとっては、粗大ごみは出しにくい、出したくても出せない、そういう状況であります。高齢者世帯が増える中、今後どのような対策をとって、とろうとお考えであるのかをお尋ねいたします。

6番目に、新しい施設で処理をするようになりますと、ステーションへの、公民館のステーションへの持ち出しの際、分別やごみの出し方等、また、少し変わると思います。そしてまた粗大ごみとか可燃物、不燃物に対しての出し方とか、非常に高齢者にはわかりにくい点。その地域の中でもなかなか把握、理解できていらっしゃらない方があって、ステーション、公民館の中でのいろいろなトラブルもあっているように聞いております。それを解消するには、やっぱり市民への周知が必要だと思えます。よくよく周知をしないと、行政側の見た目からだけでは、なかなか市民の方はわからない、わかりづらいんです。そこをどのように指導をなさるおつもりなのか。あわせて不法投棄やごみのリサイクル、減量化についてもどのように市民に周知されるおつもりなのかをお尋ねいたします。

議長（市山 繁君） 今西議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 8番、今西菊乃議員の御質問にお答えいたします。

一般廃棄物処理の不法投棄対策についてございまして、まず、として、クリーンセンターが遠くなると、不法投棄が増える可能性が高くなるが、その対策はということでございます。

御存じのように、24年度当初から新しい一般廃棄物処理施設が稼働をいたします。議員御指摘のように、吉岐市で1カ所になるわけでございますので、旧芦辺町の方々を除いて、遠くなるという現状でございます。大変御不便をおかけすることになります。

市といたしましては、これを、不法投棄をなくす、そういった意味では、やはり皆さんにお願いをするしかないということでございます。市民の皆様方がぜひ不法投棄について、今、本当に道にビニール袋が散乱をしているというようなこともまま見られます。ああいうのを見て、やはり捨てる方が心を痛めるようなことでないと、なかなか難しいんじゃないかなと思うんですが、現在、平成21年度から出前講座をやっております。今、141の公民館を出前講座は回っております。それから、今年に入りまして、11月24日の石田町を皮切りに、これは町単位でございますけれども、公民館に自治会ごとに選任されておりますリサイクル推進委員並びに公民館長さんなどを対象にして説明会を行っているところでございます。ケーブルテレビでの呼びかけ、回覧等での呼びかけ、もろもろのやはり呼びかけをしなきゃいけないと思っております。

また、警察署や海上保安署、県、市で廃棄物の不法投棄の監視パトロール等も行っております。

しかし、私は、先ほど申しますように、監視やパトロール、あるいは罰則等で壱岐の島は決して不法投棄等はないと思っております。私の考えは、壱岐の島そのものが3万人、壱岐市民の方の屋敷だと思っております。ですから、私は自分の宅地の中に自分で生ごみを捨てるとか、不法投棄をすとか、そういったことじゃなくて、この壱岐の島は私たちの屋敷なんだという感覚をぜひ市民の皆様にかけていただいて、自分の屋敷にそういったごみを捨てる。例えば、山で、山林は自分の庭の植え込みだという感覚を持てば、そこに見えないからといってごみを捨てることにはならないと、こう思うんです。そういった全体のこの壱岐の島を守るという気持ちを、ぜひ市民の皆様方におわかりいただき、そういった今からは啓蒙活動をしていかななくてはならないんじゃないかなと思うところがございます。

2点目に、廃棄物の処理施設の閉鎖をされる跡地の使用法ということでございます。

長年御理解をいただいて、その廃棄物の処理施設を置いていただきました。その地域の方々には本当に感謝を申し上げる次第でございます。

そこで、やはりそれまで跡地利用につきましては、その地元の方々の、今まで御協力いただいた方々の納得がいただけないと、御理解がいただけないと、なかなかその利用方法が決まらないわけでございますけれども、ごみ処理施設として跡地利用をお願いできませんか、いわゆるストックヤードとしてお願いできませんかというお願いをしたところでございますけれども、地元の方々からの理解が得られなかったところでございます。

そこで、やはり緊急的な大規模な災害等の際の一時的なストックヤードとしての利用、あるいは公園化すること等について御理解をいただいたところでございます。不燃物や大型ごみの廃棄物収集場として、そこを特定するということについては御理解がいただけないということでございます。しかし、一時的なストックヤードとしてはお願いできておるということで御理解いただきたいと思います。

次に、ステーションへの持ち込みが多くなると、狭隘なところが出てくるんじゃないかと。ステーションがない公民館はないかという御質問でございます。

確かに、ステーションへの持ち込みが多くなると狭隘なところが出てくると思っております。現在、30戸から40戸、1カ所を基準といたしまして、1平方メートル当たり3万円、最高限度額45万円の補助制度がございます。現在、狭いステーションを利用されている自治会には、こういったものを御利用いただきたいと思いますと思っております。今回、石田町内で2施設の補助金について、予算の補正を行っております。お願いしております。

また、季節的にペットボトルなど、季節的に多くなるというときには、随時回収にも出

向いておるところでございますので、御連絡をいただきたいと思っております。

それから、設置場所のない場所もございます。地域を申しますと、郷ノ浦町の、郷ノ浦の町部に、やはり設置場所がないなどの理由で設置されていない自治会もございます。今後、その設置について、設置場所の御理解をいただくように努力をしていきたいと思っております。

4点目の可燃物の減量には生ごみの処理が必要であると。実施に向けて計画してあるようだが、詳細にということでございます。

これにつきましては、25年度からということで、現在、視察をしてまいりました大崎町でございましたか、そういったところのものを参考にして決めたいと思っております。やはりバケツ等、水きりのついたバケツでお願いをすることが一番いいのかなと思っております。でございますして、例えば、収集日、ごみステーションの収集日に、収集日が決まりましたら、その朝、何時までに持ってきていただくというようなことにしないと、なかなか難しいのではなからうかと思っております。生ごみでございますから、そこにいつも容器が置いてあるということには、非常に難しいわけでございますして、例えば、前日の夕方、その容器を据えて、翌朝、回収をするというようなことにしないと、なかなか生ごみの回収は難しいんじゃないかなと思っております。25年でございますから、よく研究をして、それを軌道に乗せたいと思っております。

5番目でございます。不燃物等の粗大ごみが持ち出せない高齢者の対応ということでございます。

議員御指摘のように、現在、軽トラックで2,500円、2トン貨物車で4,000円というものを、制度がございます。これにつきましては、平成21年度に47件、平成22年度に49件、23年度は現在12月5日現在で45件の御利用がございます。しかしながら、議員御指摘の高齢者の方の独居とか、体が弱い方というのは、なかなかそれを利用すること自体が難しいということでございます。これにつきましては、現在、具体的なことをまだ見出しておりませんが、何らかの対策をとらねばならないと認識をいたしておるところでございます。

6点目のごみの減量化、分別、不法投棄等について、市民に再度周知する必要があると、対策はどうなっておるかということでございます。

先ほど申しましたように、ごみの減量化、分別化等につきましては、やはり皆様に周知を申し上げるとするのがもう基本的でございます。しかし、これは議員御指摘のように、何度も何度もやはり御説明をして、わかりやすい説明書等々を研究して作成する必要があると思います。そして、御指摘のように、こちらからこういうふうにお願いしますという視点ではなくて、聞くほうの、話すほうからの視点ではなくて、その説明を受けるほうからの視点で、やはり説明をしなきゃいけないと思っております。こういうふうになっておりますよということでは

なくて、そういうことがわかる、本当にわかりやすい説明をしなきゃいけないと思います。既存の施設で、現在建設を進めておりますごみ処理施設は、既存の処理施設では処理できなかった粗大ごみなどの破碎処理もできる施設となっております。持ち込みでございますけれども、土曜日は持ち込みはできませんけれども、平日と日曜日の午前中、すべての品目の持ち込みが可能でございますので、御利用いただきたいと考えております。市民の皆様方には、これまで以上に、1カ所に集約されるということもございます。これまで以上に御説明を申し上げて、スムーズなごみの収集に努めてまいりたいと存じます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 今西議員。

議員（8番 今西 菊乃君） ことごとく御答弁がありました。まず1番目の不法投棄対策ですが、空き缶や空き瓶を道端の草むらの中に投げ込むというのは、これはもう本当に市民の意識改革というものが一番大事だと思います。市長が言われたように、この吉岐の島を3万人の屋敷だと、そういう感覚にみんながなれば、こういうことはないんですが、もう道、道路の脇も、今、きれいな道路はできているんですが、草刈りができておりません。枝等の伐採もできてないものだから、ついつい投げ込むわけです。わからないだろうと思って。そういう意識改革がどのようにやっていくかというのは、やっぱり生涯学習とか、そういうものの中でも頻繁にやっていかなければならないのじゃないかと思いますが、もっと一番問題になるのは、大きいごみ、粗大ごみを投げ込むのではないかと懸念されるわけです、一番。それで、持ち主の方も困られるわけです。ちょっと道路から入った山の中に投げ込まれる。監視パトロールの方が頻繁に回っておりますので、最近は何よりちょっと意識が上がったかなという気もするんですが、投げ込まれているところは、結構もうそこにばっかし投げ込んであるんです。そういうところに、監視カメラの設置ができないものか。そういうことは検討されていないのかです。あそこについてるよっていうだけで、やっぱりあそこには行かれんなと、そういう市民のまた考え方も変わるんじゃないかと。それを周期的に移動させるとか、そういうことを考えられていないのかをお尋ねいたします。

それと、2番目です。跡地の問題ですが、地元の御理解が得られないので、災害があったときなどの、大規模なときの一時的預かりということで御理解をいただいているということでありましたが、地元の理解がもらえないというのに、大きな理由は何なのか。今まではあったわけですから、それが、それを小型にしても、してもらえませんかといったときに、拒否をされた大きな理由は何なのかをお尋ねいたします。

3番目は、そのステーションをつくるということは、公民館の負担金も要るわけです。補助だけではできませんので。しかし、公民館が遠くて、公民館のステーションが非常に遠くて、高齢

者は持っていけないって方がかなりいらっしゃるんです。その対策をどうするかということを担当はお聞きしたかったんです。公民館に2つもつくって下さいよと言っても、なかなか公民館の運営のこともあるでしょうから、厳しいものがあると思うんですが、そこら辺をどう考えてあるかをお聞きしたかったわけです。

4番目は、生ごみです。これは市長、家庭、一般家庭の生ごみも堆肥化をするというお考えだとしていいわけですね。その処理方法は、大体、25年からってというようなことを考えてあるようですが、どういった形の処理方法をなされるのか。収集はもう、これはまた再度やらないと、いろいろ問題も出てくると思いますので、処理方法として、どういう処理方法を考えてあるのか。

そして、5番目のごみに対して、これに対して、一番言われるのが、苦情を言われる、困っているのが高齢者なんです。だから、高齢者にはもっと、少し手厚い、例えばお助け隊とか、ごみ助け隊をつくってもらおうとか、そういう細かな、もうちょっと細かな取り組みがなされないものかということをお尋ねいたします。

6番目が、公民館、自治会での説明会です。リサイクル推進委員さんあたりが、各公民館、自治会にいらっしゃると思うんですが、これも当時の役で、仕方なく受け持たれている方もいらっしゃると思うんです。それではなかなか出前講座というの、要請があればということでは、なかなか進んでいかないんじゃないかと思います。今はケーブルテレビもあるんですから、ケーブルテレビあたりで、もっと使って、説明もするとか、あとは一つこの前、私たちが行政視察で行った福山市なんかがおもしろいのは、生涯学習課を市長部局に機構改革して、生涯学習課を使っているなことをしてあるということだったんです。だから、そういった大きな機構改革をしても、もう少し高齢者とか、公民館周知に対して取り組めないものかと思っているわけですが、答弁がありましたら。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） お答えをいたします。

まず、監視カメラでございますけれども、やはりイタチごっこになるんじゃないかならうかと思っておりますし、場所も数もかなり上るんじゃないかと思っています。それこそ費用対効果ということちょっと考えさせていただきたいと思っています。今、それはしますよということにはならないと思っておるところでございます。

それから、ストックヤードなどのごみの保管場所に、今までの地域の方がどうして理解が得られないのかということでございますが、私は、このごみの集積場所というのは、余り皆さんが好まれない施設であると、こう認識しておるわけでございますが、今まで協力してきたんだと。もうよくないかという、そういったお気持ち強いというふうに理解をいたしておるところござ

います。

3点目のごみを、これは返事が、答弁がちょっとまずくて失礼いたしました。ごみを持っていけないという方々についてでございますけれども、これは5点目の粗大ごみにも含めてでございますけれども、今、具体策を持っておりません。おっしゃるように、お助け隊とか、そういった何か組織的なものができる、あるいは介護の認定を受けてある方は、例えばヘルパーさんなどでお願いができるわけでございますけれども、そうでない方については、今のところ、なかなかその方法がないということでございます。研究をさせていただきたいと思っております。

それから、その次が答弁が悪かったわけですね。生ごみについては、液肥化をしたいと。液肥の原料にしたいと、すると。したいじゃなくて、しますと理解をお願いしたいと思っております。

6点目につきましては、おっしゃるように、ケーブルテレビ、大いに利用しなきゃいけませんし、いわゆる環境衛生課だけの問題ではない。生涯学習であり、あるいは生涯学習で道徳的なことになるわけでございますけど、いろんなところで、やはりそのごみについては、いつも考える場所をつくるということは大事かと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 今西議員。

議員（8番 今西 菊乃君） はい、わかりました。監視カメラは、できればそういうことはしないで、皆さんが協力してくれる体制をつくるのが一番なんですけど、手始めとして、こういう方法もあるんじゃないかという、そこまで市はやらないといけないようになっていないかというような意識の改革に役に立てばと思って申し添えておりましたので、検討していただきたいと思っております。

2番目の跡地です。地元の方がもういい、もうごみはいいじゃないかと、今まで協力してきたんだということで御理解がいただけなかったと。だからできないということですね。

あと、3、4、5は、全部関連があるんです。一番は高齢者対策なんです。言われるように、介護保険適用してある方はいいんですが、すれすれのところの方が、ごみステーションまでにごみを持っていけない。遠くになるので困ったと言われるから、いや、それはごみステーションに出せばいいじゃないねと言ったら、ごみステーションまで行けないんだと。だから、今までも焼却場に持って行ってたんだと。車を借りて持っていったんだ。これが今度、芦辺のほうに持っていくようになると、遠くなるので、またそこに車賃が発生するとか、そういう介護保険の適用にならない方の本当に困ったお声が何人もから聞こえてきたものですので、高齢者に向けて、これからの取り組みというものはしていかなければならないんじゃないかと痛切に思いましたので、これも御検討をいただきたいと思っております。

生涯学習課という、今もうごみも保健も医療関係の講座も、本当はもうみんな生涯学習なんで

す。だから、生涯学習課って、生涯学習というものを機構改革あたりを考えてでも、ちゃんとやった方がいいんじゃないかなという気がいたしますので、今度、市長、当選なさいましたら、よろしくお願いいいたします。

それぐらいで、ごみに関しての、廃棄物に関する質問は終わりたいと思います。

議長（市山 繁君） 今西議員ちょっと、今西議員の持ち時間も20分ございますので、今西議員の2つ目の質問については、午後からお願いいたしたいと思いますが、よろございますか。続けてやりますか。

議員（8番 今西 菊乃君） そのまま私は構いませんが。皆さん、どうでしょう。

議長（市山 繁君） もういいですか、続けていいですか。（発言する者あり）じゃ、続行します。どうぞ。

議員（8番 今西 菊乃君） なるべく早く終わるように、教育長、答弁をよろしく、短くお願いいいたします。

大体は、この12月の議会に、同僚議員が教育長に対して、教育長の教育方針をしっかりと聞きたいというように申し出ておりましたので、あるものだと期待いたしておりましたら、ないようですので、かわりに私がではございませんが、給食関係に関してお尋ねをいたします。

学校給食での、食物アレルギー対策について、教育長にお尋ねをいたします。

近年、食物アレルギーの子供が、子供の増加が指摘されております。本市にも、調べてみますと、21人の子供さんが食物アレルギーで、15人が除去食の対応をなされているというふうに聞いております。食物アレルギーも一般的に多いのが乳製品、卵、そばだと思っておりますが、最近では小麦、大豆、そして甲殻類と、多種多様に増えております。どこの学校給食センターも、その対応が問題となって、その対策に苦慮していることだとはわかってはおりますが、子供を持つ親としては、非常に心配なところであります。

本市の学校給食センターも、今年9月より新しい施設ができて、近代的な設備の中で給食が行われておると思っております。ただ、1つだけ、大変残念だったなと思ったことがあります。それが、食物アレルギー対応の特別室、今、除去室と言われている分なんですけど、設計の段階で、設計図をちゃんと見せていただきましたが、その段階では、アレルギー対応の部屋であるということはわかっておりましたが、その広さ等がなかなかこれだけあるんだなという実感としてなかったわけです。それで、当然、代がえ食とすべて対応されるのだらうと思っておりました。しかし、できたものを、完成したのを見て、その狭隘さ、狭さに、本当にこれでできるのかなという思いがしたわけです。新しい最新式の施設ですので、別メニュー、代がえ食がとくれる設備が整った施設であることが当然だと思っておりました。しかし、できている部屋は狭くて、除去食だけでの対応でもやっとならないかというぐらいになっていると思います。検討委員会などが立

ち上げられて、検討をなされた上で設計をされたのだと思いますが、食物アレルギーの子供が増えている現在、代がえ食への取り組みが言われている中でございます。専門家としては、対応できるような設備はしておくべきであったろうと思いますが、教育長も御存じのように、この前、石田町での市政懇談会の中で父兄の方が話をされたように、甲殻アレルギーで、エビ、カニ、イカ、それをメインに使ってある分のメニューだと、それを除去すると、ほとんど食べるものがない、食べられるものがない。少しの野菜と汁だけだったというようなことで言われておりました。1人だけ、その方も弁当持参、メニューによって、献立によって弁当持参をなされる日もあるでしょうし、ほかの子供さんの中にも、弁当持参の方が、献立によって弁当を持参されている方がいらっしゃると思います。親としては、みんなと同じ給食が食べられるように、弁当を1人だけ持っていくのはふびんであると、いじめの対象になるんじゃないかというような心配があるわけです。それで、建設に当たって、検討委員会の中で代がえ食について、どのように検討をなされたのか。そして、現在、代がえ食が必要な子供への対応はどのようになされているのか。今後、どのような取り組みをされるのかをお尋ねいたします。

議長（市山 繁君） 教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

教育長（須藤 正人君） 8番、今西菊乃議員にお答えをいたします。

議員が申されますように、食物アレルギーの子供に対しまして、原因食材を含まない、いわゆる代がえ食というのが理想的であろうと考えております。

現在、学校給食におきまして、食物アレルギーの対応方法といたしまして、代がえ食、これはアレルギーの原因食材となる食材を除きまして、それにかわる品を加えて調理をする方法でございます。

その次が除去食、これはアレルギーの原因食材、原因となる食材を除いて調理した料理でございまして、除いた分につきましては、同じ献立内で、その子供さんに安全なものをプラスして提供しておるということでございます。

そして、3番目が献立表の成分表などを毎月保護者の方々に提供をいたすという、この3つになろうかと思っております。

現在、学校給食センターは、議員が申されますように、21名中15名に特定の食品、卵、エビ、カニ、イカ、タコについての除去食を提供いたしております。ここに至りますまでの対応の実際を少し話をさせていただきます。

まず、前の月に給食センターから学校を通じまして、保護者に資料を2部お渡しいたします。保護者は、資料の内容を検討いたしまして、除去食を食べるかどうか、通常食を食べるか、また、その量はどうか等をその資料に記入をいたしまして、1部を家庭の控えとして給食センター

に提出をいたします。給食センターでは、戻ってきた資料をもとにいたしまして、不明なところは家庭と連絡をとります。そのようにいたしまして、次の月の除去食の数を特定をいたします。そして、当日は、予定食数の除去食を調理をいたします。調理に当たりましては、特別の調理場で専用の調理器具を使いまして、特別食の担当者が調理に当たるということとなります。そのようにいたしまして、かなり慎重に除去食を実施させていただいております。

食物アレルギーの対応で何度も申し上げますけれども、代がえ食が一番最善であると思われま。学校給食が原因となりますアレルギー症状をいかに発症させないかのために、教育委員会、給食センター、学校、家庭、医療機関等が連携を図りまして、体制を整えて慎重に対応することが大切でございまして、現在、現状の把握に基づきまして、各関係者がそれぞれ専門の立場で協議をしながら、定期的にその見直しを図っていくという計画で作業を進めております。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 今西議員。

議員（8番 今西 菊乃君） 余り適切な回答じゃなかったと思うんですが、私は代がえ食ができるのか、できないのか、そのところをはっきり言ってもらえばよかったんですが、アレルギーというのは、やっぱり怖いもので、簡単にいかないところもあるとは思いますが、アレルギーの子供が非常に多くなっている現代なんです。それで、除去だけではなくて、代がえ食が、もう言われているときです。除去食はわかるんです。今でもあそこの中で、狭い部屋の中で除去食はなされております。アレルギーの原因になるものだけを取り除いて、ほかの野菜とかを増やしていくとか、そういうことはなされているんですが、それじゃ栄養が、せっかくの給食での栄養が偏ってしまうのじゃないか。何のための給食なんだって。ちゃんと栄養を考えた給食の献立がなされているはずなんですが、除去食の子は、そのところがほかの子供と同じようにいってない。特に、一番簡単なのが、牛乳です。乳製品。牛乳の多分代がえ食も吉野市はなされてないと思います。しかし、牛乳に含まれている栄養分、それを1日1個、1年間通したその分の栄養の摂取方法はどのように、そこまで考えてられない。ただ、アレルギーの子には、それは飲ませなくていい。1年間を通して牛乳が出た分だけのお金を返していく。そういうことで、今なされていると思うんですが、親としては、せっかく給食があるんだから、みんなと同じように、やっぱり栄養をとって、偏らないようにして、みんなと同じようにしてもらいたいというのが親の願いなんです。だから、その、そういうところまでの検討委員会の検討がなされていないで計画されたのかどうか、私はそのところが知りたかったわけです。給食に対して、給食センターの設立に対しては、そういう子がいることがわかっているその上での対応を置いての委員会ではなければならないと思ってたんですが、そのところが、検討委員会の中でどれだけ言われたのか、そのところをまず知りたいんですが。

議長（市山 繁君） 教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

教育長（須藤 正人君） 8番、今西菊乃議員にお答えをいたします。

アレルギー室につきましては、検討委員会で、壱岐の人口、また生徒の数等々を勘案いたしまして、現在の広さで約50人程度対応できるということで、あの広さになりました。

また、食物アレルギーの対策委員会につきましては、前回の議会で、その予算の御承認をいただきました。正式には、本年の12月16日に第1回の会を行いますけれども、その前に2度ほど、アレルギー対策委員会の準備委員会という名目で集まっていたかまして、それぞれの子供たちの症状を検討させていただいております。それで、除去食のみの対応で支障がないという判断をいたしました児童生徒につきましては、除去食をただいま展開をしておるところでございます。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 今西議員。

議員（8番 今西 菊乃君） すると、検討委員会では、今の広さで50人程度の除去食、代がえ食はできるというふうに判断をなされたらとっていいわけですね。

議長（市山 繁君） 教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

教育長（須藤 正人君） アレルギー対策委員会ではございませんで、給食センターをつくるときの検討会でございます。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

議員（8番 今西 菊乃君） もちろん建物を建てる時、この広さがあれば、50人程度はできるであろうということを認められて計画なされたものだと思いますので、この代がえ食をやろうと思えば、その広さで代がえ食がつくれるというふうにとってよろしいのでしょうか。

議長（市山 繁君） 教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

教育長（須藤 正人君） いろいろと条件がございまして、あらゆる条件の検討が必要かと思っております。あらゆるというのが、余りにも広過ぎまして、申しわけないんですが、専門的な人員の配置とかです。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

議員（8番 今西 菊乃君） 除去食に対しても、代がえ食に対しても、容器からいろんな問題が出てくるわけです。それは十分わかっているわけです。しかし、建物を建てる時の検討委員会も、それぐらいのことは認識なされて言われたのだと思います。だから、施設への問題がないのであれば、さきの9月の定例議会で、壱岐市小中学校の学校給食における食物アレルギー対策

委員会というものを、教育委員会の附属機関として設置をするように認めております。それに対して、総務委員会での意見の中に、協議内容は事後報告に終わらずに、効果的な協議の必要があるのではないかというような意見もつけております。だから、検討委員会での、多分これからアレルギーの子供に対しての検討委員会でありますので、いろいろ検討をなされると思うんですが、そのところを、後からここはこうじゃなかったがよかったんじゃないかというようなことがないように、ちゃんとした協議をさせていただきたいと思います。代がえ食、あの広さでは、そこに50人分もつくれるようになってますが、現実はおそこではつくれないと思います。絶対、牛乳が飛ばないようにしなければ、ちょっとした粉でも飛ばないようにしなければ、代がえ食というのは、非常に難しいところがあるんですが、あの中で、代がえ食がつくれるのかどうかということは非常に懸念されるところであります。

しかし、そういうことで結果が出ているわけですので、今回の食物アレルギー対策委員会の中では、その代がえ食についても、今後出てくる可能性もあります。また、子供は、児童数は減っても、アレルギーを持った子供というのは増えている現状の中で、そういうことをよく踏まえて検討をして、協議していただきたいということをお願いをいたしまして、質問を終わります。

〔今西 菊乃議員 一般質問席 降壇〕

議長（市山 繁君） 以上をもって、今西菊乃議員の一般質問を終わります。

議長（市山 繁君） ここで暫時休憩をいたします。再開を13時25分といたします。

午後0時25分休憩

午後1時25分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、1番、久保田恒憲議員の登壇をお願いします。

〔久保田恒憲議員 一般質問席 登壇〕

議員（1番 久保田恒憲君） 皆さん、お昼御飯はおいしかったですか。私、3項目に壱岐市のエネルギー対策についてという質問を入れてるんですけど、お昼御飯はおいしい弁当をいただきまして、しっかりエネルギーを補給して、この場に立っております。

それでは、1番、久保田が市長及び教育長に対して3項目の質問をあげております。できましたら、この質問の要旨は、具体的に記載することっていうふうに一般質問通告書に書いてありますように、具体的に書いておるつもりですので、復唱はなるべく避けていただきたいと、なるべく問答の中に時間をとりたいと思っております。よろしくをお願いします。

第1点、東日本大震災被災地復興支援活動の壱岐生き応援隊の活動報告は、子供たちにしたらどうかということです。もうちょっと具体的に言いますと、第2次の復興支援派遣隊が帰ってきました。これで1次、2次、壱岐市が取り組むボランティアの派遣という活動は一応終了をしたわけです。先ほど、第2次の報告も12月26日に文化ホールでやるというような通知が私どもに届けられましたが、過去3回、この関連でボランティア活動報告会というものがありました。それトータルしても、二十数名とか、非常に少ない一般の人たちしか集まっておりません。もちろん関係者が大部分を占めていることもありましたが、そういう反省を踏まえて、今回も活動報告会はされるわけですが、ぜひとも小中高校生、その子供たちに、壱岐市の人々がこのような活動をしているということを出向いて、何らかの時間を割いていただいて、その中に報告会をしたらどうだろうかという1つの提案をさせていただいております。

この件については、過去に少なかったのは、どういう状況で少なかったとか、呼びかけたけど、なかなか来てくれなかったとか、そういう過去のことは問いません。ぜひ、この貴重な体験をした近くの人々の声を子供たちに届けることこそが必要ではないかと、次代を担う子供たちにこそ、わかってほしいと思ってこの提案をしております。ですから、答えも、そのような機会を設ける、あるいは設ける必要はない、そのような具体的な答弁を市長、そして教育長に求めたいと思っております。

議長（市山 繁君） 久保田議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 1番、久保田恒憲議員の御質問にお答えいたします。

東日本大震災の復興支援活動壱岐生き応援隊の活動報告を子供らにということでございます。小中学生につきましては、教育長にその答弁を譲りたいと思っております。

いろいろ復唱するなということでもございましたけど、内容について少しだけ申し上げたいと思っております。

東日本大震災の復興支援のために長崎壱岐生き応援隊を2次にわたり派遣をいたしました。第1陣として6月28日から7月4日まで、宮城県の東松島市に24名の方と運転手2名、合計26名の方々に御参加をいただいたところでございます。第2陣としては、11月28日から12月4日までの7日間、運転手の方を含め16名に御参加をいただき、いずれも熱心に作業に取り組んでいただきました。大きな成果を残していただいたと思っております。被災地の復興はまだまだこれからという段階でございまして、災害ボランティアの皆様方はそれを直接肌で感じられ、また、現地の方々との触れ合いなどを通して、人のきずなというもの大切さを本当に感じてこられたと思っております。

その状況の中に、このような貴重な経験を多くの方々に伝えたいというその気持ちはもちろん

でございます、それには同じ考えでございます。

さて、これまで第2陣につきましては、来る12月26日に壱岐文化ホールで開催する予定にいたしておりますので、市民多くの方々の御参加をお願いしたいと思っている次第でございます。

また、議員がおっしゃるように、特に次代を担う小中高校生には、ともに支え合うことの大切さや、自分に何ができるかなどを考える機会を与えることは非常に大事なことだと考えております。私は、特に高校生にこのボランティアについて、参加をしていただきたいという願いから、夏休みに両高校に対して、高校生をお願いできませんか、バスを市で派遣いたしますという申し入れを行いました。残念ながら、学校の行事が詰まっております、それはかないませんでしたけれども、おっしゃるように、高校生については、ぜひこのような体験、このような体験ができれば、このような報告等々について、直接聞いてもらいたいという気持ちを持っております。その方法につきましては、また高校と御相談もしなければいけないと思っているところでございます。

ということで、報告の機会をつくっていきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

教育長（須藤 正人君） 1番、久保田恒憲議員にお答えをいたします。

子供たちが活動報告を聞くこと、非常に意義深いことだと思っております。児童生徒は多くの報道等でさまざまな情報を得ておりますが、顔見知りの方がおられる壱岐生き応援隊の方々の報告となると、目の色が変わると思います。より効果的な活動報告にするには、子供と保護者、父兄が同じところで聞くのが、家庭に帰っても同じ話題で話ができ、非常にいいと思っております。そのためには、12月26日の件は、学校に、学校便で各家庭に回す処置をとりたいと思います。そして、小学校、中学校現場での報告会といいますことにつきましては、各学校長にまず話を持っていきます。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 久保田議員。

議員（1番 久保田恒憲君） 早速、御解答をいただきました。今、教育長が言われたように、やはり地元の人たちが、近くのおじちゃん、おばさんでもできると。逆に、そういう人たちの活動こそが大切だっというようなことを伝えたいわけです。ボランティアは、特に今回の東日本大震災では、芸能人であるとか、スポーツ選手であるとか、派手な人たちのボランティアはマスコミでも取り上げられました。あるいは、大企業の人は何十億円寄附した、何億円寄附した。でも、何億円のお金があったって、それをそのお金を持っていっても、話にならないわけです。どうし

てもやはり人々が動く。まずは体を動かして支援をするちゅうことが大切なわけですから、逆にそういう人たち、たくさん多くの人たちがいってこそ、復興支援だっていうことをぜひ知って、伝えていきたいと、子供たちに。そういうふうに思っているわけです。

私の提案を待つまでもなく、そのようなことは考えられていたとは思いますが、もしかして考えていられなかったら、ちょっと時期を失ってしまうと、そういう思いで今回提案をさせていただきました。ぜひ今お答えをされたことを、早く実行に移していただきたいと思っております。特に、壱岐高については、ヒューマンハートクラブとかいうのがあるんです。だから、そういうところは間違いなく、向こうから要求が上がるのではないかと期待をしておるわけですが、ぜひしっかりした子供を壱岐から巣立たせるという、そういう意味で取り組んでいただければと思っております。

この件は、これで終わりとして、2番目。

6月の一般質問で提案しました夏の節電対策につながる緑のカーテンです。その取り組みを提案したところ、芦辺庁舎は既に取り組んでいると。ほかの庁舎についても取り組むということで、市長の回答をいただいております。ちょうどその提案をした後、いろんなテレビとかなんかを見ると、本当に多くの場所で緑のカーテンが取り上げられていました。私も、10月中旬の厚生常任委員会の研修で、公害を克服したことで有名な水俣市役所を訪れました。そうすると、水俣市役所の2階部分です。ざっと緑のカーテンが設けられた、もうそのときは季節柄、つるみtainのがありました。さすが環境モデル都市というふううたっているだけの市だなと思ったものです。

その後、京都のほうに、11月の上旬には広報特別委員会のやはり研修で、京都府を訪ねました。その京都府は、ヒートアイランド現象を抑えるために、屋上緑化、屋上に庭みtainなものをつくってしまして、そのデータをそろえて、その成果を発表されています。夏場、そういうヒートアイランドというか、緑化をしてないところのコンクリート面よりも、23度ぐらい低くなっていると。そのおかげで、屋上緑化の下の部屋は2度から3度、温度を下げることに成功していると。冬場は逆に1、2度暖かくなると。そういうことで、いわゆる暖房のエネルギー消費に役立っている。それを広く一般市民に公開している。あるいは、緑化の中に植える樹木も、一般市民から募集したり、京都の北山の景観を活かした芝生と盆栽のエリア等をつくったり、ボランティアグループの府民参画型のエリアをつくったり、試験も一緒にしようということで、京都府農業総合研究所の協力を得たり、そういうことで、ちゃんとした成果を上げておりますので、壱岐市としても、緑のカーテンの検証結果をもうされているのかなと思って、質問をしております。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 久保田議員の2番目の質問でございます。緑のカーテンの実施状況と検証についてということでございます。まず、芦辺庁舎におきましては、夏場の庁舎の節電対策といたしまして、緑のカーテンを実施しております。平成20年度から実施をしております、今年度4年目を迎えたところでございます。

その内容でございますけれども、正面北玄関側及び南側にプランターを設置いたしまして、ニガウリやアサガオの播種を行うことによりまして、緑のカーテンをつくり、節電対策を行ってきております。

成果でございますけれども、緑のカーテンは、建物の東側とか西側に設置することで朝夕の日差しを遮り、効果的ではございますけれども、御存じのように、芦辺庁舎は玄関が北向きになっておりまして、南側ではひさしがかなり長いということもございます。また、すべての、違いました。南側は駐車スペースとなっておりますので、すべての窓側に緑のカーテンを設置することはできておりません。1階部分は仕切りもなく、ワンフロアと広がっておりますので、効果的に庁舎全体の温度を下げるまでの効果を見ることはできませんでした。

郷ノ浦庁舎でございますけれども、会計課の東側並びに南側は日差しが強く、クーラーをつけましても窓側は30度ぐらいずっとあったわけでございます。今回、アサガオを植えて、日陰をつくりましたところ、温度が3度ぐらい下がったという結果が出ております。

また、このような緑を見るということは、清涼感を感じることが出来ますので、実際の温度以上に、私は効果があったと思っておるところでございます。

石田、勝本につきましては、石田町は残念ながら、石田庁舎は、残念ながら、スペースが非常になかったということ。それから、勝本庁舎は、北側を向いておるといようなことから、石田と勝本では実施をいたしておりません。

また、照明につきまして、合併当初から昼の休憩時の消灯等に取り組んでおります。職員の節電、温暖化対策に対する意識は上がっており、おもっていると思います。

この緑のカーテンそのものについて、2つの庁舎は実施していなかったということをご報告申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 久保田議員。

議員（1番 久保田恒憲君） 2つの庁舎で実施されてないというのは、私もいろいろ行きますから、わかってはいたんですけど、ただ、提案をして、取り組むときに、たしかその一般質問の中でもお話をしましたけど、できないところがあればとか、できることはないかとか、私、学校のお話もちょっとしたと思います。やはり、そういう状況が、例えば、庁舎2つはちょっと厳し

いなという市長の御意見を、どこかないかというようなことを、何かの会議に話をされたとしたら、例えば、学校はできますよとか、あるいはどこそこだったらできそうですねとか、そういう答えが返ってきて、次の夏につなげるとか、そういうことを期待して、今回、この質問をあげたわけです。ぜひとも、今後、そういうふうにとこそこができないからとか、設備上どうだっていうのは、一つの逃げなんです。自分が本当にやろうと思えば、やり方は幾らでもあるんじゃないかと私は思っております。

ですから、今後、またどちらにしる、こういうような省エネ対策というのは今後も続くわけですから、今回はちょっと取り組めなかった部分があるということで理解をしますけど、ぜひ今後は、そのような方向で進めていただきたいと思います。

この項はこれで結構です。

それでは、3番目、壱岐市のエネルギー対策について、この項目で少し時間がかかるかと思っておりますが、その中で 御存じのように、原子力発電所の事故による安全性確保のために、これからも節電の必要性は増加継続の道をたどることは間違いないと思います。そうすると、ガソリンとか灯油とか、そういう燃油の出番が増えてくるんじゃないかと思っているわけです。

ところが、御存じのように、離島の燃油は高いと。その高さは、当然壱岐市の経済においても、もちろん各家庭も含めて、非常に大きな負担となっています。その負担は、今後、逆に増えるんじゃないかと心配をしているわけです。じゃ、この燃油価格を下げることに、壱岐市独自、あるいは県とどうやって下げる対策がとれないのかどうかと考えるわけです。

そうしますと、3年ほど前、2008年ごろ、私も急いで情報を引っ張り出したんで、詳細なあれはないんですけど、離島のこういう燃油価格をどうかしなくちゃいけないんじゃないかということで、本県離島のガソリンはなぜ高いのかということで、県と対馬、壱岐、五島の県内離島4市町などで組織する県石油製品価格高騰対策緊急検討会議というものが開かれたようです。それをデータ的に民間シンクタンクの親和経済文化研究所に委託して行って、その価格構造調査などがまとまったと。そういう報告がなされて、何か進んでいるのかなと、そういうところをお尋ねしたくて、今回、この質問に盛り込んでおります。この後の追跡調査にちょっとまだ私も取りかかる時間はありませんでしたので、その3年前にやられたその対策が、現在どういうふうになっているのか。あるいは、これが例えば進んでなければ、壱岐市独自として、あるいはこの関係各機関との連携で、どのように進めていくのかということをお尋ねをしたいと思います。

2項です。福島原発事故でわかりますように、国土の狭い日本において、原発は不向きではないかと、これは私の個人的な見解ですけど、そのように考えているわけです。もちろんなぜ不向きかということ、それぞれに言い分がありまして、ただ、どうしても今の事故の対策を考えると、はっきり言って、広いところでも厳しい面があるのに、狭い日本の中で、一旦事故が起きると、

その終息に膨大な日数を要する、経費を要する、そして、最近あるインターネットのあれで、納得だなど思うのは、それにかかわる技術の高い人たちが追いついていかないと、事故が起きたときに。そういうもろもろの事情が出てきております。それに関して、やはりすぐ近くに玄海原発を抱える壱岐市として、やはり ともかかわってくるんですけど、壱岐市のエネルギー対策、そういうものを市長としてはどのようなお考えをお持ちかということが2項目の質問にしています。じゃ、この2点。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 3番目の質問でございます。壱岐市のエネルギー対策についてという御質問にお答えをいたします。

御存じのように、二十数円、30円ぐらい本土より高いわけでございます。御存じのように、本年5月からガソリン1リットル当たり7円の補助が出されております。それでも二十数円高いという状況にあるようでございます。

先ほど言われました3島の協議会、それについては、正直申し上げて、ちょっと質問の中になかったものですから、協議会がです。それは把握をしておりませんでした。ただ、それが進んでいないということは間違いないと思っております。ただ、私は、全国の離島振興協議会の副会長もしとるわけですけれども、その話の中で、実は隠岐の島がガソリンが150円とおっしゃるんです。私はびっくりしまして、うちは170円ですよということを申し上げましたところ、いろいろ工夫をなさいまして、150円の実現をなさっていらっしゃいます。それが可能かどうかは別にいたしまして、隠岐の島町からその資料をお送りいただきました。それをやはり研究して、隠岐の島で150円なのに、壱岐で150円の実現はできないのかということに、今後研究をしていきたいと思っているところでございます。

また、私は、少しポイントは外れるかもしれませんが、やはり人流、物流ともに、JR並みのコストを実現することが、この一つの燃油対策になると思っております。

そしてまた、現在、養蜂家の方々が、農事法人でございますけれども、耕作放棄地が活用型のバイオディーゼル燃料の計画をなさっておられます。壱岐市もこの年間24キロリットルの製造をなさるわけでございますけれども、このバイオディーゼル燃料を農業機械銀行で毎月200リットルから300リットルを利用するようにいたしております、これはリットル当たり120円ということでございますけれども、トラクターの改造の準備を進めております。やはりこういったものについても、研究をしていかなければならないと思っているところでございます。

原子力発電所、本当に議員は日本にふさわしくないと、こうおっしゃったわけですけれども、特に壱岐市については、24キロ離れております。今度、UPZで30キロ圏内ということさを

れましたので、積極的に発言、あるいは対策を講じることができるようになりました、壱岐は。しかしながら、今、2号機、3号機が休止をいたしております。間もなく1号機も4号機も休止をいたします。そのすべて休止になるわけでございますけれども、壱岐はもう逃げるところがないわけです、もし事故が起こった場合は。そういうことで、冒頭、行政報告で申し上げましたように、もし原子力発電所の発電機の再稼働については、極めて慎重な態度をとりたいと、今から発言をしていきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 久保田議員。

議員（1番 久保田恒憲君） 今、私は日本にとって、市長は壱岐にとって、ただ間違いなく、先ほど慎重って言いますか、反対であるというような態度を表明していただければと思っております。最近のニュースでもわかっておりますように、汚染水を、タンクがいっぱいになったから、海に流すしかないと言うたとたんに、漁協関係者が、冗談じゃないというように、もう既に流れている部分もあるわけです。例えば、玄界でもそうです。そしたら、日本全国、海に囲まれているわけですから、漁業は当然どこだって漁業をやられています。その中に流されるちゅうことは、それこそ漁業そのものの致命的なダメージを与えます。やはり、事故が起きた場合に、除染して、除染したものをどこに持っていかで、今、悩んでいるように、原子力発電そのものが、やはり非常に今後、取り組むべきではないエネルギー政策ではないかと思っているわけです。

ですから、もうぜひ反対というような表明をしていただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 明確に反対をしております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 久保田議員。

議員（1番 久保田恒憲君） もう一つ最後に、実は、この通告書にはなかったんですけど、ボランティアで壱岐市もボランティアを派遣しておりますこの東日本大震災が日本各地に非常に危機管理ということで問題を投げかけております。先日の、これは長崎新聞ですけど、県議会で、一般質問である議員が、大災害のときに必要となる食料品とか飲み物とか、そういう物資の備蓄は県内どのくらいのところがちゃんと備えているのかなという質問に対して、県内21市町村のうち、9市町が備えていないことがわかったと。その中に、残念ながら、壱岐市も含まれているというようなことが載っております。そうなりますと、せっかく、ボランティアを派遣して、そのようなことに非常に興味を持っている壱岐市において、備えができてないということは、ちょ

っとせっかくの機会を、何かマイナスイメージになるというようなことで、ぜひこちらのほうも、なぜそういうことになったのか、あるいは、ちょっと備えようと思ったけど、間に合わなかったのか、その辺の点を市長にお尋ねしたいと思います。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 4番目の質問の災害時の物資の備蓄についてということでございますが、その前に、先ほどの答弁で、申し上げるのがちょっと不足しておりましたので、沓岐市のエネルギーの独自の手法はということでございますが、追加して、実は、長崎県下で太陽光発電に対する補助、13市中9市が実施をいたしております。沓岐市はその実施をしてない4市に入っております。したがって、太陽光発電の普及について、考えなければいけないということをおもっておりますので、申し上げておきたいと思っております。

それから4番目の質問でございますけれども、今月5日の県議会の一般質問におきまして、災害時の物資の備蓄を全くしていない市町村が9市町あるという答弁がなされました。新聞各社においても、そのような報道がなされました。その中に沓岐市も入っております。しかしながら、本市においては、食料は備蓄をいたしておりませんけれども、災害避難者用の毛布は備蓄しております。なぜこういう報道になったかと申しますと、県からの調査、これ6月と11月にあっておりますけれども、担当部署間の連携及び確認がなされないままに、物資の備蓄はなしという回答をしたことによりまして、このような結果になっておるところでございます。今後、このような不手際が起こらないように注意を促したところでございます。

災害時の物資の備蓄状況については、6月定例議会におきまして、鵜瀬議員の一般質問に対して、以下のように答弁をいたしております。

非常用水、飲料水につきましては、保管場所等の確保が難しいこともございまして、備蓄は行わず、市内で流通する物資を調達するようにいたしておりましたが、東日本大震災の検証のもとに、備蓄のあり方を再検討してまいります。また、本市は農産物、水産物とも自給自足のできる島でございます。食料を地元で調達できることは大きな強みであります。沓岐独自の居住環境を最大限に活かし、食料の備蓄は必要のない災害に強い島としてのまちづくりを進めてまいりたいと考えております。毛布の備蓄状況につきましては、旧町の自主避難8施設に190枚保管しておりますと、お答えをしたところでございます。

毛布の備蓄につきましては、8施設、沓岐文化ホール、かざはや、勝本文化センター、湯本出張所、芦辺地区公民館、箱崎地区公民館、那賀地区公民館、石田農村環境改善センターに、合計で190枚備蓄をいたしておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 久保田議員。

議員（1番 久保田恒憲君） 大体、経緯はわかりましたが、障害者等を受け入れる施設、例えば介助が必要な避難者が、その人たちを受け入れる施設というのは、何か指定をしないとイケないようなんです。そういうところの福祉避難所という指定も吉岐市はとられていないと。もちろん、このような取り組みもあわせて、早急にさせていただきたいと思いますが、危機管理、ハザードマップも最近ケーブルテレビで市長室へようこそかなんかで、ハザードマップの説明をよくされてます。しかし、こういうハザードマップはそうだけど、実際に備蓄がなされていないということは、それこそ大きな欠点があるわけです。

この備蓄してない9つの市を見たところ、対馬とか北松の小値賀とか新上五島とか、やはり余り今まで大きな災害に遭ってないとかこのように思われます。島原であるとか、長崎であるとか、火砕流で大きな被害を受けたとか、大水害で受けたとかいうところは、やはりそれなりのちゃんと考えをして対応をしているっていうことだと思います。そういう面では、先ほど言いましたように、今まではそうであったかもしれないけど、東日本大震災が起きて、吉岐市も何かかわらなくちゃいけないということで、ボランティア隊も派遣したと。じゃ、足元はと。そういうことは、ぜひ考えていくことが大切ではないかと思っております。私が言うんじゃないくて、行政執行のプロの人たちの集まりですから、そういうところまでしっかり気を回していただけたらよかったのになと思っておるわけです。この点について、市長の見解をお願いします。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 議員おっしゃいます福祉避難所、これは豪雨や津波、地震といった大きな災害が起こったときに、介護の必要な方や高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児、病人のうち、特別な配慮を必要とする人たちを一時受け入れてケアする施設が福祉避難所とされておるわけでございまして、吉岐市はバリアフリー機能を備えた福祉避難所の施設が指定はございません。これにつきましても、議員御指摘のことを十分踏まえて、検討してまいりたいと思っております。

それから、備蓄をしていないということでございます。食料等でございますけれども、これにつきましても、流通備蓄をいたしたいと思っております。スーパーや地元商店街との協定につきましても、現在、締結はしておりませんが、農協、漁協等も含めて、協定締結を予定しております。先ほど申します流通備蓄ということでやりたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 久保田議員。

議員（1番 久保田恒憲君） その流通備蓄をぜひしっかりと検討していただきたいと。といいますのは、先ほど市長の回答にありました吉岐は自給自足のできる島だからとか、スーパーにう

まく持ち寄ればというような考えもあるんですけど、例えば台風が二、三日台風が来たら、もうスーパーもパン屋さんも、全然ありませんよね、パンも。そういうことで、品物によっては、そういうように自給自足なんてできないところもあるんです。結局、原料が来なければパンだって焼けないわけですから。

もう一つ、自給自足ができて、すぐに地元の人はいいですけど、やはりスーパーしか頼れない人がいるわけです。例えば転勤して来られた人たちとか、そういう人たちのところは、地元になじみがないから、それこそスーパーとかお店が頼りなわけです。そういうところに常にどんどん品物が、そういう緊急事態でも回るようにしていただかないと、自給自足ができることはどうってことないけど、そうじゃないところはかつえるちゅうですか、そういう事態に陥る可能性があるわけです。やはり人とのつき合いが、地域がまとまってるところはいいけど、そうじゃない、業種的にそうじゃないところもあるわけですから、そういうところも考えて、やはりスーパーならスーパー、農協のどこならどこって、そういうふうにわかりやすいような啓蒙をさせていただいて、そういうシステムを皆さんに知らせていくと、そういうふうにしていった方がいいんじゃないかと思いますけど、どうでしょうか。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 久保田議員の御提案も含めて、研究をしていきたいと思えます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 久保田議員。

議員（1番 久保田恒憲君） もっといろいろお話をしたかったですけど、今回は回答を的確にいただきましたので、これで終わりたいと思えます。

以上です。

〔久保田恒憲議員 一般質問席 降壇〕

議長（市山 繁君） 以上をもって、久保田恒憲議員の一般質問を終わります。

議長（市山 繁君） ここで、暫時休憩をいたします。再開を14時15分といたします。

午後2時05分休憩

午後2時15分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、13番、鵜瀬和博議員の登壇をお願いします。

〔鵜瀬 和博議員 一般質問席 登壇〕

議員（13番 鵜瀬 和博君） 本日のトリでもあり、今回の一般質問のトリでありますし、2011年の一般質問のトリでありますので、ぜひ皆さん方、市長を初め、簡潔な御答弁をお願いしたいと思います。

それでは、通告に従いまして、壱岐市長に対し、13番、鵜瀬和博が質問をさせていただきます。

大きく1点、小さくすると2点ほどになりますが、特に遊休公共施設活用についてということで、平成23年、今年の3月の一般質問後の進捗状況と本庁舎整備についてお尋ねをいたします。

それでは、まずは統廃合後の学校跡地活用についての進捗状況についてお尋ねをいたします。この跡地活用については、先ほどの同僚議員からもありましたが、市政懇談会あたりでもいろいろと質問があったようでございます。

4月に中学校が統廃合されまして、新しい中学校がスタートして、約9カ月ほどたっております。子供たちもおおむね打ち解けて、順調に行っているとお聞きをしております。

廃校となる学校施設跡地の今後の管理及び活用につきましては、統廃合準備委員会の総務部学校施設跡地利用検討部会で協議をされましたが、これまでの経過及び協議結果については、昨年度各戸に配布されましたリーフレット、「伝統を胸に、共に未来へ」に掲載をされておりました。念のため確認のために再度確認をしたいと思います。旧渡良中学校、旧沼津中学校、旧初山中学校の活用としては、各公民館長が地域の意見を集約され、地区民センター、道の駅、カルチャーセンター、学童保育など、そして旧鯨伏中学校は、校舎の利用は特になく、体育館、運動場を鯨伏地区民の施設として、旧箱崎中学校は、校舎東側の増築部分とランチルーム棟を学童保育の施設として、旧那賀中学校もランチルーム棟を利用し、芦辺町の両校とも体育館、運動場は教育委員会の管理とし、運動場にナイター設備を要望されております。市長も3月の一般質問の折に、これらの要望をぜひ尊重したいとの考えでありました。その後、この要望内容について、変更はないのか、お尋ねをいたします。

総括的に見れば、体育館、運動場は従来どおり、教育委員会で管理するようですが、今後、地元と具体的な施設利用と管理運営はどのようになっているのか、教育長にお尋ねをいたします。

続きまして、校舎活用について、検討状況と今後の展望についてお尋ねいたします。

これも、3月の折に御提案をさせていただいております。全国的な例といたしまして、社会体育施設、社会教育施設、体験交流施設、文化施設、老人福祉施設、保育所などの児童福祉施設、民間企業の工場やIT関連の施設、事務所など、さまざまとなっております。

これからもわかるように、校舎そのものの活用につきましては、教育委員会というより、まちづくり地域間も含めて、交流施設などとしての役割を果たすことが多いため、私としては、市長

部局ではないかと考えております。

また、校舎本体の今後の活用及び展望はあるのかと質問したところ、市長は、御提案をしてくださるといつも言われるので、具体的な事例を提案し、御答弁をいただきましたので、その後の進捗状況についてお尋ねをいたします。

まず最初に、瀬戸内海の直島、豊島のように、学校を専門学校生や大学生、アーティストに開放して、展示発表など、芸術文化の新たな発信基地として活用してはどうか。また、壱岐の島づくりや商店街の活性化について、調査研究をされている大学のサテライトゼミなどとして活用し、さらに優秀な研究については、市の施策に反映するなどしてはどうかという提案をさせていただいたところ、市長は、離島地域の観光物産などにより、地域振興、医療、生活向上などの課題に積極的に取り組み、活力ある個性豊かな地域社会の形成・発展に寄与することを目的として、長崎大学と連携協定の調印を行っている。大学との連携を図りながら、その研究の成果を地域の課題解決や施策への反映に活かしていきたい。学校跡地の空き施設があれば、大学の調査研究等への利用も可能であり、積極的に大学との連携も図っていききたいと答弁をされておりますが、その後の進捗状況についてお尋ねをいたします。

また、今後の活用について、アイデアを文部科学省の～未来につなごう～「みんなの廃校」プロジェクトに登録すれば、地方公共団体と活用希望者のマッチングをホームページにて掲載し、紹介してくれるので、全国的にアイデアを公募してはどうかという点と、活用についての予算として、農林水産省や厚生労働省の補助メニューもあるので、研究してみてもどうかという御提案に対して、市長は、いろいろな提案に対し、選択肢について順応したいとのことでしたが、研究成果はどのようになったのか、お尋ねをいたします。

また、2年以上休止しているサンドーム壱岐の今後の活用については、リニューアルする壱岐島荘、特別養護老人ホームをあわせた湯本地区の将来的な展望として、温泉を活用した島内で多い高齢者などのリハビリや予防施設に用途がえをしてはどうか。そして、湯本地区をそれらによって福祉ゾーンとして考えてみてはどうかという提案に対し、市長は、すばらしい自然景観と温泉という財産があるので、湯本地区全体として発展させたい。非公式ではあるが、湯本の方々や、温泉の方々や介護施設関係者の方にサンドームの活用について打診をしているとのことでしたが、その後、どのようになっているのかお尋ねをいたします。

また、3月の時点では、市独自の新たな具体的定住促進支援策がない中、定住促進の一環として、独身者の若者は市営住宅には入居できず、住宅確保に大変苦慮をしております。平成21年度まで満65歳未満の方で壱岐に定住するためにUIターン者の事前調査用の田舎暮らし体験施設として、家具等つきで1週間から90日間貸し出しを行っていた県職員公舎の田ノ上第1アパートを独身専用の政策住宅として活用させてもらってはどうかに対し、市長は、県営住宅の活

用を県と協議し、政策的な面で試験的に実施できるよう、要綱も含め検討し、今後提案できるようにしたいとのことだったが、県との協議も含め、進捗状況をお聞かせいただきたい。

そして、学校跡地の活用の一部として、2点目に、本庁舎整備についてお尋ねをいたします。

本庁舎整備については、これまで同僚議員の質問でもありましたが、平成22年9月議会での同僚議員の一般質問において、経過として、平成18年の壱岐市庁舎建設懇話会の答申では、財政状況を考慮し、新庁舎を建設せず、既存の庁舎を有効活用する、本庁分散方式が望ましいとして、平成19年1月1日より実施し、現在に至っております。

しかし、各庁舎については、郷ノ浦庁舎が昭和50年、勝本庁舎が昭和48年、芦辺庁舎が昭和54年、石田庁舎が昭和47年建築し、それぞれ増改築を繰り返し、老朽化に伴いまして、修理費等も増加をしております。

このような中、市長も業務の効率化、また、現庁舎の状況等を考慮すれば、庁舎建設が一番の合理化であると認識をされ、言いかえれば、集約しないと行財政改革はおぼつかない。今後、新庁舎の建設については、検討しなければならない時期が来ていると発言をされております。

しかし、その発言以来、今日まで1年以上が経過しますが、この件については何も進展しているように感じません。壱岐市総合計画後期基本計画が平成22年3月に見直し策定されております。その中の効率的な行財政の充実の主要施策として、本庁舎建設については、庁舎建設審議委員会（仮称）を立ち上げ、行政の中核となる庁舎を整備するとあります。また、整備に当たっては、合併特例債事業の庁舎建設事業として計画予定をされております。しかし、これまでの合併特例債の借入れ時期期限が平成25年までとなっておりましたが、政府は11月1日の閣僚会議におきまして、東日本大震災の被災地復興のために、被災地は10年、被災地以外については5年、発行期限を延長する特例法改正案を閣議決定しているようです。大方平成30年までには発行延長になる見込みじゃないかと思えます。

そこで、現状の分庁方式の検証と防災計画の中核施設として、本庁舎を建設するのか、またはその学校跡地を活用して使うのか、施設周辺の影響も含め、建設用地選定などについても早期に庁舎建設審議委員会（仮称）を立ち上げ、市民サービスの低下にならないように、じっくりと細部にわたり、検討協議するべきと考えますが、市長の考えをお聞かせください。

以上で、答弁次第では再度、再質問をさせていただきます。

議長（市山 繁君） 教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

教育長（須藤 正人君） 13番、鵜瀬和博議員にお答えをさせていただきます。

中学校の廃校後の学校施設跡地の利用につきましては、議員が申されるとおりでございます。

また、陶芸サークルの活動がっております。これは生涯学習の場といたしまして、引き続き

御利用をいただいております。

それと加えまして、一時的な書庫、倉庫としての活用も計画をしております。

そのほか地域からの御要望も上がっておりますけれども、御存じのように、廃校中学校の校舎につきましては、耐震診断を行っておりません。すぐに人的な施設としての利用をすることができないと考えておりますし、利用を計画することになれば、耐震診断を行いまして、それに伴います耐震補強工事と屋根、外壁等の改修等が前提となってまいります。

しかしながら、廃校学校の中には、老朽化が進みまして、危険な校舎もございます。また、防犯上からも問題点があるものもございます。これら老朽化が進み、危険な校舎につきましては、解体をしまして、跡地の有効利用を模索することも必要と考えております。

以上のようなことを含めまして、教育委員会と市長部局と活用方法を引き続き検討してまいりたいと思います。

特に、グラウンドの整備等々につきましては、地域力活用事業が取り込めるものではないのかという模索をやっていきたいと思っております。

次に、議員御指摘の専門学校、芸術文化施設等としての発信基地としての活用、一般公募や国の各種補助メニューについてでございますけれども、事例といたしまして、文部科学省の「みんなの廃校プロジェクト」によります専門学校、福祉施設としての活用、また、農林水産省の補助事業を活用いたしました、廃校校舎を活用した体験交流施設等がございます。また、議員お話の長崎大学との連携強化につきましては、非常に彦根市といたしましても連携協定を結んでおります。一支国博物館といたしましては、長崎大学のボランティアグループを常時受け入れておるといこともございますので、新たな方向に進むべき事項だと思っております。廃校校舎が大学教育の専門施設として利用することができるかどうかの調査をする必要もあるのではないかと考えておりますが、教育委員会と市長部局が今後、検討を行いまして、いい方向に進めていきたいと思っております。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 13番、鶴瀬和博議員の御質問にお答えをいたします。

平成23年最後のトリの質問として、一番厳しい御質問をいただきました。今年3月の議会での結果はどうかということでございます。これにつきましては、正直申し上げて、余り進んでいないということを率直に申し上げます。

校舎活用につきまして、大学、専門家、アーティストに開放して、展示、発表など、どうかということでございます。まさにそのとおりだと、そういうふうにしたいと思っております。その情

報の発信の仕方等々について、具体的に私が指示していないということもございますけれども、そういったこと等々について、やはり現在、地域と大学との連携推進会議設置要綱というのが長崎県でつくっております、行政は長崎県、そして県内各市及び町でございます。大学としましては、県内8大学、県内4短期大学、そして佐世保高専といった13校との連携がございまして、壱岐市は長崎大学と連携する協定を結んでおります。離島地域の振興やまちづくり、活力をはぐくむ人材の育成、子育てや教育及び医療や生活の向上に関し、連携し、協力する、こういうふうには協定は結んでおりますものの、実際には動いてないというのが現状でございます。これにつきましては、おわびを申し上げたいと思っております次第でございます。

また、次のアンテナゼミなどの活用、これについても、正直申し上げて、今のところまだ手つかずのままでございます。壱岐の島づくりや商店街の活性化等についての研究調査をするということをお願いしております。先ほどの連携協定に基づいて、早急に大学等との動きを進めたいと思っております。

次に、2年以上休止しているサンドーム壱岐の今後の活用についてということでございます。

これについては、以前お話をいたしましたように、地元の温泉街の旅館の方々、商店組合ですか、お話をいたしました。なかなか制約等もございまして、先に進まないというのが現状でございます。今、そしてサンドームにつきましては、正直申し上げて、普通のいろんな多機能に使えるような構造になってないということが、ひとつ大きなやはり欠点でございまして、入りましたら、吹き抜けがぱんとありまして、非常に空調等々につきましても、非常に難しいという面もございます。今、正直申し上げて、1件の方から相談が来ております。具体的にはまだわかりませんので申し上げませんが、1件来ております。

いずれにしても、福岡西方沖地震で水道関係が破損もいたしておりますし、その修理も含めてでございますけれども、何とか活用を考えたいと思っております。

現在、国民宿舎壱岐島荘の改修工事完成までの期間、仮事務所として、雨天球技場の利用管理事務所とあわせて、現在利用しているところでございます。本来の目的であります若者の定住化を促進するための地域間、世代間に魅力ある交流の場を提供し、市民の福祉の向上及び地域の振興に資するという目的を達成できるように、なるべく早く再開をいたしたいと思っております。

次に、田ノ上住宅の活用の県の施設の活用状況でございますけれども、U、Iターン者及び独身者住宅対策について、田ノ上住宅の活用について検討するとしておりました。本住宅は、本年4月から7月にかけて、県からの貸与を受けまして、壱岐市民病院において、島外からの派遣看護師等の住居対策として活用をいたしました。その後、現在、県職員が入居しております、引き続き2年程度入居される見込みであるということでございます。市内では、県公舎にあきがあるものは、現時点でないということでございます。

議員御提案のU、Iターン者を含む単身者が入居可能な住宅の必要性、これにつきましても研究をするということをございましたけれども、やはり独身者を入れるということについては、かなりのやはり需要があると思っておるところをございまして、そのような対応に十分対応できるかという問題もございまして、これにつきましては、引き続き研究をさせていただきたいと思っております。

ただ、一つ申し上げておきたいと思いますが、県営住宅は、例えば6戸ありましても、1人でも県の職員がおれば、あと5つ余りとっても、それは貸せないんだという仕組みになっておるところをございまして、あいてるからそこにということにはならないということをお聞いているところをございます。

それから、これは御参考でございませうけれども、田舎暮らしの体験につきましては、旅館法でだめだということをお申し上げましたけれども、U、Iターン者につきましては、空き家の対応をしたいと思っておるわけをございませうけれども、空き家の方々は、貸すよりも売りたいという方がほとんどをございまして、なかなか空き家を貸すという方がいらっしゃらないというのが吉岐の現状でございませう。

そしてまた、吉岐にお見えになるIターンしたいという方は、住居プラス仕事とおっしゃるんです。その仕事がなかなかないということ。それから、貸すといいませうと、空き家は3万から6万と、貸すほうはおっしゃるんですけど、借る人は1万円ぐらいという要望の方が多いということで、ミスマッチといいませうか、アンマッチといいませうか、非常にその仕事が合わないということもございませう。

また、仕事を求めてこられるという方が多ございまして、非常にIターンの方に対する対応が難しいという状況にございませう。

次に、庁舎の建設でございませうけれども、平成22年9月、昨年9月にそういう時期に来ているということをお申し上げました。そのときは、今、議員おっしゃるように、平成25年度までが合併特例債の借入れ期間でございませうけれども、平成30年まで伸びそうでございませう。ほぼ確実だと思っておりますけれども、そうなりますと、庁舎の建築というのは、補助も何もないわけをございまして、この合併特例債で建てるのが、もう一番いいと、私は思っております。この5年間延んだ中で、やはり平成30年までには建てる、建築をするような方向で進むことが、私は吉岐の市民の皆さんの利益にかなうものと思っております。

そういった意味で、前回は平成25年までには間に合わないからということをお申し上げましたけれども、今回は間に合うようでございませうから、その話をする時期に、本当に近まったと思っております。

ただ、私の任期はあと4カ月でございませうので、その後の話になるかと思っておるところでございませう。

ざいます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 鵜瀬議員。

議員（13番 鵜瀬 和博君） まず、1点目の学校施設の跡地の利用については、先ほど私が言った点と、あと陶芸サークルの活用、そして一時的には倉庫、書庫として活用していると。それで、老朽化している分については、危険なところについては、早急につぶしたい、解体をしたい。そして、利用可能なアイデア等ができた場合については、耐震補強も含めて、再度検討をしたいということによろしいですね。

それで、今回、教育長が言われました市長部局と一緒に協議をしているということですが、どなたがトップで、どなたを委員長なり、その協議会のトップにされているのか、その体制について、再度お尋ねをいたします。

そしてまた、市長が、私の提案については、なかなか厳しいもんがあって、動いてないと、早急に再度研究をして動きたいということでしたので、ぜひそれはもうそのようにしていただきたいんですが、私は思うんですけど、このたび、4月1日から、理事制から、要は課長制から部長制にされた。これは、社会の情勢の変化に伴う新たな行政課題について協議をしていくということ。しかも、そのまま市民のニーズに、多様するニーズに効率的な体制を構築するためということで、それで提案があって、議会のほうも、それはもうそのとおりだろうということで承認をして、今、部長制でされております。

一般質問の折に、市長がいろいろ答弁をされると、これは当然トップですから、決断をされて、答弁をされるわけですが、その答弁後の振り分けについては、どなたがされてるのか、市長の、責任を持って、例えば、今回の私の提案が何点かありますけども、この点について、これは企画振興部やってくれよと、この内容については、まずは、大体一般質問の前に管理職会議というのがあっては知っています。こういった形でだれが答弁するか、どこの部署かというのはありますけども、一般質問後、市長が答弁されたことについて、各課、各部において、どういうふうに指示がされているのかその点についてお尋ねいたします。

唯一の課長制から部長制にしたというのは、責任の所在をはっきりするということと、わかりやすさと、組織の透明性ということでされておりますけども、その点、今回、こういった形で、余り3月の時点とそう変わってない状況ですので、その点について、組織的な分についてお尋ねいたします。

また、今回、庁舎の問題については、市長も今言われましたとおり、あと5年合併特例債が延びるよう、多分延びるだろうと思いますけど、それに対応して、5年あるわけですから、今回のこの庁舎の問題については、大変デリケートな課題と思います。

というのが、今、分庁方式で、各町それぞれに庁舎があって、その点でいろんな利点、利点と
いうか、メリット、デメリットがあるわけですが、その辺も含めて検証していかないと、これに
はかなり時間がかかるんじゃないかなと思いますんで、市長は当選後にぜひしたいということで
すから、ぜひそれはしていただきたいと。そして、特に思うのが、今回のいろんな12月でいる
いる御提案をさせていただいておりますが、今、執行側はほとんどこの3月で退職をされます。
ということで、ぜひ今いらっしゃる部長たちには、必ず今回、議会でいろんな提案があったか
と思うんですが、道筋をつけていただいて、退職をしていただくようお願いをしておきます。そ
の点も含めて、代表ということで、市長にも御意見をお聞きしたいと思います。よろしくお願
いします。

議長（市山 繁君） 教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

教育長（須藤 正人君） 鵜瀬議員にお答えをいたします。

教育委員会と市長部局とのプロジェクトの件でございますが、教育委員会は、教育長私
がその窓口となります。市長部局は、副市長が窓口となります。また、財政担当、管財担当の係員も
当然そのプロジェクトに入ってくるようになります。このプロジェクトの代表といたしましては、
副市長が適任であろうかと思っておりますけれども、教育長は副市長に常に従いまして、努力を
させていただきます。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 一般質問後のその行政の遂行の振り分けの担当は副市長でございます。

そして、また2点目の何人かの部長が退職するというところでございますけれども、行政とい
うのは、人間でいうものではございませんで、その業務は継続というのがもう原則でございます。
おっしゃるように、ちゃんとした引き継ぎをして、職を辞していただきたいと思っておる
ところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 鵜瀬議員。

議員（13番 鵜瀬 和博君） 廃校後の跡地利用についてのプロジェクトチームと考えると
いいんですか。今、教育長の答弁では、教育委員会と市長部局では副市長と、副市長をトップとし
て、財政を含めてされてるわけですが、教育長の認識では、市長部局の副市長がトップだろうと
いうことですので、副市長は一般質問の後の振り分けも大変でしょうし、いろいろと大変でお忙
しいとは思いますが、やっぱりいろいろ提案をしてくれという、市長からお願いがあった上で、

我々も提案を、いろいろ調べながら提案をさせていただいております。そうした中で、市長が常日ごろから言われるスピードアップという部分では、今回、半年以上たつわけですが、何ら変わっておらんかったと。そのチェック機能である副市長がトップである一般質問後の対応についてのチェック機能が甘いんじゃないかということをお指摘をしておきます。

というのは、ひいては、政策評価を今されております。これはあくまでも今の事業の中での政策をされてるわけですが、これから今、自治体間、今日の観光行政でも出ていましたが、自治体同士の競争になってきております。今までは画一化で、みんななかよくやろうやということで、交付税とも出ておりますけども、やっぱりこれからは災害もありましたし、どこにどういうふう重点的にお金をいただくかという部分をするためには、お金ではなくて、やっぱりアイデアが必要になってくると思うんです。だから、いろんな形でアイデアを応募しながら、それをアイデアを募るだけではなくて、それを具体的に検証なりして行って、形にしていくという部分の実行力という、常日ごろ皆さん言われておるPDCAです。この辺も含めて、今後、必要に、市の行政としては必要になってくるんじゃないかなと思うんです。

今回、跡地の利用については、副市長がトップということですので、それでは市長のお許しをいただければ、副市長にちょっとお尋ねをしたいと思うんですが、今、内部的に学校の跡地活用については、協議をされております、関係部署の中で。

今後、例えば一般的にどういった活用があるかという部分について、公募するなり、若い職員の意見を聞くなり、そういった部分の意見徴収をする予定があるのかなのか、その辺についてお尋ねをいたします。

議長（市山 繁君） 副市長。

〔副市長兼病院部長（久田 賢一君） 登壇〕

副市長兼病院部長（久田 賢一君） 鵜瀬議員の質問にお答えいたします。

跡地活用につきましては、一応、地元のほうから、一応要望等があつてきております。まずそれを最優先で一応、検討いたしたいと思っております。

その次に、必要であれば、部内等でどういう活用方法があるかについて研究をしていきたいと思っております。

〔副市長兼病院部長（久田 賢一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 鵜瀬議員。

議員（13番 鵜瀬 和博君） 今、副市長が答弁されたことについては、3月の時点で市長が審議会で受けた要望については尊重するということでしたので、それはもう当然でございます。

あとは、その残った空き施設、ほとんど校舎については、使われないわけですから、その点についてもあわせて、今日も話があつておりました光ケーブルも全島めぐって、そして島外と相違

なく、差異なく、インターネット環境があるわけですから、その企業誘致も含めた場合に、そういったのも考えながらしていかないと、もう一番最良の公有地でありますし、何をつくるにしても、吉岐市の一存で土地の使用についてはできるわけですが、周りについての同意も必要と思えますけど、一番広大な土地でありますので、その点については早急にしていかなないと、今はいいですけど、ここ5年で多分東北の被災振興にかなりのお金が行くと思うんです。そうした場合に、限られた予算の中でやっていくしかないんで、やっぱりそういった部分を早めに手をつけて、手を挙げないと、来るお金も来ないような状況になりますんで、ぜひあわせて、今後の活用も含めて、その検討委員会の中で協議をいただきたいと思えますけど、どうでしょうか、市長。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 議員がおっしゃるように、財政的な問題、これはやっぱり日本じゅうが今から相当厳しくなると思っています。そういった意味で、チャンスを逃すということは非常に吉岐市にとってマイナスでございますので、今、おっしゃったことについて、この跡地の活用について、早急に結論を出す、出したいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 鵜瀬議員。

議員（13番 鵜瀬 和博君） それでは、サンドームの活用について、再度お尋ねをいたします。

先ほど市長の御答弁では、1件相談が来ているということですがけれども、これは指定管理者としての相談なのか、または払下げてほしいというような相談なのか、言える範囲で結構ですので、その点をお尋ねをいたします。

そして、また現況に戻すためにどれぐらいの費用がかかるのかというのがわかりますか。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 相談内容については、まだ具体的に話すまでになっておりません。

それから、水道につきましては、今、以前はずっとコンクリートの中をはっていたわけですがけれども、それをもう一度、はつってということは考えられませんので、露出配管になると思っています。もし修理をするならばです。露出配管をして、そして何と申しますか、電気のコードのカバーのようなやつをして、目立たなくするという方法をとりたいと思っております。

しかし、それでも千万円台の金がかかると思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 鵜瀬議員。

議員（13番 鵜瀬 和博君） 今回、廃校施設とサンドームについてお話をしましたが、じつととしても劣化は始まるんです。だから、どの時点でどういう方向に行くかというのを、やはり市長の任期中にでも方向性を出していただいて、次につなげていただくようにしていかないと、多々補修費がかかりますから、逆に古くなれば、今まで借り手があった部分も借り手がなくなるといような状況も考えられます。ぜひそれは、ここにおそろいの管理職の皆さんで、市長を筆頭に考えていただいて、3月までにいい御答弁がいただけることを楽しみにしております。

また、庁舎の問題については、市長が言われました。ぜひ将来的には合併特例債のうちに建てたいということですので、その方向で、今のうちから調査委員会なり、そういうのをつくっていただいて、調査をしていかないと、これはかなり5つあるものが1つになるわけですから、最終的には、今回、究極を言いますと、ワンフロア化が出ておりますけど、どうせ建てるなら、もう県と一緒に合同庁舎を建てた方がいいんじゃないかと。そうしたら、もうワンフロアも何もなくてきるわけですから、その辺等もありますので、ぜひあとこれはちょっと考えたんですけど、例えば4庁舎が1つになるわけですから、それぞれの以前も同僚議員からもあってましたが、窓口を、地域からなくすというのはなかなか厳しいと思いますんで、漁協や農協、郵便局等の窓口の間借りをさせていただいて、収納業務もありますから、そういった部分で対応が、少人数でできないものかも含めて、ぜひ協議をしていただければいいんじゃないでしょうか。そして、今は光ファイバーもありますので、テレビ窓口というか、テレビ電話による総合窓口化というのもありますし、いろんな面で光ファイバーを使った部分の活用という部分は広がると思います。

ただ、そこに忘れてはいけないのが、やっぱり人の温もりという部分を必ず、もう全部機械じゃなくて、人も配置する中で、極力化、効率化に向かうための協議をしていただきたいと思いますので、その庁舎の協議について、市長のお考えを再度お尋ねいたします。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） いろいろすばらしいアイデアを今、披瀝されましたけれども、庁舎の建設の委員会に入れたいと思っております。その前に、私がいろいろ申し上げることは適当でないと思っておる次第でございます。

ただ、今おっしゃるように、いろんな考え方があると思っておりますし、これは100年の大計で考えなきゃいけないものだと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 鵜瀬議員。

議員（13番 鵜瀬 和博君） ぜひ、最初のほう、市長が言われた意気込みを持って、今後も頑張ってくださいと思いますんで、ぜひ市長のリーダーシップを期待して、そしてそれに取

り巻く部長の皆さん方の市長に対する御支援も期待しながら、私の一般質問を終わりたいと思います。ぜひ3月は期待しておりますので、ぜひ部長たち、よろしくお願いします。

〔鵜瀬 和博議員 一般質問席 降壇〕

議長（市山 繁君） 以上をもって、鵜瀬和博議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

・

議長（市山 繁君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は12月16日金曜日午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさんでした。

午後2時57分散会

平成23年第4回定例会 吉 岐 市 議 会 会 議 録 (第4日)

議事日程 (第4号)

平成23年12月16日 午前10時00分開議

日程第1	議案第85号	吉岐市自給肥料供給センター条例の一部改正についての訂正の件	保健環境部長 説明 質疑なし・許可
議事日程 (第4号の追加第1)			
日程第1	議案第82号	吉岐市クリーンセンター条例の制定について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第2	議案第83号	吉岐市汚泥再生処理センター条例の制定について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第3	議案第84号	吉岐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第4	議案第85号	吉岐市自給肥料供給センター条例の一部改正について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第5	議案第86号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域変更について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第6	議案第87号	平成23年度吉岐市一般会計補正予算 (第8号)	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第7	議案第88号	平成23年度吉岐市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第3号)	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第8	議案第89号	平成23年度吉岐市介護保険事業特別会計補正予算 (第2号)	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第9	議案第90号	平成23年度吉岐市簡易水道事業特別会計補正予算 (第3号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第10	議案第91号	平成23年度吉岐市下水道事業特別会計補正予算 (第2号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第11	議案第92号	平成23年度吉岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算 (第2号)	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第12	議案第93号	平成23年度吉岐市三島航路事業特別会計補正予算 (第2号)	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第13	議案第94号	平成23年度吉岐市農業機械銀行特別会計補正予算 (第2号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第14	議案第95号	平成23年度吉岐市病院事業会計補正予算 (第2号)	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第15	議案第96号	平成23年度吉岐市水道事業会計補正予算 (第1号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決

日程第16	陳情第3号	郵政改革法案の早期成立を求める陳情	総務文教常任委員長報告・採択 本会議・採択
日程第17	陳情第4号	吉岐市の奨学金貸与制度の改善を求める陳情	総務文教常任委員長報告・不採択 本会議・不採択
日程第18	陳情第5号	義務教育費国庫負担制度の堅持に関する陳情	総務文教常任委員長報告・採択 本会議・採択
日程第19	議案第97号	八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の変更について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第20	請願第2号	長崎県吉岐振興局水産課と吉岐市水産課の執務室共同化に関する請願	総務文教常任委員長報告・不採択 本会議・不採択
日程第21	請願第3号	B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書採択の請願	厚生常任委員長報告・採択 本会議・採択
日程第22	発議第4号	指定外来種等による生態系等に係る被害の防止に関する条例の制定について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第23	発議第9号	吉岐市議会基本条例の制定について	提出議員 説明、質疑なし 委員会付託省略、可決
日程第24	発議第10号	吉岐市議会議員定数条例の一部改正について	提出議員 説明、質疑なし 委員会付託省略、可決
日程第25	発議第11号	郵政改革法案の早期成立を求める意見書の提出について	提出議員 説明、質疑なし 委員会付託省略、可決
日程第26	発議第12号	義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について	提出議員 説明、質疑なし 委員会付託省略、可決
日程第27	発議第13号	B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書の提出について	提出議員 説明、質疑なし 委員会付託省略、可決
日程第28	委員会の閉会中の継続審査及び継続調査申し出の件		申し出のとおり決定

本日の会議に付した事件
(議事日程第4号に同じ)

出席議員(19名)

1番 久保田恒憲君	2番 呼子 好君
3番 音嶋 正吾君	4番 町田 光浩君
5番 小金丸益明君	6番 深見 義輝君
7番 町田 正一君	8番 今西 菊乃君
9番 市山 和幸君	10番 田原 輝男君
11番 豊坂 敏文君	13番 鷓瀬 和博君

14番 榊原 伸君
15番 久間 進君
16番 大久保洪昭君
17番 瀬戸口和幸君
18番 牧永 護君
19番 中田 恭一君
20番 市山 繁君

欠席議員（1名）

12番 中村出征雄君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 松本 陽治君 事務局次長 米村 和久君
事務局係長 吉井 弘二君 事務局書記 村部 茂君

説明のため出席した者の職氏名

市長 白川 博一君 副市長兼病院部長 久田 賢一君
教育長 須藤 正人君 総務部長 堤 賢治君
企画振興部長 浦 哲郎君 市民部長 山内 達君
保健環境部長 山口 壽美君 建設部長 後藤 満雄君
農林水産部長 榊崎 文雄君 教育次長 村田 正明君
消防本部消防長 松本 力君 総務課長 久間 博喜君
財政課長 川原 裕喜君 病院管理課長 左野 健治君
会計管理者 宇野木眞智子君

午前10時00分開議

議長（市山 繁君） 皆さん、おはようございます。

中村出征雄議員から欠席の届けがっております。ただいまの出席議員は19名であり、定足数に達しております。

ただいまから、議事日程表第4号により本日の会議を開きます。

議事に入る前に報告いたします。各常任委員会、議会運営委員会及び議会広報特別委員会の各委員会から行政調査の報告書が提出されており、お手元に配付しておりますので御高覧お願いいたします。

日程第1・議案第85号

議長（市山 繁君） 日程第1、議案第85号吉岐市自給肥料供給センター条例の一部改正についての訂正の件を議題といたします。

訂正の理由の説明を求めます。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 本日の提出議案につきましては、担当部長より説明させますのでどうぞよろしく申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 山口保健環境部長。

〔保健環境部長（山口 壽美君） 登壇〕

保健環境部長（山口 壽美君） 議案書に下記の誤りがありましたので訂正くださいますようお願いをいたします。

議案名といたしまして議案第85号吉岐市自給肥料供給センター条例の一部改正について、訂正箇所でございますが、附則に誤りがございました。「この条例は平成23年4月1日から施行する」となっておりますが、正式には「この条例は平成24年4月1日から施行する」でございます。訂正方御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

〔保健環境部長（山口 壽美君） 降壇〕

議長（市山 繁君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がないようですから、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第85号吉岐市自給肥料供給センター条例の一部改正についての訂正の件を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。したがって、議案第85号吉岐市自給肥料供給センター条例の一部改正についての訂正の件については許可することに決定しました。

お諮りいたします。本日の議事日程に議事日程表第4号の追加第1を追加したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。したがって、本日の議事日程に議事日程表第4号の追加第1を追加することに決定いたしました。

追加日程第1．議案第82号～追加日程第22．発議第4号

議長（市山 繁君） それでは、日程第1、議案第82号苓崎市クリーンセンター条例の制定についてから日程第22、発議第4号指定外来種等による生態系等に係る被害の防止に関する条例の制定についてまで22件を一括議題といたします。

本案の審査は各委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果について、各委員長から報告を求めます。初めに総務文教常任委員長の報告を求めます。今西菊乃総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長（今西 菊乃君） 登壇〕

総務文教常任委員長（今西 菊乃君） 委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、苓崎市議会会議規則第103条の規定により報告します。

議案第93号平成23年度苓崎市三島航路事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。

委員会審査報告書。本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、苓崎市議会会議規則第136条の規定により報告します。

請願第2号平成23年12月7日付託、件名、長崎県苓岐振興局水産課と苓崎市水産課の執務室共同化に関する請願、審査の結果、不採択とすべきもの。

不採択とすべきものとなった理由、業務の不都合が生じるという請願の趣旨は理解する。しかし、水産課所管の産業建設常任委員会との連合審査を行い協議した結果、本請願は「庁舎一本化が求められる中で、これ以上の分庁は認めない」という議会の方針に反するものである。

委員会審査報告書。本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、苓崎市議会会議規則第138条の規定により報告します。

陳情第3号平成23年9月9日付託、郵政改革法案の早期成立を求める陳情、審査の結果、採択すべきもの、委員会の意見、なし、措置、意見書提出。

陳情第4号平成23年12月7日付託、苓岐市の奨学金貸与制度の改善を求める陳情、審査の結果、不採択すべきもの、委員会の意見、なし、措置、なし。

陳情第5号平成23年12月7日付託、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する陳情、審査の結果、採択すべきもの、委員会の意見、なし、措置、意見書提出。

不採択とすべきものとなった理由、陳情第4号苓岐市の奨学金貸与制度の改善を求める陳情、将来を担う未来の子供たちの進学環境を良好にしたいという陳情の趣旨は十分に理解する。審査の中で、併給に関しては貸与金額を下げても貸与してはどうかとの意見も出た。

しかし、厳しい社会情勢の中、日本学生支援機構や県育英会では卒業後に返還できず未収金が増大している。市の奨学金についても、近年、電話連絡や督促を頻繁に行わないと回収できない状況である。未収金が増えれば原資が不足し、次世代への貸与ができなくなるため、併給による

多額の貸与は避けるべきである。また、選考基準が緩やかで多少利息はあるが貸与額の選択幅が広い他の公的な奨学金制度等を有効利用してもらいたい。

以上です。

議長（市山 繁君） これから、総務文教常任委員長の報告に対し質疑を行います。なお、委員長の報告に対する質疑は、審査の経過と結果であり、議案内容について提出者に質疑することはできませんので、申し上げておきます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで総務文教常任委員長の報告を終わります。

〔総務文教常任委員長（今西 菊乃君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 次に、厚生常任委員長の報告を求めます。町田正一厚生常任委員長。

〔厚生常任委員長（町田 正一君） 登壇〕

厚生常任委員長（町田 正一君） 委員会審査報告書。本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第103条の規定により報告します。

議案第82号壱岐市クリーンセンター条例の制定について、原案可決。議案第83号壱岐市汚泥再生処理センター条例の制定について、原案可決。議案第84号壱岐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、原案可決。議案第85号壱岐市自給肥料供給センター条例の一部改正について、原案可決。議案第88号平成23年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決。議案第89号平成23年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。議案第92号平成23年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。議案第95号平成23年度壱岐市病院事業会計補正予算（第2号）、原案可決。

委員会の意見としまして、議案第84号、議案第85号の条例の一部改正については、原案どおり可決するも、一方でこれまで収集業務の民間業者、管理組合雇用者のうち19名が職を失うこととなります。施設を一元化することで効率化が進められているとはいえ、市内の雇用状況は厳しく、すぐに職を見つけられる状況にはない。この人たちが業務を環境管理組合に一本化される場合の委託費とは別枠で雇用対策として何らかの職業斡旋（臨時等）をされることを要望いたします。

議案第85号で、自給肥料供給センターが勝本町に一本化されます。石田、芦辺、勝本に加え、郷ノ浦も液肥の供給がなされるようになります。パキューム車を4台から7台に増やすとはいえ、利用者に対してサービスが低下しないようにすることをあわせて強く要望いたします。

同様に本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第136条の規定により報告します。

請願第3号B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書採択の請願、審査の結果、採決すべきもの、委員会の意見、なし、措置として意見書の提出を予定しております。

以上であります。

議長（市山 繁君） これから、厚生常任委員長の報告に対し質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで厚生常任委員長の報告を終わります。

〔厚生常任委員長（町田 正一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。田原輝男産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長（田原 輝男君） 登壇〕

産業建設常任委員長（田原 輝男君） それでは委員会審査報告をいたします。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、吉崎市議会会議規則第103条の規定により報告いたします。

議案番号、議案第86号あらたに生じた土地の確認及び字の区域変更について、原案可決でございます。議案第90号平成23年度吉崎市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決。議案第91号平成23年度吉崎市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。議案第94号平成23年度吉崎市農業機械銀行特別会計補正予算（第2号）、原案可決。議案第96号平成23年度吉崎市水道事業会計補正予算（第1号）、原案可決。議案第97号八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の変更について、原案可決。

発議について御報告をいたします。本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、吉崎市議会会議規則第103条の規定により報告いたします。

発議第4号指定外来種等による生態系等に係る被害の防止に関する条例の制定について、審査の結果、修正案可決といたしました。

委員会の意見といたしましては、この条例は平成23年6月27日の本会議で閉会中継続審査の取り扱いとされたものであります。その後、閉会中も真摯に検討がなされ、去る12月12日の委員会では活発な質疑応答が交わされるなど、慎重かつ熱心な審査を行いました結果、お手元に配付の報告書に記載のとおり、附則中の施行期日を平成23年8月1日から平成24年4月1日に修正の上、可決すべきものとなったわけでございます。

以上です。

議長（市山 繁君） これから、産業建設常任委員長の報告に対し質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

〔産業建設常任委員長（田原 輝男君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。中田恭一予算特別委員長。

〔予算特別委員長（中田 恭一君） 登壇〕

予算特別委員長（中田 恭一君） 委員会審査報告書。本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、吉岐市議会会議規則第103条の規定により報告をいたします。

議案第87号平成23年度吉岐市一般会計補正予算（第8号）について、原案可決でございます。

以上です。

議長（市山 繁君） これから、予算特別委員長の報告に対し質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで予算特別委員長の報告を終わります。

〔予算特別委員長（中田 恭一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 以上で各常任委員会の報告を終わります。

これから議案第82号吉岐市クリーンセンター条例の制定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第82号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第82号吉岐市クリーンセンター条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第83号吉岐市汚泥再生処理センター条例の制定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第83号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第 8 3 号 吉岐市汚泥再生処理センター条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 8 4 号 吉岐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 8 4 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第 8 4 号 吉岐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 8 5 号 吉岐市自給肥料供給センター条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 8 5 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第 8 5 号 吉岐市自給肥料供給センター条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 8 6 号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域変更について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 8 6 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第 8 6 号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域変更については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 8 7 号 平成 2 3 年度 吉岐市一般会計補正予算（第 8 号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 87 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第 87 号平成 23 年度壱岐市一般会計補正予算（第 8 号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 88 号平成 23 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 88 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第 88 号平成 23 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 89 号平成 23 年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 89 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第 89 号平成 23 年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 90 号平成 23 年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 90 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第 90 号平成 23 年度壱岐市簡易水道事業

特別会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第91号平成23年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第2号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第91号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第91号平成23年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第92号平成23年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第92号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第92号平成23年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第93号平成23年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第2号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第93号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第93号平成23年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第94号平成23年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第2号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第94号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第94号平成23年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第95号平成23年度壱岐市病院事業会計補正予算（第2号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第95号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第95号平成23年度壱岐市病院事業会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第96号平成23年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第96号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第96号平成23年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、陳情第3号郵政改革法案の早期成立を求める陳情に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、陳情第3号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択すべきものです。本案は、委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、陳情第3号郵政改革法案の早期成立を求める陳

情は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、陳情第4号壱岐市の奨学金貸与制度の改善を求める陳情に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、陳情第4号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は不採択すべきものです。よって、この陳情について採決いたします。陳情第4号壱岐市の奨学金貸与制度の改善を求める陳情について、採択することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立少数です。よって、陳情第4号壱岐市の奨学金貸与制度の改善を求める陳情は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第5号義務教育費国庫負担制度の堅持に関する陳情に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、陳情第5号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択すべきものです。本案は、委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、陳情第5号義務教育費国庫負担制度の堅持に関する陳情は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、議案第97号八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の変更について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第97号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第97号八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の変更については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第2号長崎県壱岐振興局水産課と壱岐市水産課の執務室共同化に関する請願に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、請願第2号を採決します。この採決は起立によって行います。この請願に対する委員長の報告は不採択すべきものです。よって、この請願について採決いたします。請願第2号長崎県壱岐振興局水産課と壱岐市水産課の執務室共同化に関する請願について、採択することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立少数です。よって、請願第2号長崎県壱岐振興局水産課と壱岐市水産課の執務室共同化に関する請願は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第3号B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書採択の請願に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、請願第3号を採決します。この採決は起立によって行います。この請願に対する委員長の報告は採択すべきものです。本案は、委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、請願第3号B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書採択の請願は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、発議第4号指定外来種等による生態系等に係る被害の防止に関する条例の制定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議第4号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は修正であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、発議第4号指定外来種等による生態系等に係る被害の防止に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

追加日程第23．発議第9号

議長（市山 繁君） 日程第23、発議第9号壱岐市議会基本条例の制定についてを議題とします。

提出議案の説明を求めます。5番、小金丸益明議員。

〔提出議員（小金丸益明君） 登壇〕

提出議員（5番 小金丸益明君） 発議第9号、平成23年12月16日、本日提出でございます。

吉岐市議会議長市山繁様。提出者、吉岐市議会議員小金丸益明、賛成者、同、町田光浩、鶴瀬和博。

吉岐市議会基本条例の制定について、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び吉岐市議会会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由、議会の公平性、透明性並びに独自性を確保することにより、市民に開かれた議会及び市民参加を推進する議会を目指して、議会運営の基本事項を定め、議会の役割と活動の指針を明確にするためのものがございます。

それでは、条例制定の内容について御説明いたします。平成23年第1回定例会において、議会改革検討特別委員会の設置を決議し、副議長を委員長とし、総務文教、厚生、産業建設の各常任委員会の正副委員長を選任し、7名の委員で構成をし、議会基本条例を制定するという方向性を持って会議を重ね協議をまいりました。

去る9月、議会本会議において、改革委員会の協議結果を報告し、全員協議会でも議論を重ね、条例案を決定し、今回提案するに至った次第であります。

また、議会が市民に開かれた議会を推進し、議会運営の基本事項を定め、議会の役割と活動の指針を明確にするため、本条例を提案するものであります。

吉岐市議会基本条例について、若干御説明を申し上げます。

第1条は、市民の負託に的確にこたえ、市政の発展に寄与することを目的と規定いたしております。

第2条は、議会活動原則。

第3条は、議員の活動原則を規定いたしております。

第4条では、定例会を年1回とし会期を通年とすることを規定。

第5条は、情報公開と市民参加の推進に関すること。

第6条は、議員及び市民が自由に意見を交換するため、議会報告会を行うことを規定。

第7条は、議会広報の充実で、議会だよりだけでなく、さまざまな広報手段により、市民が議会と市政に関心を持ってもらうことを規定いたしております。

第8条は、市長等と議会及び議員の関係で、論点や争点を明確にするため、市長等が逆に質問できる反問権を規定いたしております。

第9条では、市長による政策等の形成過程の説明を求めることを規定。

第10条は、予算及び決算における政策説明資料の作成を求めることを規定。

第11条は、専決処分の指定及び報告で、議会の権限に属する軽易な事項について、専決処分ができることを規定いたしております。

第12条は、議決事項の定めで、地方自治法第96条第2項の規定に基づく議決事件を定めております。

第13条は、附帯決議内容に関する事後の状況や議会に報告する義務があることを規定いたしております。

第14条は、自由討議による合意形成で、議員相互間の自由討議により、多様な意見を出し、合意形成に努めるとともに、市民に対し説明責任を果たすことを規定いたしております。

第15条は、議員研修の充実強化に関すること。

第16条は、議会図書室の利用。

第17条では、議会事務局の体制整備を規定。

第18条は、議員定数に関すること。

第19条は、議員報酬に関すること。

第20条は、議員の政治倫理に関することを規定いたしております。

第21条は、この条例が最高規範であることを規定。

第22条は、議会及び議員の責務で、条例、規則等を遵守して議会を運営し、市民に対する責任を果たす規定を定めております。

第23条では、見直し手続で、この条例の目的が達成されているかを、議会運営委員会で検討することを規定。

附則といたしまして、この条例の施行日を来年平成24年1月1日とする。

また、この条例の制定により、2項で吉崎市議会定例会条例を廃止することを定めております。

以上で説明を終わりますが、議員各位におかれましては、本条例の目的達成のため、御賛同をいただきますようよろしくお願いいたします。

議長（市山 繁君） ただいま小金丸議員から趣旨説明についてございました。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで発議第9号についての質疑を終わります。

〔提出議員（小金丸益明君） 降壇〕

議長（市山 繁君） お諮りいたします。発議第9号は会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、発議第 9 号 壱岐市議会基本条例の制定については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議第 9 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、発議第 9 号 壱岐市議会基本条例の制定については、原案のとおり可決されました。

追加日程第 2 4 . 発議第 1 0 号

議長（市山 繁君） 次に、日程第 2 4、発議第 1 0 号 壱岐市議会議員の定数条例の一部改正についてを議題といたします。

提出議案の説明を求めます。5 番、小金丸益明議員。

〔提出議員（小金丸益明君） 登壇〕

提出議員（5 番 小金丸益明君） 発議第 1 0 号、平成 2 3 年 1 2 月 1 6 日、本日提出でございます。

壱岐市議会議長市山繁様。提出者、壱岐市議会議員小金丸益明、賛成者、同、町田光浩、鶴瀬和博。

壱岐市議会議員定数条例の一部改正について、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第 1 1 2 条及び壱岐市議会会議規則第 1 4 条の規定により提出します。

提案理由、壱岐市の今後の財政状況、人口動態から判断し、議員定数を削減する。

壱岐市議会議員定数条例の一部を改正する条例、壱岐市議会議員定数条例（平成 2 0 年壱岐市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

本則中「2 0 人」を「1 6 人」に改める。

附則、この条例は公布の日から施行し、同日以後初めてその期日が告示される一般選挙から適用する。

以上でございます。

議長（市山 繁君） ただいま小金丸議員より趣旨説明がございました。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで発議第 1 0 号についての質疑を終わります。

す。

〔提出議員（小金丸益明君） 降壇〕

議長（市山 繁君） お諮りいたします。発議第10号は会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、発議第10号壱岐市議会議員定数条例の一部改正については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議第10号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、発議第10号壱岐市議会議員定数条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

追加日程第25 . 発議第11号

議長（市山 繁君） 次に、日程第25、発議第11号郵政改革法案の早期成立を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出議案の説明を求めます。19番、中田恭一議員。

〔提出議員（中田 恭一君） 登壇〕

提出議員（19番 中田 恭一君） 発議第11号、平成23年12月16日、壱岐市議会議長市山繁様。提出者、壱岐市議会議員中田恭一、賛成者、同じく、呼子好、同じく、榊原伸。

郵政改革法案の早期成立を求める意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり壱岐市議会会議規則第14条の規定により提出します。

意見書案を朗読をしまして説明にかえさせていただきます。

郵政改革法案の早期成立を求める意見書（案）。

これまで郵便局は、地域社会において「情報」「安心」「交流」の拠点としての役割を担っており、特に過疎地域を抱える当壱岐市においては、地域住民の利便性の増進等に大きく貢献してきた。しかし、平成19年10月郵政民営化法に基づき、郵便、貯金、保険の郵政三事業は民営、分社化され、郵便外務員に貯金、保険の取り扱いを依頼できない郵便局への郵便の問い合わせができない、各種手数料が上がった等、利便性向上をうたう法の趣旨に逆行するさまざまなサービ

スタウンが生じ、地域住民から不満の声が多く寄せられている。

また、現行法には郵便事業は全国一律のサービスを維持することが明記されているが、金融ユニバーサルサービスは担保されてないため、将来的に貯金、保険を提供できない郵便局があらわれ、公益性、地域性を失われるおそれがある。当市において、金融機関が郵便局のみという地域が多数あり、住民生活にとって死活問題であると懸念している。これらの不満、不安を解消するため、昨年4月郵政改革法案が閣議決定され、通常国会に提出されたが、以後、秋の臨時国会、さきの通常国会とまだ成立しておらず、たなざらしの状態が続いている。この間、郵便事業における経営不安も報道されているところである。全国2万4千郵便局ネットワークは国民共有の財産であり、生活に必要不可欠なライフラインでもある。それを今後も維持し、さらに地域社会が有効活用していくためにも、一刻も早く郵政改革法案を成立するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成23年12月16日、長崎県壱岐市議会、提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、郵政改革担当大臣。

以上です。

議長（市山 繁君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで発議第11号についての質疑を終わります。

〔提出議員（中田 恭一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） お諮りいたします。発議第11号は会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、発議第11号郵政改革法案の早期成立を求める意見書の提出については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議第11号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、発議第11号郵政改革法案の早期成立を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

追加日程第 26 . 発議第 12 号

議長（市山 繁君） 次に、日程第 26、発議第 12 号義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出議案の説明を求めます。8 番、今西菊乃議員。

〔提出議員（今西 菊乃君） 登壇〕

提出議員（8 番 今西 菊乃君） 発議第 12 号、平成 23 年 12 月 16 日、吉野市議会議長市山繁様。提出者、吉野市議会議員今西菊乃、賛成者、吉野市議会議員、久間進、同じく、中田恭一。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり吉野市議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）。

義務教育の国庫負担制度は、憲法の保障する「等しく教育を受ける権利」あるいは「教育を受けさせる義務」の基本的理念を具現化するため、国が必要な経費を負担することによって、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る制度であり、現行教育制度の重要な根幹となっています。

義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等と義務教育無償の原則として、子供たちが等しく教育を受けることができるように制定されました。義務教育費国庫負担制度は国として最低保障するものであり、すべての国民に対して妥当な規模と内容の義務教育を保障することは、憲法からも要請されている国の重要な責務であります。

今日教育が抱えている課題を解決するためには、地域や子供の状況を踏まえ、多様な教育活動が推進できるよう当該者である学校や市町村教育委員会が主体的に運営できる仕組みに改善することが差し迫った課題です。しかし、平成 18（2006）年度において、義務教育費国庫負担制度は堅持されたものの、義務教育費の国負担率は 2 分の 1 から 3 分の 1 に下げられました。また、政府は平成 24（2012）年度には「地域主権推進大綱」で義務教育にかかわる補助金は除外するものの、補助金の一括交付金化を進める予定です。仮に義務教育費が一括交付金化された場合、他の目的に流用される可能性が高まり、自治体により教育水準の低下を招きかねません。

現在、義務教育費国庫負担金が減額された分は地方交付税で措置されています。平成 23（2011）年度予算の地方交付税は約 17.4 兆円（前年度比 2.8% 増）で、国庫負担率変更前の水準に戻っていますが、一括交付金化を見越した地方交付税の増額であり、義務教育にとって恒久的に安定した財源とはいえないのが現状です。全国的な教育水準を確保し、安定した地方財政を構築するために、国におかれましては義務教育費国庫負担率を 2 分の 1 に復元することを含め、義務教育費国庫負担制度を堅持されるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成23年12月16日、長崎県壱岐市議会、提出先、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣。

以上です。

議長（市山 繁君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで発議第12号についての質疑を終わります。

〔提出議員（今西 菊乃君） 降壇〕

議長（市山 繁君） お諮りいたします。発議第12号は会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、発議第12号義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議第12号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、発議第12号義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

追加日程第27．発議第13号

議長（市山 繁君） 次に、日程第27、発議第13号B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出議案の説明を求めます。7番、町田正一議員。

〔提出議員（町田 正一君） 登壇〕

提出議員（7番 町田 正一君） 発議第13号B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり壱岐市議会会議規則第14条の規定により提出します。

提出者、壱岐市議会議員町田正一、賛成者、同、市山 和幸、同、鵜瀬和博。

B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書（案）。

我が国には、B型・C型肝炎感染者・患者が350万人いると推定され、その大半は血液製剤の投与、輸血、注射針・筒の使い回しなどの医療行為による感染が原因とされる。このような感染被害の拡大を招いたことに対する「国の責任」と、肝炎患者救済の責務が明記された肝炎対策基本法が平成22年1月施行された。しかし、今なお感染被害は償われず、多くの患者が肝炎の進行と高い医療費負担などに苦しめられ、毎日約120人も肝炎患者が亡くなっている。「薬害肝炎救済特別措置法」による裁判で救済された薬害C型肝炎患者はほんの一握りで、大半が提訴すらできず、C型肝炎患者の9割以上を占める注射針の使い回しや輸血が原因の患者、遺族に対する救済の仕組みはできていない。集団予防接種が原因で感染したB型肝炎患者については、平成23年6月に和解が成立したが、母子感染ではないとの証明など、救済条件を満たして裁判による和解、救済が可能な患者は数万人とされ、立証できない大多数の患者は救済の対象外に置かれている。

このように、現行法によって法的救済、補償を受けられる患者はごく一部であり、すべてのB型・C型肝炎患者に対して、国が感染被害を償い、肝炎患者がいつでもどこでも安心して治療が続けられるために、肝炎治療と生活を支える公的支援制度が確立することが一日も早く求められている。よって、国会及び政府におかれては、これらの患者を救済するため、下記の事項について速やかに必要な措置を行うよう強く要望する。

- 1、肝炎対策基本法に基づく患者救済に必要な法整備、予算化を進め、患者救済策を実行する。
- 2、肝炎治療薬、検査費用、通院費の助成を初め、肝炎治療と生活を支えるための公的支援制度を確立し、肝硬変・肺がん患者には等しく障害者手帳を交付できるようにすること。
- 3、ウイルス性肝炎の治療体制・治療環境の整備、治療薬・治療法の開発促進、治療の迅速化などを図ること。
- 4、肝炎ウイルスの未検査者、ウイルス陽性者の未治療者の実態を調査し、早期発見・早期治療につなげる施策を講じるとともに、ウイルス性肝炎への偏見差別の解消を図ること。
- 5、「薬害肝炎救済特措法」の期限延長と法改正を行うとともに、血液製剤による感染の可能性が高い薬害C型肝炎患者を広く救済する措置を講じること。
- 6、集団予防接種が原因とされるB型肝炎患者の救済策を講じること。
- 7、B型・C型肝炎による死亡者には一時金、感染者・患者には健康管理手当を支給する法制度の確立によって、感染被害が償われ、持続的に治療を続けられる環境を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月16日、長崎県壱岐市議会、提出先は下記のとおりであります。
議長（市山 繁君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで発議第 13 号について質疑を終わります。

〔提出議員（町田 正一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） お諮りいたします。発議第 13 号は会議規則第 37 条第 2 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、発議第 13 号 B 型肝炎・C 型肝炎患者の救済に関する意見書の提出については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議第 13 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、発議第 13 号 B 型肝炎・C 型肝炎患者の救済に関する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

追加日程第 28 . 委員会の閉会中の継続調査の申し出の件

議長（市山 繁君） 次に、日程第 28、委員会の閉会中の継続調査申し出の件を議題といたします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長、厚生常任委員長、産業建設常任委員長から委員会の閉会中の事件について、会議規則第 104 条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、委員会の閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、委員会の閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で予定された議事は終了いたしました。この際お諮りいたします。

今期議会において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、壱岐市議会会議規則第 43 条の規定により、その整理を議長に一任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らいをすることに決定をいたしました。

議長（市山 繁君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

ここで市長から長崎県病院企業団の件について発言の申し出がっておりますので、発言を許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 発言のお許しをいただきありがとうございます。

私は2011年12月9日付、壱岐日々新聞の壱岐市民病院に関する報道に強く抗議をいたします。

私は12月2日、今定例会に当たり、行政報告の中で、壱岐市民病院の経営形態について、今日までの経過を申し上げたうえで、長崎県病院企業団に加入しなければ、市民が求める市民病院の実現は困難だと判断するに至ったと申し上げました。また、10月7日に厚生常任委員会にその旨を御報告したこと、10月27日には市山議長に御同伴いただき、長崎県病院企業団企業長と面会したこと等を御報告申し上げました。

さらに、壱岐医師会の先生方への御説明、医師の派遣をいただいている関係大学病院には、厚生常任委員にも御同席いただき、御説明の上、御理解をお願いしたと申し上げました。そして、長崎県を初め関係市町の同意など、高いハードルがあるが、何としても諸問題をクリアして、病院企業団加入を果たしたい、そして壱岐の医療を守りたいと申し上げました。この件に関し、壱岐日々新聞は、議員の多くは本気じゃなかろうと見方をしている、ただの選挙向けのパフォーマンス、マニフェストの大黒柱を放棄されたとしかいえないとの指摘があると報道されました。私はお尋ねしたいのです。多くの議員の皆様は本当に取材を受けられてそのように発言をされたのでしょうか。また、今年3月議会では病院企業団に加入したとしても、医師の確保には厳しいものがある、慎重に考えないと、真っ向から否定をする発言をしてたとあります。

皆さん、市のホームページに議事録がございます。ご覧いただきたいと思います。3月9日の中村議員の一般質問に対する答弁でございます。私は確かにそのように申し上げております。しかし、その後、排除するということではないと申し上げておまして、決して否定はしておりません。どうしてそれが真っ向否定する発言をしたという報道になるんですか。私の発言の一部だけを取り上げ、私の真意ではない報道がなされることに強い憤りを感じずにはおられません。

企業団に加入するためには、さきに申し上げましたように、これから相当の努力が必要となります。加えて慎重な行動をしなければなりません。ところが、企業団や構成市町など、今からお

願いに伺わなければならないところにどのような取材をされたのか、だれが答えられたのかわかりませんが、市山議長と私が企業長とお会いしてお話したのは事実でございます、初耳だとか実態はないとかの報道には首をかしげざるを得ません。

また、対馬市の一議員の発言を示し、あたかも関係市町すべてが絶対認められんといっているかのような表現があります。私はこの報道の真意はどこにあるのだろうかと思っております。私は報道の使命は真実を、真実を広く伝えることにあると思っております。私は以前議会で申し上げました。大学医局にあっては壱岐の報道のあり方が変わらない限り、医師の派遣はできないと言われたこと、私は熟慮に熟慮を重ねて結論を出したと申し上げました。それを軽拳、すなわち軽はずみだといわれるなら、これ以外に壱岐の医療を守るすべはございますか。あるならどうかお教え願いたい。私は市民皆様に訴えたいのです。私は壱岐の医療を守るために必死であります。命がけであります。どうか信じていただきたいと思います。

議会の皆様をお願いいたします。どうか長崎県病院企業団に加入することが壱岐の医療を守ることだと、議会も同じ方針だということをぜひお示し願いたいと思います。

以上、私の日々新聞の報道に対する抗議を申し上げました。発言のお許しをいただきましてまことにありがとうございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） ただいま市長から壱岐の医療を守るためには長崎県病院企業団に加入しなければならないが、議会も同一方針で願いたいとの発言がございました。ただいまの発言に対し御意見がありましたらお願いいたします。町田正一議員。

議員（7番 町田 正一君） 今市長が、病院改革の方向性については、県病院企業団加入しか経営形態としては生き残る道はないというふうに明言されました。厚生委員会としては10月6日、市長からこの件についての提案を受け、これを了承して執行部と一緒に、九大、久留米、福大の3病院に直接出向きまして、医師の継続の派遣をお願いしたところでもあります。しかし、最も重要なことは、市民病院に対して市民の医療面のサービスが今以上に向上すること、そして休床せざるを得なかった精神科の一日も早い復活であります。ましてや今回は企業団の加入となると、県あるいは構成する市町を巻き込む判断になります。今回についてはできませんでしたとか、改めて別な経営形態というわけにはいきません。どうか市長には全力を挙げてスピード感を持って取り組んでもらいたいと思います。3月議会ではもう少し具体的な進展状況が見られる報告を期待しております。

議長（市山 繁君） ほかにございませんか。それでは、白川市長、今んとに何もありませんね。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） ただいまは厚生常任委員長に力強い発言をいただきましてありがとうございます。委員長言われましたように、スピード感を持って3月議会には皆様方に御報告を申し上げたいと思っております。議員皆様方とともに力を合わせてこの問題にぶつかっていきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 意見がないようですので、市長の長崎県病院企業団の件についての発言は終わります。

次に、市長から閉会に当たってのあいさつの申し出がっておりますので、発言を許します。
白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 議会閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

去る12月2日から本日まで15日間にわたり、本会議並びに委員会を通じまして、慎重審議を賜りまことにありがとうございました。衷心より経緯と感謝の意を表すものでございます。

本定例会におきまして、さまざまな御意見、御指摘、また御助言を賜りました。賜りました御意見等につきましては、私も真摯にそして謙虚に受けとめ、市政運営に当たる所存でございます。今後とも御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。

さて、ただいまは壱岐市民病院について、議員各位にお話をさせていただきました。さきに申し上げますように、こうした重要案件につきましては、議会と執行部が同じ方向を向き、それに向かってともに進んでいく、このことが極めて重要なこととあります。このたびは熟慮に熟慮を重ね、そして議員皆様方とともに、方向性を見出したところでございます。議員皆様方にはこれからも強力な御支援、後押しをいただき、大変心強く、ここに改めて感謝を申し上げる次第でございます。

長崎県病院企業団加入に向けてはまだまだ多くのハードルがございます。しかし、壱岐の医療を守る市民皆様の生命、そして健康を守る、この大義に向けて、壱岐市医師会の先生方の御理解、御支援をいただきながら、最大限の取り組みを行ってまいりますので、市民皆様におかれましては、ぜひ御理解、御協力を賜りますよう切にお願い申し上げます。

また、壱岐市ケーブルテレビの運営についての指定管理者関西ブロードバンドにつきましては、視聴者の皆様の御期待に沿うよう、今後も厳しく指導してまいります。

今年も残すところあとわずかになりました。そして私の任期も残り4カ月を切ったところでございます。平成24年辰年であります。辰のごとく、竜のごとく、壱岐市が飛躍するよう、また

その基礎を築くため、真摯の精神で精いっぱい突き進んでまいりますので、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

これから年末年始にかけて大変御多忙な時期でございますが、市民皆様並びに議員各位におかれましては、健康に十分御留意されまして、健やかに輝かしい新年を迎えられますことを心から御祈念申し上げまして閉会のあいさつといたします。大変ありがとうございました。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） ここで閉会に当たり、私からも一言ごあいさつを申し上げます。

本日議員発議により、吉岐市議会基本条例が制定され、平成24年1月1日から施行されることとなります。本条例では定例会の回数を年1回とし、会期を通年とすると定めております。また要綱において会期を1月から12月までとしておりますので、1月に招集される議会より通年議会となります。なお、1月に市長より招集がない場合においては、議長のほうで招集の請求をすることとなりますので、よろしく願いをいたします。

これから寒さも厳しくなってまいります。皆様方にはくれぐれも健康に留意され、御健勝にて明るい新年を迎えられますよう心から祈念申し上げ閉会のごあいさつといたします。

以上をもちまして平成23年第4回吉岐市議会定例会を閉会いたします。大変お疲れさんでございました。

午前11時20分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 市山 繁

署名議員 榊原 伸

署名議員 久間 進

閉会中継続調査 申出書

委員会名	事 件
議会運営委員会	事件 ・ 本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項 期限 ・ 次期定例会招集日前日まで
総務文教 常任委員会	事件 ・ 政策企画課、総務課、財政課、管財課の各所管に関する調査 ・ 税務課の所管に関する調査 ・ 消防本部の所管に関する調査 ・ 教育委員会の所管に関する調査
厚生常任委員会	事件 ・ 市民福祉課、こども家庭課、保護課の所管に関する調査 ・ 健康保健課、環境衛生課の所管に関する調査 ・ 吉崎市民病院及びかたばる病院の所管に関する調査
産業建設 常任委員会	事件 ・ 観光商工課、農林課、水産課の所管に関する調査 ・ 建設課、上下水道課の所管に関する調査